

郷鎮企業の組織と経営

Organization & Operation in Township and Village Enterprises

菅 沼 正 久

Masahisa Suganuma

目 次

はしがき

- 1 農村社会総生産額の推移
 - (1) 農村改革と農村変貌
 - (2) 農村経済の繁栄の構造
 - (3) 農村の分化と「差距」の形成
 - (4) 郷鎮企業の賃金水準と農家所得水準
- 2 郷鎮企業の推移
 - (1) 社隊企業終期 (1978～1983年)
 - (2) 郷鎮企業の「開創」期 (1984～1988年)
 - (3) 郷鎮企業の「起飛」 (1989年～)
- 3 郷鎮企業の発展構造—組織と経営—
 - (1) 郷鎮企業の設立状況
零細分散の設立状況
郷村制度と郷鎮企業
農村の空洞化と股分合作制
 - (2) 郷鎮企業と農村階層
郷鎮企業の就労事情
郷鎮企業と農民分化の促進
農村の新しい8階層
職業分化と階級論
農村社会分層と「新中間層」
 - (3) 郷鎮企業の企業的発展
郷鎮企業と規模拡大の傾向
郷鎮企業の「国民経済」的発展
「船小好掉頭」から「艦隊」へ
郷鎮企業労働関係の変質
 - (4) 郷鎮企業における所有と経営
郷鎮企業と企業改革
城郷協調システムと郷鎮企業
郷鎮企業における企業と事業
郷鎮企業法制

- 1 「農民股分合作企業暫行規定」
- 2 「城鎮企業承包経営責任制規定」
- 3 「中華人民共和国郷村集体所有制企業
条例」

はしがき

(1) 郷鎮企業の研究の視角

郷鎮企業の組織と経営は、郷鎮企業研究の二つの視角をなす。郷鎮企業、正確には郷鎮集団企業は一方において、郷村社会＝「社区」社会の集団所有経済に根拠を置く。他方では企業体としての合理と効率にその存立を賭ける。組織と経営はこの意味で、郷鎮集団企業という特殊な企業形態の二つのモメントでもある。組織、つまり集団経済モメントが、この企業の資本の調達と運用を規定する。企業体モメントが郷鎮企業の企業活動の特徴、すなわち、郷村の企業資源（労働力、資金、原材料など）に基礎を置いた活動を規定する。郷鎮企業の一つの特徴とされる、企業利潤処分における「各項建設支援支出」（農村福利事業、農村教育、小城鎮建設）は個性的である。企業の当然費用支出とされる「以工補農建農」資金贈与も同様に個性的である。

郷鎮企業は人民公社制度期の「社隊企業」（公社企業、生産大隊企業）の後身とされている。しかし、1980年代中期にはじまる「開創」期の所産とみるのが妥当である。それは「社隊企業」が「亦工亦農」方式を介して、工業と農業が労働過程において結合した制度と比べて異質だからである。

換言すると、郷鎮企業は「改革、開放」政策の所産であり、ある意味では市場経済の環境のもとで発展した企業形態である。その発展の様相は鄧

小平によって「異軍突起」と形容された。党中央の公式の見解として、郷鎮企業は中国農業現代化における「必由之路」と評価されている。この「必由之路」という評価は、農村の「剰余労働力」（最近「富余労働力」）の捌け口という意味、また「以工補農建農」資金贈与という意味で使われる評価である。このばあい、農村の「剰余労働力」という名目のもとに、大量の農業基幹労働力の流出が生じ、農業、とくに粮食生産の停滞、徘徊不前の局面が発生したことは、あまり留意されていない。

それはさて置き、郷鎮企業に対する評価は高く、評論の多くは肯定面に向けられている。すなわち「举世矚目」論である。これについて農業部の文件「關於促進郷鎮企業持続健康發展報告」（1992年1月2日）は、次のような数値（1991年末）を列挙して「举世矚目」の理由とした。

全国郷鎮企業（郷辦、村辦、連戶辦、戶辦を含む）の職工9300万人、農村総労働力の22%に相当。総生産額1兆1000億元、全国社会総生産額の4分の1、全国農村社会総生産額の60%に相当。うち工業生産額8500億元、全国工業総生産額の3分の1に相当。

この数値は主として、1984～91年の期間の達成であるから、短期的突然変異の前例の多い中国经济のなかでも、やはり「举世矚目」的であったと思う。しかし、郷鎮企業はこのような数値の列挙を以て、成否を問うべき経済問題なのであろうか。郷鎮企業、正確には郷鎮集団企業は、その郷鎮性として、集団経済性として、そのような特殊な企業体として考察され、評価されるべきものである。例えばその発展の地域的偏差は大きい。具体的には、農業部統計（1994年）によると、職工人数1億2017万人、うち東部地区57.5%、総生産額4兆2588億元、うち東部地区72.5%であった。東部地区には北京、天津、上海、遼寧、山東、江蘇、浙江、福建、広東および海南の10省市が含まれる。郷鎮企業は「異軍突起」として発展し、頭角を現したのであるが、それには二つの意味がある。

一つは国有企業の発展と比べての、もう一つは中部西部両地区の郷鎮企業の発展と比べての「異軍突起」である。前者に関しては、例えば1985年

から1993年に至る期間に、工業生産総額（郷鎮企業を含む）は6.9倍の伸びであったのに対し、郷鎮企業工業生産額は13.2倍の伸びであった。国有工業の伸びが低く不振であったのか、それとも郷鎮企業の伸びが異常であったのか。これは中国の政策担当者だけが正確に判断できることである。外国の観察者としては、郷鎮企業の「異軍突起」はやはり国有企業の伸びと比べた相対的判断と見るのである。

第2の論点は郷鎮企業の発展の地区間不均等である。地区別にみると、東部と中西部のあいだの不均等発展が顕著である。なかでも江蘇省南部（蘇南）地区での郷鎮企業の発展は「農村社会経済の発展において巨大な役割を發揮した。その重要な原因はすなわち、それが上海、南京および蘇州、無錫、常州など大大都市の近傍にあったことである」（陸学芸研究員との対談記録『人民日報』1995年6月27日）。

郷鎮企業が大大都市の近傍農村において、都市工業の外的な影響や刺激を受けて発展したことは、それが農村内部からの「内発的発展」によるものでないことをしめしている。中部地区（11省区）西部地区（9省区）における後発はそうした格差を形成するほどの、農村経済発展水準の差が存在しない現実からみて、主として都市経済、工業という外部条件に規定されたとみるべきであろう。

(2) 郷鎮企業の経済構造

郷鎮企業にとって、都市経済、工業の存在は市場経済環境である。郷鎮企業がその市場経済環境によって、どのような影響を受けるか。この問題は郷鎮企業の経済構造を形成する3要素、すなわち郷鎮性（あるいは郷村性）、集団性（社区集団経済組織）および企業性（例えば「股分合作」経済企業）の角度から考察するのが妥当である。

市場経済環境のもとで、郷鎮企業は農村、農業に対して、どのように機能するのか。また都市経済に対して、どのように対応するのか。二元経済社会の条件のもとで、郷鎮企業は「城郷一体化」を促進するように機能するという見解がある。しかし、二元経済社会は郷鎮企業という特殊な企業形態によって解消するとか、一元化するとか、と

言う単純な問題ではない。郷鎮企業自身が「剪刀差」という価格差によって有利に位置する工業、非農産業の側において発展する。この事実認識に誤りがなければ、郷鎮企業は「剪刀差」の受益者の側にある。「剪刀差」の縮小、解消にどのように機能するのか。

「離土不離郷」式の労働力調達に依存したため、郷鎮企業は言わば労働力立地の企業として展開した。それが零細分散の企業関係となり、企業立地の不合理を招いたとされる。そうした認識から、農村の小城镇化、郷鎮企業の農村離反、小城镇参入が提唱される。郷鎮企業の大勢は小城镇傾斜にあると言ってよい。それはまた、二元経済社会の問題について言うと、郷鎮企業はその一元化に向かうというよりは、農村の排除と城镇化という、二元構造の再編に向かっていくと言うべきであろう。

つぎに郷鎮企業は集団所有制企業として、あるいは「地区集団経済組織」群の構成体として、集団経済の影響を受け、集団経済に貢献するべく機能するのか。あるいは集団経済組織の名存実亡、集団所有制の空洞化の潮流に巻き込まれるのか。郷あるは村の範囲の「集団」は、人民公社生産大隊、生産隊の改革ののち、大勢としては単純な家庭経営に退化したとされる。

痕跡として郷、村級の「集団所有」が残った。それは非私有であるが故の「集団所有」であるに過ぎない。個人の抛出と持ち分という人間関係を欠落するために、「集団組織」性は乏しい。その意味では郷鎮企業の「集団経済」性格を規定する、郷村の「集団」性は著しく稀薄になっている。郷村の基本的関係をなす村級統一経営と家庭経営の結合に於ける集団性の稀薄化は、企業活動自体には集団性強化のモメントを欠く郷鎮企業にとって、その集団性の薄弱化ないし喪失の事態となる。

企業性。郷鎮企業の評論のなかに、郷鎮企業の「社区的性質」の弱体化を指摘する向きがある。それは「商品経済の発展」の所産を理由としている（陶然論文『中国農村経済』1995年第4期、P.40）。その反面、「社区」社会における集団性の後退、薄弱が、郷鎮企業の「社区」離れを促したのではないか。「社区」における集団性が後退

したとすると、郷鎮企業はその企業性の強化に依拠せざるを得ない。そしてそうした企業性の強化が、「社区」社会からの離反、小城镇形成に向かったのではないか。そうした新傾向は、1988～89年の経済「治理、整顿」政策をきっかけにして生まれ、1992年春の鄧小平「南巡講話」が新傾向に拍車をかけたのではないか。

(3) 郷鎮企業の組織と経営

抽象論の次元においては、組織、つまり社区集団経済組織の発展と、企業経営、つまり資本の調達と運用の単位の発展とは、必ずしも一体的ではなく、異質であり、したがって矛盾の関係である。人民公社の「社隊企業」においては、「亦工亦農」式が象徴するような、労働過程における工業と農業の統一の方式であるから、集団の活動に企業経営が服務する方式であったから、対立は少なく、矛盾の処理は容易であった。しかし、集団経済組織の主導のもとに企業経営が行われるのであるから、短期的にみると必ずしも合理、効率的であるとは言えない。

郷鎮企業は市場経済の環境にあり、農業の主要な生産組織である。村級の統一経営と分散家庭経営の結合による重層経営が必ずしも有効に機能していない、といった事情もあり、組織と経営の関係は著しく複雑である。大勢は「社区集団経済組織」の後退、家庭連産承包責任制の事実上の「分田单干」化であって、郷鎮企業を構成する一つの要素である集団性は薄弱となった。それに引き換えて、企業経営の要求、合理と効率が大勢を律する状況にある。こうした大勢は1980年代末から90年代の前期にかけて鮮明となった。その特徴は次の如くである。

まず組織関係。郷鎮企業と社区集団経済組織の関係は、一面では市場を仲介とする市場経済の関係であり、反面では行政上の規定に基づく所得再分配＝資金贈与の関係である。郷村制度と郷鎮企業の関係には、次のような特徴が見出される。

1 社区集団経済組織（統分結合）の名存実亡の傾向。「分田单干」化。

2 社区集団土地所有の空洞化。村民委員会と農戸のあいだの「租佃関係」化。

3 郷村制度。基層政権組織の半身不随化。村

党支部と村民委員会および村級合作組織の「三枚牌子」の党支部による総括。

4 階級変動。郷鎮企業職工人数は1984年5208万人から1994年1億2017万人に急増した。旧中間層の農民が非農産業就業の新中間層に移行した。これは単なる職業転換ではなく、階級変動である。

5 農業の徘徊不前。1985年にはじまる糧食生産、農業の徘徊不前は、農民の一般的な生産意欲の低下、農業基幹労働力の農外流出に起因する生産力停滞に由来する。郷鎮企業従業員が短期間の急増によって1億2017万人に達したことは、農村労働力価値形成に変革的な影響を与えた。

すなわち、非農産業賃金の相対的高水準による収入増はその生活水準向上、家計費支出の増嵩をもたらした。農村労働力価値の工業的上昇である。労働力価値の向上は当然、その価値実現、つまり就労条件の改善と賃金上昇を要求する。その要求が満たされない就労、例えば農業には向わず、その労働力価値の実現の可能な就労を選択する。1990年代前期にはこのような労働力価値形成と実現の特徴が出現した。

しかし、このような労働力価値形成は、郷鎮企業の跛行発展のため、東部地区に集中的に現われた。したがって、農業生産意欲の低下も東部地区に特徴的な現象であり、東部地区の糧食生産萎縮はその結果である。南粮北調が北粮南調に変わる事態が出現した。

6 郷鎮企業の集団経済の社会的基礎の軟化あるいは崩壊。農村における政治的な半身不随、経済的な生産意欲低下は、総じて集団経済を弱体化に導びき、郷鎮企業の社会的基礎を不安定に導びく。郷鎮企業はその郷村性の稀薄化、集団性の薄弱化に対応し、企業存立の基盤を企業それ自体の強化に求める。郷鎮企業の「社区的性質」が稀薄化し、替って城鎮性が強化された。

つぎに企業経営。1990年代に入ったのち、郷鎮企業に顕著となった傾向は、企業的成熟への傾斜である。それは郷鎮企業自体の傾向でもあるが、政府の郷鎮企業政策に現われた傾向でもある。1990年代に入ると、政府（所管の農業部）はあい次いで決定や条例を制定したが、そのすべてが企業化促進政策であった。

1 郷村に於ける集団経済の後退は、郷鎮企業を郷村外へ押し出した。依拠する力量としての集団経済が軟弱化したのにつれて、企業それ自体の成熟のなかに依拠する力量を求めたと言えるだろう。郷鎮企業の「社区」離れは、顕著な傾向となった。

2 東部地区の郷鎮企業は「起飛段階を迎え、自己発展能力を蓄え、投資機会は湧き出るが如しであり、矢はまさに弦を離れんばかりとなった」（陸学芸、張其存論文『1993～1994年中国、社会形勢分析と予測』中国社会科学出版社、1994年1月刊所収）。

3 労働力吸収の変化。中西部地区の「民工潮」を反映し、例えば蘇南地区郷鎮企業にみるように、省外、地区外流入の労働力の雇用依存がはじまった。反面、市場競争方策として、合理化効率化が浸透するにつれて、漸く労働力節約となり雇用拡大は限界に近づいたという指摘もある。

4 企業間競争の渦中において、郷鎮企業は従来の企業特性、例えば「船小好掉頭」から企業大規模化、企業集団の結成、「艦隊」化に転換しはじめた。行政上も条例、規定などによる企業体としての成熟策が導入された。とくに「股分合作制」は導入する郷鎮企業が急増し、「開創」期の単純な資産管理方式を改め、資産の評価、株式化、出資株式に対する配当支払いなど、新たな財務管理体制がはじまった。一種の「従業員持ち株制」であり、これにより、従業員の企業経営にたいする関心の刺激、また出資配当による財務にたいする関心の刺激の制度化など、新たな組織論の登場となった。

1 農村社会の総生産額の推移

(1) 農村改革と農村変貌

1991年11月の中共第13届8中全会の決定は、1980年代の10年間にしぼって、農村改革と改革による農村の変貌を次のように要約した。

イ 家庭連産承包責任制、統分結合の重層経営体制の建設。集団統一経営の優越性と農戸承包経営の積極性の発揮。

ロ 集団経済とともに個体経済、私営経済の発展。集団経済を主体とする多種経済並存の方式が成立。

ハ 農産物価格と買付、販売政策の調整、多条チャンネル流通の発展が農村流通体制改革の端緒を開く。

ニ 科学技術、興農教育、農業総合開発の新発展、粮食産量の連続2段階到達、農林牧副漁各業の発展が、長期の農産物供給不足状況を改善した。

ホ 郷鎮企業の異軍突起、非農産業生産額の農業総生産額超過、農村工業生産額の全国工業生産額の3分の1占有など、国民経済における作用発揮。

ヘ 農民の平均1人純収入の倍増、扶貧工作の成果が、農民の温飽問題を解決。

ト 幹部と大衆の科学、文化水準の向上、商品経済意識の増強など精神様相の新変化（前出『新时期農業和農村工作重要文献選編』P, 761による）。

農村経済体制改革の骨格は、その第1段階は1980年頃にはじまる農家生産責任制であった。その到達点は、粮食生産4億トン水準であり、農民生活の「温飽」解決、つまり「温飽」生産力水準である。1985年以降は粮食4億トン水準を基礎に、第2段階を予定し、責任制の完整、粮食統一買付制の「合同定購」制改革、農村産業構造変革の3項が提起された。しかし、1985年以降、粮食生産の不振、国民人口1人当り占有量394キログラム（1984年）大台割れとなり、農業は「徘徊不前」をつづけ、「第2段階」指標は解消する。

家庭連産承包責任制の特徴は、村級の地区経済

合作組織からの責任量割当て＝発包、家庭経営による実行＝承包という重層経営であるが、地区経済合作組織はもとの人民公社生産大陸を継承したものの名存実亡と化した。文字通りの単純な家庭経営（「分田単干」）と化す。1984年までは「両田制」つまり、粮食生産の責任田と並ぶ、家庭需要を満たす「口糧田」によって、多くの増産により個人の所得増が約束されたため、生産積極性は向上し、4億トン水準に到達した。

しかし、その両田制はあたかも1985年頃から郷鎮企業の「異軍突起」的發展と合流して、新たな傾向を生み出す。すなわち、一方では責任田の責任遂行、あるいは移譲（「転包」）方法を講じ、他方では口糧田により、必要量を保障し、余力を郷鎮企業就労、非農産業向けの農業離脱の道を歩む。まず、工業的、非農産業的条件の約束された東部沿海地区（北京、天津、遼寧、上海、河北、山東、浙江、江蘇、福建、広東、海南の省市）が先駆し、跛行状態をつくり出す。

農戸責任制と両田制のもと、1980年代の前半期には、農民の意欲、積極性は耕種農業を主とする農業に向けられた。しかし、1984～85年を転機として、農民の意欲、関心は耕種農業を離れた。政府政策の誘導のもとで、群小の個人経営、合作経営をはじめとする郷鎮企業の「異軍突起」とされる急増がはじまる。

郷鎮企業は人民公社期の「社隊企業」が、農村労働力の「亦工亦農」方式による吸収、所得形

農村社会総生産額の推移

(単位：億元)

年	社会 総生産額 A	農村社会 総生産額 B	農業 総生産額 C	農村工業 総生産額 D	B/A(%)	C/B(%)	D/B(%)
1978	6,846	2,038	1,397	397	29.8	68.5	19.5
1984	13,171	5,068	3,214	1,161	38.5	63.4	22.9
1985	16,602	6,340	3,619	1,750	38.2	57.1	27.6
1986	19,066	7,554	4,013	2,381	39.6	53.1	31.5
1987	23,031	9,432	4,676	3,285	40.9	49.6	24.8
1988	29,847	12,535	5,865	4,781	42.0	46.8	38.1
1989	34,730	14,480	6,535	5,886	41.7	45.1	40.6
1990	38,035	16,619	7,662	6,720	43.7	46.1	40.4
1991	43,584	19,004	8,157	8,267	43.6	42.9	43.5
1992	...	25,386	9,085	12,717	...	35.8	50.1
1993	...	39,953	10,996	22,690	...	27.5	56.8
1994	...	61,376	15,751	35,841	...	25.7	58.4

註 『中国統計年鑑』による

成、務農務工両社員の所得均衡をはかったのちがって、農業、工業の不均等発展の道を拓いた。郷鎮企業は農業労働力、剰余労働力ではなく必要な基幹労働力を吸収して、農業に打撃を加えた。相対的に高い賃金水準を以て、農村社会の所得向上に貢献する。これは「離土不離郷」と呼ばれる、労働力流動方式であるが、この方式によって、戸口制＝農民戸籍の不変のまま、大量の農業労働力が農業から非農産業への流出が促進された。「離土不離郷」方式のもとで、一方では農業所得の低水準を覆いかくすが如く、非農産業賃金に支えられた農村人口の所得が向上する。他方では、農村の都市化、農業停滞と工業化が進展する。

農業所得水準の向上につれて、農業生産が発展から「徘徊不前」に転換する状況が出現した。この構図はやや複雑である。まず、農村所得水準の向上が主として非農産業＝工業賃金所得に由来する。具体的には「開創」期郷鎮企業への就労増加、農業所得と比べて高水準の工業賃金所得が拡がり、当該地域の所得水準を形成するという関係である。農業基幹労働力の離農、工業就労への傾斜が進む。農業の不振は不可避となる。この関係は1985年以降に出現する。

もう一つの関係は、非農産業の発展、農業不振の事態が東部沿海地区に顕著に出現し、他の中部地区（山西、内蒙古、吉林、黒竜江、安徽、江西、湖南、湖北、広西、河南の10省、なお1990年には河北省を含む）西部地区（四川、雲南、貴州、西藏、陝西、甘肅、寧夏、青海、新疆の9省区）は依然として農業的であって、非農産業は発達以前である。つまり中国農村は「農村の工業化」傾向の東部と農業的な中西部に分化し、経済発展水準を異にした二つの区域に分化した。

工業的傾斜の東部地区と農業的な中西部地区という地域関係は、農村経済地域としては経済的性質上異質の二つの地区である。東部地区のなかの郷鎮工業発達の郷村の労働所得は、都市労働者所得水準に近い。ちなみに1993年「国家統計局公報」によると、住民1人平均収入は農村921元、都市2337元であり、農村は都市の39%の水準であった。1988年には格差49%であったから、5年間に都市農村の格差は拡大し、農村は都市の50%水

準から40%水準に低落したことになる。

都市と農村の住民のあいだの所得格差という一般的傾向のもとで、1980年代後半以降、農村が分化した。東部地区は戸口制のうえでは非都市ではあるが、経済上は都市化、工業化が進んだ。それは労働力価値について言うと、「郷村労働力価値の工業的上昇」と言うべき変化である。非農産業就労による賃金所得は農家＝農業労働報酬所得と比べて高水準である。高水準の所得は最近年の都市市場の傾向、供給商品の高級化と価格高騰の条件下で、高い家計費支出を可能とした。

家計費の上昇は実質上、生活水準の上昇であり、その労働力価値を上昇させる。また郷鎮工業は労働者の文化的技術的訓練の場であり、高い文化水準、技術水準の労働力を養成する。このように東部地区において、郷村労働力価値は工業的に上昇し、当然、その価格実現として高賃金を要求し、高賃金就労を選択する。

東部地区郷村と比べて中西部地区郷村は、依然として農村的農業的である。その労働力は農家労働力価値として形成され、「剪刀差」が象徴する低い農産物価格の条件下の農家労働を通じて実現する。東部地区の郷村労働力の価値形成が工業的に上昇するのと比べて、中西部地区は伝統的な農家労働力として価値形成をとげ、農家労働を通じて実現する。中国農村が東部地区と中西部地区とに分化し、経済的に異質な価値形成をとげるようになったことは、1990年代の重要な特徴である。

(2) 農村経済の繁栄の構造

1980年代をつうじて、農村経済はひきつづき順調に発展し、繁栄を維持したとすることができる。「改革、開放」政策の端緒となった1978年から、統計でみる最近年の1994年に至る17年間、つねに成長をつづけ、農村社会総生産額は30倍というまさに「举世矚目」の発展である。この期間、インフレーションによる物価上昇があった。例えば糧食買付価格指数でみて、1993年は1978年を100として440であった。したがって、実質からみても農村社会総生産額の急伸は確かであり、繁栄の17年間であったと言ってよい。

この期間に成長に緩急があった。例えば、1978年から84年にいたる6年間は2.5倍、1985年から

89年にいたる4年間は2.3倍であったが、1989年から94年にいたる5年間は4.2倍であった。1980年代も後期になり、90年代に入る時期に発展速度を増した。発展の加速には重要な意味があった。

1978年から84年にいたる期間は、農業総生産額は2.3倍、農村工業総生産額が2.9倍であった。概括すると、農村の内部において、農業も工業もほぼ同じ速さで発展した。大中都市を包含する全国、つまり社会総生産額はこの時期に1.9倍の伸びで留まった。つまり1984年にいたる期間、農村が都市をリードする傾向にあった。構成比からみても、社会総生産額に占める農村は29.8%から38.5%に上昇し、反面、都市の比例は低下した。そして、農村社会総生産額に占める農業と工業の構成比の面では、農業は68.5%から63.4%に低下したけれど、なお依然として農業は農村経済の主導的地位を占めたのである。

しかし、1985年以降に変調が生ずる。すなわち、農村社会総生産額は一方では社会総生産額にたいし、その占有の比重を高める。1985年の38.2%から1990年に43.7%に漸進する。農村はその経済活動の面で、全国の半分に接近する。他方では農村社会総生産額の内容に変化が生じた。1985年から94年に至る9年間、農村社会総生産額は9.7倍に増加するが、内訳では農業総生産額は4.4倍どまり、農村工業総生産額は20.5倍に増加した。換言すると全国の半分に迫る農村社会総生産額の伸びは、主として農村工業総生産額の急伸によってもたらされたのである。

農村社会総生産額の構成の変化はまさに「举世矚目」的であった。農業の比重は1985年の57.1%から94年の25.7%へ急減した。それと比べて工業の比重は27.6%から58.4%に上昇した。変化の時期をみると、1986～87年期中に農業は50%を割るまでに低下した。工業は1991～92年期中に50%を超えるまでに増大した。そして1992年の急成長のうち、1994年には農村工業総生産額の割合は58.4%に上昇した。

東部沿海地区において、農村は農村ではなくなった。農村が農村であることを示す基本的指標は粮食生産である。中国農業生産力水準に照らして、中国農村における粮食生産の第一義的重要性は強調されなくてはならない。しかし、1985年以降、

そうした社会的要請とは全く逆の傾向が生じた。歴史的に中国における粮食生産の主産地の地位にあった江蘇、浙江両省をふくむ東部沿海地区の農村が農業から離脱を開始した。

具体的には「東南沿海経済発達地区—上海、江蘇、浙江、福建、広東等省市の粮食生産萎縮問題」の発生である。問題の核心は水稻（稲谷）生産の大幅の減産である。粮食生産のピークをなす1984年と比べて、上記5省市の1993年の産量は937,7万トン減、11.4%減であった。減産率は上海16.7%、江蘇4.8%、浙江21.0%、広東18.8%であった。そのうちの主作である水稻作は825.9万トン減、13.9%減であった。各省市別の減産は上海13.5%、江蘇3.9%、浙江19.5%、福建5.0%、広東22.4%であった。減産は不可避免的に粮食の他省からの移入を招き、1992年に東南沿海地区は960万トンを移入した。1993年下半年には粮食交易会において、広東、福建、浙江、上海の4省市が920万トンの購入契約をした。

1000年の歴史と言われる「南粮北調」が変じて、「北粮南調」状況が出現した。ちなみに試算によると、上記5省市の人口2億余、1人平均粮食消費量350キロとして、その需要量は8,000万トンに及ぶ。その半分を移入するとして、期待される中部地区には4,000万トン移出の能力はない。事態は憂慮すべき深刻である（林晨光「我国東南沿海発達地区的粮食問題与出路」『中国農村経済』1996年第1期）。

郷鎮企業、非農産業の発展による工業化について、諸刃の剣（両刃剣）という指摘がある。利点もあれば不利点もある。これは1980年代から90年代初期に至る時期の分析の結論でもあった。郷鎮企業の発展は農村地方における工業の急成長をもたらした。同時に相対的に高い水準の賃金所得が拡散するにつれて、その農村地方の農村所得水準をひき上げ、繁栄をもたらした。しかし、郷鎮企業それ自体が農業基幹労働力の大量的吸収であり、農地の工業的潰廃を意味したのであるから、農業の衰退はいわば同義語であり、「徘徊不前」は不可避であった。しかし、1985年から今日に至るまで、一部の理論研究者を別として、中共中央の指導的幹部の政策論が「徘徊不前」の傾向に及ぶのは稀であった。

「離土不離郷式の労働力移動方式をとることは、大都市あるいは都市群帯の周囲に新興の都市化された工商業区が出現することである。その本質上、農村の都市化、すなわち一部の農業区が都市区に転じたことである。現在の中国の統計ではこの部分を農村経済の構成部分とみなしている。例えば、蘇南等の地区の郷鎮企業の相当の部分は都市経済体系に編入されているが、人びとの観念のうえでは転変したものとならず、それを都市経済範疇に組み入れていない」（劉福垣『農村改革的新方略』中国財経出版社1992年11月刊 p. 36）

この劉福垣氏の指摘は正しい。「離土不離郷」方式の工業化は、言わば農業の基幹労働力を吸収しながら、農地を蚕食しながらの工業化であり、その部分の農村の都市化であるから、つまり、農業の基盤の潰廃であり、「徘徊不前」を結果することである。しかし、それは農業労働力に所得形成する場を提供するのであり、高い所得、高い家計という生活水準の向上を実現するものであった。その内的構造を度外視するならば、農村の都市化、工業化は農村に繁栄をもたらす福の神であった。農村の繁栄が農業の後退を隠蔽した（陸学芸『当

代中国農村与当代中国農民』知識出版社1991年7月刊、p. 260）。

(3) 農村の分化と「差距」の形成

1980年代後半にはじまる中国農村の沿海部、内陸部の不均等発展、農村の分化は、1980年代後半以降の郷鎮企業＝非農産業の発展の所産である。既述のように、中国農業生産力は農村を分化するような発展水準にはない。したがってそうした分化は、非農産業の発展に由来し、非農産業の発達した地方の農業が衰退するという結果をもたらしたと言わなければならない。以下、1994年の統計数字によって考 する。

農村工業 東部地区偏在。1994年の農村社会総生産額を基 して考察すると、その64%弱が東部地区の であり、中部地区25%、西部地区12%弱と比べて偏 である。うち農業生産額はほぼ人口分布と同傾向である。人口の分布は東部41%、中部35%、西部24%である。農業生産額も東部49%、中部34%、西部18%である。人口分布と農業生産分布が同傾向であるのは、農業が手労働、家族経営であることの反映である。

農民家庭の1人平均収入額 (単位：元・%)

	全 国	東 部	中 部	西 部
1人平均収入額	1,794.6	2,223.5	1,665.4	1,365.7
指 数	100	123.9	92.8	76.1
1人平均純収入額	1,223.6	1,654.3	1,059.6	806.4
指 数	100	135.2	86.6	65.9

註 中国農業部『中国農業発展報告1995』p. 195

農民家庭の1人平均支出額 (単位：元、%)

	全 国	東 部	中 部	西 部
1人平均総支出額	1,642.8	1,953.3	1,537.7	1,348.7
指 数	100	118.9	93.6	82.1
支出経営費用	461.0	496.0	453.2	422.7
指 数	100	107.6	98.3	91.7
生活消費支出	1,020.6	1,284.9	910.5	789.9
指 数	100	125.9	89.8	77.4
現金支出	1,338.8	1,761.9	1,170.1	973.3
指 数	100	131.6	87.4	72.7

註 前表に同じ。p. 196

これと比較して非農産業とくに工業の場合は異なり、人口41%の集中度の東部地区に、非農産業の69%、工業の73%が集中している。これは工業の本来の性格の反映である。すなわち、労働力要素ではなく、資本、技術要素が支配的な産業である非農産業、工業の反映であり、そうした産業、経済が農村地方に登場し、異質を形成したのである。歴史的に東部地区は伝統から脱却し、また地理的に中西部地区と異質な産業社会を出現した。これが東部と中西部の間の「差距」の基底をなす。

東部地区の工業化と農村の非農産業化、工業化の意味は多面的であるが、すぐれて重要な点は農村人口の高所得階層への移行、高所得を可能とする高い技術、文化水準への移行という意味である。歴史的、伝統的な農民階層が分化し、非農産業、工業人口化し、旧来の中間層から工業的都市的社會を基底とする新中間層への移行が進む。この新中間層は、基本的に土地の非私有、公有を基礎とし、原則的には按勞分配の労働報酬制度に立脚する階層である。

そうした新中間層の形成を予想させる非農産業、農村工業の比重を、その生産額についてみると、東部地区は80.4%、67.1%である。農業生産は僅か19.6%に留る。経済発展における東部地区の変化は、まず、産業構造の変革であり、農業区から工業区への移行である。この移行が郷鎮企業

の台頭によって促進されたことは特殊中国的ではあるが、資本主義的近代化と変るところはない。

その場合、やはり特殊的であるのは、農業の後退をひき起し、新しい糧食生産力の出現を伴わないために、糧食問題の危機を招いたことである。糧食生産の高い生産力地帯であった長江下流地方、珠江デルタ地方において農業、糧食生産の衰退が生じた。糧食生産力の低位地帯の中西部地区はひきつづき農業区としてつづく。

地区間の所得水準分化。1980年代後半以降、郷鎮企業の発展を軸として、産業構造の変革が進む。農業から非農産業への移行である。この移行を促進したのが、農業と非農産業間の所得格差であるが、産業構造の変革を通じて、地区間の所得格差が実態となり、かつて平準的であった農村地方が所得水準のうえで分化した。

農民世帯の家族1人平均年収入は1978年当時の151元、純収入133元であった。1994年にはそれぞれ11.9倍の1,794元、9.2倍の1,223元となった。これはすでにみたように、都市世帯と農村世帯の格差の拡大を伴うものであった。それと同時に農村の一部、東部沿海地区が都市化、工業化するにつれて、農村（厳密には旧農村）の間で都市化区と農村区間の収入格差が形成された。

1994年現在、全国平均で上記のように1,794元と1,223元であった。これを基数にして地区間の差をみると、東部124、135であり、最低の西部は

農村社会総生産額の地区別構成 (単位: 億元、%)

	全 国	東 部	中 部	西 部
農村社会総生産額	61,375.7	63.8	24.6	11.6
農業総生産額	15,750.7	48.6	33.5	17.9
非農産業総生産額	45,625.1	69.0	21.5	9.5
農村工業総生産額	35,841.1	73.3	18.9	7.8

註 中国農業部『中国農業発展報告1995』p. 176

各地区の農村社会総生産額の構成分比 (単位: 億元、%)

	全 国	東 部	中 部	西 部
農村社会総生産額	61,375.7	39,157.7	15,098.4	7,119.6
農業総生産額	25.7	19.6	35.0	39.4
非農産業総生産額	74.3	80.4	65.0	60.6
農村工業総生産額	58.4	67.1	44.8	39.2

註 前表に同じ

76、66であった。おおむね2倍の格差が出現した。これはもとの「城市」「城鎮」農村との間の格差と同じである。換言すると農村産業構造の変革をつうじて、一部の地区（東部地区）の農村が都市化、工業化することによって、依然として農村区である他の一部地区（中西部）との間に所得格差が出現したのである。

収入格差は具体的には賃金、労働報酬の差の反映であり、また賃金、労働報酬は労働力価値の実現の貨幣形態である。その労働力価値は具体的には支出された家計費に相応する。1994年についてその状況を見ると、統計数字は伝統的な農戸における経営費と生計費の合計を以て表現している。しかし現実の中国農村の世帯は「農戸」から「務農戸」「務工戸」に分化しつつある。

東部地区、一部の中部地区において、多くの農村は都市もしくは「工業区」に変わり、それに伴って農戸が務工戸に変わった。務工戸に変わるにつれて、その支出額も賃労働者家計に類似し、農業経営費と比べて生活消費支出の比重が大きくなる。1994年についてみると、家庭支出額のうち生活消費支出の割合は全国計で62.1%、東部地区65.8%、中部地区59.2%、西部地区58.6%であった。逆に経営費用支出の割合は全国計で28.1%、東部地区25.4%、中部地区29.5%、西部地区31.3%であった。総じて農戸支出は生活消費的であるが、尚、経営費用支出が東部地区でも25%を超えていることは留意すべき点である。

注目されることは、収入にみる東部、中部、西部の差が2倍近い開きをみせているのと比べて、支出面では全国を100として、東部地区118.9、西部地区82.1であり、開きは1.4倍止まりと緩慢なことである。支出のうち現金支出において、全国計を100として、東部131.6、西部72.7と開きがある。総じて東部と中西部の格差のなかで、収入面での格差は大きい、支出面ではそれ程ではない。それは各農戸が農業を継続する限りはその農業経営費の差が生じ難いことによると思われる。

(4) 郷鎮企業の賃金水準と農家所得水準

最近の報道によると、郷鎮企業は「八・五」計画（1991～95年）期に新たに3,352万人を雇用した。従業員総数は1億2,600万人に達し、全国の

農村労働力の28%を占めるに至った。農村労働力の4人に1人が郷鎮企業従業員である。東部沿海地区では半分を占める。統計によると1995年郷鎮企業従業員の1人当り年平均賃金は2,900元であり、全国農民の平均収入の2倍以上であった。また、企業数にいくらかの変化があり、94年に減少に転じ32万企業減となった。この期間に従業員数は増加傾向をつづけたので、1企業当り従業員規模は拡大した（『国際貿易』紙1996年3月26日）。

ちなみに、郷鎮企業の趨勢に変調のあることを指摘する評論がある。その一つは東部沿海地区の農村で、郷鎮企業に雇用難が生じ、従業員増加に天井ができたとするものである。注意すべき変調である。もう一つは、郷鎮企業の企業的整備をはかるべく、規模拡大をはかるべしとする政策提言である。したがって、「1企業当りの従業員数は若干増加している」とする報道は、単なる傾向ではなく、労働力動態と政策転換の帰結でもありうる。この点は後述に譲る。

上記の報道はある程度、1984～94年の約10年間の推移と一致する。郷鎮企業の農村経済発展にたいする貢献で、評価に異論の少ない点は、農村労働力雇用と賃金支払いである。この約10年間に従業員数は5,208万人から1億2,017万人へ6,800万人増加した。一国の就労働態数値としては驚くべきものであり、その支払賃金額は239億元から3,000億元へ2,764億元増であった。1994年の中国の「職工工資総額」は6,645億元であった（『中国統計摘要』1995年版p. 23）。その50%に迫る金額であり、それが主として農村部に向けて支出されたのである。

郷鎮企業賃金はその総額が農村の所得構造を大きく変革する作用をはたす。それと同時にその賃金水準の高さ通じて、就労構造の変革として作用する。掲表の数値のうち、賃金額を従業員（職工）数で除して得た、1人1年間平均賃金額をみる。1984年から94年に至る間に、460元から2,500元へ5.4倍に上昇した。ほぼ同期の1985～94年に国有企業を主とする製造業平均賃金は1,112元から4,283元に3.8倍ほど上昇した。上昇は急激である。しかし、その水準は郷鎮企業2,499元が製造業4,283元にたいし58%相当である。この開差は何に由来するか（前出『中国統計摘要』p. 23）。

郷鎮企業賃金と農民家庭収入の推移

年	賃金額	従業員数	平均賃金額 A	農民家庭収入	労働力1人収入 B	B/A
1984	239.3億元	5,208.1万人	459.4元	355.3元	…元	…%
1985	472.1	6,979.0	676.4	397.6	690.0	102.0
1988	963.4	9,545.5	1,009.3	544.9	912.5	90.4
1989	1,054.9	9,366.8	1,126.2	601.5	994.3	88.3
1990	1,129.6	9,264.8	1,219.2	686.3	1,128.2	92.5
1991	1,305.1	9,609.1	1,358.2	708.6	1,179.3	86.8
1992	1,738.4	10,581.1	1,642.9	784.0	1,293.7	78.7
1993	2,344.0	11,278.0	2,078.4	921.6	1,475.8	71.0
1994	3,003.0	12,017.0	2,499.0	1,223.6	1,918.0	76.7

註 『中国統計摘要』各年版、中国農業部『中国農業発展報告1995』による。家庭「労働力1人収入」は「家庭人口1人収入」を基礎に、家庭人口数を乗じて収入総額とし、それを家庭労働力数で除し「労働力1人収入」を算出した。家庭人口数、労働力数は表示から省略した。

農民家庭労働力の1人平均収入1,918元は、郷鎮企業の2,499元と比べて、その77%に相当する。ちなみに表示の「農民家庭収入」は郷鎮企業従業員の賃金収入を含むとみられるので、これを除いた労働力1人平均収入は更に低くなり、開差も77%を下回るとみられる。前出報道が「1995年の郷鎮企業従業員の1人当たりの平均賃金は2,900元で、現金収入は全国の農民平均の2倍以上になった」とするのは妥当な評価であろう。

趨勢としてその開差は1985年以来ひきつづいて拡大し、「差距」が生じた。1985年当時は農家の農産物販売所得を反映する労働力1人平均収入は、郷鎮企業と比べて高かった。しかし1985年にはじまる農業の「徘徊不前」、郷鎮企業の企業的前進という背景のもとで、その開差は拡大し、1990年代は70%台を推移した。

その開差の経済的性質を注目する必要がある。すなわち、農業労働にはその労働力価値が50%低い低賃金労働力が就労し、郷鎮企業には農村地方一般の2倍の高い優良労働力が就労するという状況である。農村労働力の価値構成が重層化し、重層構造の労働力が形成されたことは注目すべきであろう。すでに論じたように、農村の都市化、工業化につれて農民層分化が進み、郷鎮企業、非農産業を基盤に「新中間層」が形成されつつある。

私が「新中間層」と呼ぶ、生産手段公有制と按勞分配原則を社会的基盤とする勤労者は、主として郷鎮企業によって培養された。いわば郷鎮企業

の所産である。しかし、一旦、社会的階層として成立すると、この新階層は社会に対して作用する。郷鎮企業はこの階層が存続するうえで要求する賃金範疇、したがって利潤範疇を成立させるものでなければならない。この要求に応える条件を欠く農業は「徘徊不前」をつづける。郷鎮企業は不可避的にいわゆる「効益問題」に直面する。

「郷鎮企業は経営管理と経営行為を強化しなければならない。経営管理の強化を通じて、生産物の質と経済効益を高めなければならない。いくつかの郷鎮企業が職工と企業の雇用関係を改善するには、企業の凝集力と吸収力を高めなければならない。企業の経営行為は国家法律の規定の範囲で、法律の許可する範囲で、企業の主動精神を積極的に発揮しなければならない」（劉占昌、賀耀敏著『跨世紀的農業』中共中央党校出版社、1994年11月刊、p. 341）。

もともと郷鎮企業は企業体として成熟する可能性をもっていた。上述の提起は政策として企業的成熟を促進するものであった。企業体化の過程で、「開創」期の小規模原則は後退し、政策も大規模化を目指す。

2 郷鎮企業の推移（1978年～1994年）

(1) 社隊企業終期（1978～1983年）

人民公社における三級所有制は、各事業、組織が自主性をもつにつれて解体する。公社級、大隊級の企業＝社隊企業も自立する。そして公社級

(公社範囲) 大隊級(大隊範囲)の企業となる。この時期に「政社分開」も進み、各事業、組織単位は経済組織として純化する。この時期の社隊企業は、企業数は淘汰されて減少する。従業員数も漸増である。生産額は倍増する。

社隊企業の特徴は「亦工亦農」制であり、務工社員、務農社員はともに生産隊の構成員である。したがって務工による労働報酬は工分(点数)は属人であるが、その金額は所属隊の労働報酬に合算される。同一労働同一報酬の原則によって工分の単価は再計算され、個人に支払われる。この方式は郷鎮企業では解消する。

1983年は社隊企業解消の終期であり、翌1984年は自立化によって社隊企業が終焉し、経済企業として郷鎮企業が展開する始期であった。

1984年に全国郷鎮企業は606万単位(郷級40万、村級125万、連営91万、合作21万、個体330万)であった。農民の連営企業、自営企業は郷鎮企業の継続発展の重要な側面をなすに至った。

1984年郷鎮企業の「職工」(職員と工人=従業員)数は5,208万人に達し農村労働力総数の14%をしめるに至った。郷鎮企業中の非農就業労働力は1983年の全民所有制各部門の非農就業労働力総数の62%を占めた。

1984年の郷鎮企業総生産額は1,710億元であり、中国の社会総生産額の13%を占めた。郷鎮工業企業の生産額は全国工業総生産額の16%を占めた。

1984年郷鎮企業総収入(所得?)は1537億元であり、職工1人の創造した収入は2,951元であった。そのうち郷村両級企業総収入は1,268億元で82.5%を占めた。連営合作が119.7億元7.8%、その他の合作工業が31億元2%、個人工業が118億元7.7%であった。以上は「中共第十一届三中全会以来の郷鎮工業の迅速な崛起」をしめすと評価されている[王瑞璞『中国農村十年(1978—1988)』解放軍出版社1989年刊p. 288]。しかし、発展速度感は国有企業との対比に由来するようであるから、反面の事情として国有企業の発展速度の緩慢

郷鎮企業の概要の推移

年	企業数 (万)	前年比	従業員数 (万人)	前年比	総生産額 (億元)	前年比
1978	152.4	—	2,827	—	493	—
1979	148.0	97.1	2,909	102.9	548	111.2
1980	142.5	96.3	3,000	103.1	657	119.8
1981	133.8	93.9	2,970	99.0	745	113.5
1982	136.2	101.8	3,113	104.8	853	114.5
1983	134.6	98.9	3,235	103.9	1,017	119.2
1984	606.5	450.5	5,208	130.1	1,710	168.2
1985	1,222.5	201.6	6,979	165.8	2,728	159.6
1986	1,516.3	124.0	7,937	113.7	3,541	129.8
1987	1,744.6	115.1	8,776	110.6	4,743	133.9
1988	1,888.2	108.2	9,545	108.8	6,496	136.9
1989	1,868.6	98.9	9,367	98.1	8,403	129.4
1990	1,850.4	99.0	9,265	98.9	9,581	114.0
1991	1,907.9	103.1	9,609	103.7	11,612	121.2
1992	2,079.2	109.0	10,581	110.1	17,925	154.4
1993	2,452.9	111.6	11,278	106.6	31,541	176.0
1994	2,495.0	107.5	12,017	106.6	42,588	135.0
東部	43.9%		57.5%		72.5%	
中部	49.4		36.6		24.7	
西部	6.7		5.9		2.8	

註 (1) 1978～88年は郭書田『中国農村改革と発展十年』p. 281

(2) 1989～91年は『中国統計摘要』1990、1992年による

(3) 1992～94年は『中国農業発展報告』1995年、p. 186

さを検討する余地が残されている。

(2) 郷鎮企業の「開創」期(1984年～1988年)

中央政府農牧漁業部党組織の発意により名称も「郷鎮企業」として新生する。企業の「職工」つまり「職員、工人」＝従業員は雇用関係であり、やがて増加する郷村民以外の労働者と同列に位置する。企業の利潤が郷人民政府に上納される他「以工補農」などの名目で村級の合作経済組織へ贈与される。つまり再分配の関係である。この点が社隊企業が「亦工亦農」の労働交流関係であったのと比べて基本的な変化である。

1984年をきっかけにして郷鎮企業は急増する。1984年～88年に企業数は3倍増する。従業員数は2倍弱である。生産額は4倍弱に急増する。これは郷村級の企業と並んで数人合作、個人の企業が急増したことを反映する。

1988年の従業員数は9,545万人であるが、これは1980年3,000万人の3倍、6,545万人の増である。農民は両田制のもとで一方で責任田の請負い、他方での口糧田の現物取得により家庭農業と郷鎮企業の非農産業就労を両立させた。この方式は「戸口制」の規制のもとで、食糧の自己調達により農業からの漸次離脱、非農産業への傾斜的移行を可能とする。いわゆる「離土不離郷」方式である。この方式は一面、1985年以降の農業徘徊、食糧生産不振を結果する。反面、農村の農業排斥、都市化、工業化を促進する。郷鎮企業は大量の郷村労働力を吸収して賃金を支払い、郷人民政府、村民委員会に利潤を上納するなど「郷村経済の不可欠の構成部分」という地位を得る。注目すべきことは「郷鎮企業」の発達が第1には農業労働力の弱体化による農業衰退をもたらしたことである。第2には発達が東部沿海地区に偏倚したため、経済発展における「差距」、中西部地区の不発達、欠発達を結果したことである。

陳吉元氏(社会科学院農村發展研究所所長)は郷鎮企業の1984年の改称以降の経過について次のように論評した。「1984年から1988年に至る高速度成長ののち、1989～1991年の期間、郷鎮企業は、全国経済のマクロ的環境(経済のひきしめと産業構造変革の『治理整頓』政策の意一引用者)の影響を受け、發展速度は低下した。但し

1991年のはじめから、とくに1992年以来、郷鎮企業はまた再び猛發展の形勢が出現し、持続的成長の趨勢が生まれた。……数十年の發展を經過して、郷鎮企業は創生期の農村副業であったものから今日、農村經濟發展において名実ともに主導産業と变化した。また、中国の全国經濟の重要組成力量、支柱を構成するに至った」(段応碧、閔耀民編『中国農村改革和發展問題読本』中共中央党校出版社1995年5月刊p. 84)。ちなみに陳吉元氏は1992年を中心にして若干の数値を挙げ、以下のように郷鎮企業の実情を紹介している(同前、p. 84—p. 86)。

(i) 総生産額について。

	1958年	1978年	1992年
総生産額	62.5億元	493.1億元	17,584億元
農業総生産額対比	11%	32.8%	193.6%
農村社会総生産額対比	—	24.3%	66.0%
全国工業総生産額対比	5.8%	11.6%	47.4%
全国社会総生産額対比	2.9%	7.2%	32.1%

(ii) 農民収入増長の構成について。

1978年から88年に至る10年間農民の郷鎮企業による収入は顕著に増加、郷鎮企業職員の賃金収入は農民の収入純増の25%前後を占める。1992年西部地区郷鎮企業が急激發展。1992年全国農民一人平均収入純増部分のうち郷鎮企業依存が61.7%。

(iii) 農業發展援助について。

郷鎮企業の農業援助原則「圍繞農業辦工業、辦好工業促農業」。1978年～1992年の15年間郷鎮企業の農業發展のための資金提供600億元(以工補農、建農資金)

(iv) 国家稅收の増加について。一郷鎮企業の国家稅金納入額

	納稅額	国家稅額対比
1978年	22.0億元	4.2%
1980	25.7	4.5
1985	137.4	6.7
1989	364.6	13.4
1990	391.6	13.9
1991	454.6	15.2
1992	636.9	20.3

注 納税額は『中国統計摘要』各年版による。

(ホ) 輸出、外貨取得について。

輸出は1985年にはじまる。

	郷鎮企業製 品輸出額	全国輸出額	割合
1985年	39.0億元	808.9億元	4.8%
1988	268.7	1,766.7	15.2
1989	371.4	1,956.0	19.0
1990	485.6	2,985.8	16.3
1991	669.9	3,830.6	17.5
1992	1,192.7	4,679.4	25.5
1993	2,350.0	5,285.3	44.5

注 数値はすべて『中国統計摘要』各年版による。

(ハ) 工業発展について。

郷鎮企業の工業生産額の全国工業生産総額に占める割合は、1991年に30%を超え、1992年には35.6%に達した。郷鎮企業はすでに中国工業化の重要な組成部分を構成するようになった。郷鎮企業から離れて国家工業化問題を論じても意味のないものとなった。また実際的ではなくなった。

	郷鎮企業工 業品生産額	全国工業品 生産総額	割合
1985年	1,627.2億元	9,716.5億元	16.7%
1988	4,992.9	18,224.0	27.4
1989	6,145.7	22,017.1	30.5
1990	7,097.0	23,924.0	29.7
1991	8,698.9	28,248.0	30.8
1992	13,193.4	37,065.7	35.6
1993	21,478.6	52,692.0	40.8

注 数値はすべて『中国統計摘要』各年版による。

(ト) 就業、農業剰余労働力の吸収について。

郷鎮企業のこの方面の能力は不断に拡張する趨勢にある。1978年に2826万の農村労働力を吸収したが、当年の農村労働力の9.2%、全社会労働力の7%を占める。1992年には上昇してそれぞれ24.2%、17.8%の水準に達した。これらの人々は国家のために大量の物質財貨を有効に創造した。また郷鎮企業が発展することを通じて自身の職業を転化し、国民経済構造およびその就業構造の高級化の過程を促進した。

(3) 郷鎮企業の「起飛」(1989年～)

1980年代末から1990年代に移行する時期に、郷鎮企業は「農村経済の強大支柱」から「国民経済の重要組成部分にして中小企業の主体」へと変化を遂げる。1988～89年の「治理整顿」政策の影響と国有企業の成長の緩慢がそのような事態を招来したと言える。郷鎮企業が国民経済的な役割を果たす事態はさまざまな角度から立証することができる。

第7次5カ年計画期(1986～90年)の5カ年の累計額でみて、経済成長の郷鎮企業に由来する数値は以下の如くである。

全国社会総生産額の純増の	31.9%
農村社会総生産額の純増の	66.4%
工業総生産額の純増の	37.2%
税收純増の	32.8%
外国貿易輸出額の純増の	30.0%
農民1人平均収入の純増の	32.0%

第8次5カ年計画期(1991～95年)には実績は計画をはるかに上回って達成された。例えば1993年の実績の一端を次の数字にみることができる。

(上述は1992年1月2日「農業部關於促進郷鎮企業持続健康發展的報告」中共中央文献研究室、国务院發展研究中心共編『新时期農業和農村工作重要文獻選編』中央文獻出版社1992年10月刊 p. 827による)。

全国郷鎮企業総生産額計画

1兆6,100億元	1993年実績	2兆9,023億元
うち工業生産額		
1兆1,600億元	1993年実績	2兆1,479億元
輸出品引渡額		

1,200億元 1993年実績 2,350億元

別掲表にみるように、1991～94年の4年間、企業数1.3倍、従業員数1.2倍にたいし総生産額は3.7倍に達した。つまり企業の生産規模が拡大し、従業員の労働生産性がいちじるしく上昇した。これを逆に言うと、企業の増設が緩慢になり従業員数が全国的に1億人水準で伸びが緩慢になった。そして企業ごとの生産規模の拡大がはかられた。

経過にみる特徴とともに、地域差も顕著である。企業数は総じて増加しつつあるが中部地区が東部地区を超え、全国郷鎮企業数の半数近くに達した。しかし従業員数では東部地区が多く、集中

の傾向にある。言い換えると1企業平均の従業員規模は東部地区が拡大の傾向にある。同じく総生産額も東部地区に集中する傾向にあり、73%という高い集中をみせている。これは企業平均の生産規模のうえでも東部地区が群を抜いていることでもある。

企業数、従業員数、総生産額、いずれの指標についても発展の地域差は顕著である。上述の地域差は農村、農業の事情、例えば農業生産力水準の差に由来するとは考えられない。それは工業をはじめとする非農産業の農村への進出の差の反映と考えるのが妥当である。換言すると、郷鎮企業の発展の地区間格差は郷鎮企業が企業的に成熟し、郷村の「集団経済」という出自の相違によるよりは、中小企業の企業体性格を表現したと言ふべきであろう。総じて1988～89年の「治理整顿」政策以降、郷鎮企業は集団経済の系譜から「起飛」し、企業的成熟の度を深めている。

3 郷鎮企業の発展構造

(1) 郷鎮企業の設立状況

零細分散の設立状況。郷鎮企業は郷鎮集体企業（劉春傑、顧益康論文『中国農村経済』1995年8期）とも呼ばれるように、「社区経済合作組織」（もと生産大隊、生産隊）と並んで、人民公社の各部分の経済単位（この場合は「社隊企業」）に系譜を引く。

表示の「郷鎮企業の設立状況」がしめすように、その設立方式はさまざまである。郷級（郷人民政府）の主管機関の管理に属する、その意味で「郷級経営」＝「郷辦企業」とされるものがある。また「村辦企業」は村民委員会の管理下にある。この両者は「郷鎮集体企業」と呼ぶにふさわしい。しかし、数戸の農家が協力する「合作企業」、個人の域を出ない「个体企業」を「集体企業」として概括できるか、疑問が残る。

その「設立状況」をみると、郷鎮企業の大部分、88%は個人経営（「个体企業」）である。村内の数戸が合作した「合作企業」が4%強である。合計92%が小人数、小規模の企業である。郷鎮集体企業の中核をなすと思われる郷辦企業は、その企業体数では僅か2%、村民委員会級（全国平均280戸）の「村辦企業」が6%弱である。

ちなみに人民公社改革、郷村制移行（1983年の「政社分開」）によって、つぎのように変化した。北方旱作農区ではもと生産大隊が村民委員会に移行した。村民委員会の平均農戸数は、河北省では267戸である（1991年）。下級のもと生産隊は「村民小組或自然村」となった。南方水田農区ではもと人民公社が「区公所」となり、生産大隊が郷となり、もと生産隊は「自然村」となった（温鉄軍、朱守銀論文『中国農村経済』1996年1期）。統計によると、広東省の村民委員会の平均戸数は471戸、郷鎮は7,188戸である。

郷鎮企業はその設立状況からみると、郷村に分散する個人、数人による零細な合作企業、个体企業が大部分をなす。その傾向は東部、中部、西部の各地域にわけてみても共通する。郷村級の企業は少数であって、全国的にみても、各地域別にみても少数である。

しかし、これを省別にみると、いくらかの特徴がある。例えば、郷辦企業を主とする「蘇南模式」をふくむ江蘇省は、51.5万企業あるが、そのうち郷村兩級が12%を占める（1991年）。しかし、個人経営を主とする「温州模式」をふくむ浙江省の場合も、省合計にすると合作企業、个体企業の合計は84%であり、全国合計と同傾向である。郷村兩級は16%であって、全国合計と比べてその2倍となり、江蘇省の12%を超える。

その反面、上海市郊外の場合、郷辦企業26%、村辦企業58%、合作企業16%であり、个体企業無しという状況である。これは個別企業の事情もあると思われるが、人民公社の公社級、生産大隊級の兩級の集団経済が名実ともに充実して、その改組後、郷鎮集体企業として継承し発展したのではないか。

郷鎮企業は例えば企業群、工場街を形成せず、極度な分散傾向にある。それは従業員の居住＝勤務の関係に由来し、家族のある者は郷鎮企業に勤務し、他のある者は在村農業従事である。「離土不離郷」「進廠不進城」の勤務方式に由来する。企業の分散は不可避である。

陶然（北京大学区域科学中心）の研究によると、郷鎮企業の80%（1994年1,996万企業）が「村落」に所在する。村民委員会（おおむね自然村か）の数は1993年に80.6万であったから、一村に

郷鎮企業の設立状況 (1991年)

(単位：企業・%)

	全 国		東 部		中 部		西 部	
合 計	19,078,760	100	7,552,374	100	7,501,096	100	4,025,290	100
郷 級	381,604	2.0	176,655	2.4	125,454	1.7	79,495	2.0
村 級	1,060,064	5.6	519,142	6.9	384,234	5.1	156,688	3.9
合 作	848,592	4.4	466,788	6.2	293,652	3.9	87,152	2.2
個 人	16,788,500	88.0	6,389,789	84.6	6,697,756	89.3	3,700,955	91.9

註 農業部編『中国農業統計資料』1991年版による。以下2表同じ。

郷鎮企業の従業員数と従業員規模 (1991年)

(単位：人)

	全 国	規 模	東 部	規 模	中 部	規 模	西 部	規 模
合 計	96,091,101	5.0	49,545,171	6.5	31,618,437	4.2	14,927,493	3.7
郷 級	24,310,066	63.7	14,380,293	81.4	6,262,369	49.9	3,667,404	46.1
村 級	23,360,170	22.0	14,946,532	28.8	6,182,822	16.1	2,230,816	14.2
合 作	7,263,216	8.5	4,119,623	8.8	2,320,469	7.9	823,124	9.4
個 人	41,157,649	2.5	16,098,723	2.5	16,852,777	2.5	8,206,149	2.2

郷鎮企業の生産額—総額、企業平均 (1991年)

(単位、万元、元)

	全 国	東 部	中 部	西 部
合 計 (万元)	116,117,521	77,695,772	28,001,786	10,419,963
平 均 (元)	60,860	102,870	37,330	25,890
郷 級 平 均	42,711,512 1,119,260	31,806,185 1,800,470	7,240,800 577,170	3,664,527 460,980
村 級 平 均	34,419,249 324,690	26,028,330 501,370	6,516,842 169,610	1,874,077 119,610
合 作 平 均	7,546,789 88.930	4,890,780 104,780	2,130,439 72,550	525,570 60,310
個 人 平 均	31,439,971 18,000	14,970,477 23,430	12,113,705 18,090	4,355,789 11,770

郷鎮企業の分布状況

	郷鎮企業	分 布	平均人口	非 農 業	農 業
村 落	1,996万	80%	1,131人	……人	……人
集 鎮	299	12	1,772	398	1,374
建 制	* 175	7	6,028	2,167	3,861
県 城	25	1	41,000	26,000	15,000
合 計	2,495	100	—	—	—

註 『中国農村経済』1995年第4期、陶然論文による。村落の平均人口は、中国農業部『中国農業統計資料(1992)』p. 5の示す村民委員会の数値を示す。郷鎮企業数は1994年数値で中国農業部『1995年中国農業発展報告』による。

25企業が設立されたことになる。ちなみに1993年数値ではあるが、一村平均農戸数は287戸である。村民委員会の所在、管轄する戸数287戸の小区域に平均25企業が存立することは、郷鎮企業は極度な零細分散状況にあることをしめす(陶然論文『中国農村経済』1995年第4期)。

郷村制度と郷鎮企業。このような零細分散の郷鎮企業は、どのような意味の郷鎮集体企業であるのか。一般に「集体」の範囲、単位は村(村民委員会)あるいは郷政府として考えられ、その「経済」は村民委員会による、あるいは郷政府管理機関による管理とされている。この点は事実即して考える必要がある。形式的にはまず郷、村の範囲、単位で「集団」がある。その集団は人民公社制度25年の歴史の遺産として、人民公社の公社、生産大隊、生産隊の変身した郷、鎮政府、村民委員会(自治機関)および村民小組がある。今日の農業制度として連産計酬承包責任制のもとで、村級に「統一経営」体があり、その「分散経営」体として農戸があり、「統一結合」の「重層経営」体があるとされている。しかし、後述するように村級の統一経営体は、1980～82年の改組のとき、事実上解消し、名存実亡と化したようである。したがって今日の村級の農業制度の骨格としての、村(村民委員会)の範囲の「統分結合」は解消、あるいは1980～82年の人民公社改組のさい、はじめから存在しなかったようである。

このように、中国農村の大方の傾向として、村級に集団経済の実態が存在しないとすると、そのような集団農業を前提として成立した「郷鎮集体企業」は、はたして如何なる性質の企業として実存するのか。郷村制度は一面、基層政権組織である。行政機構としての郷(政府)の下級に村(村民委員会)が自治組織としてある。この郷村制度は行政系統として変化はない。郷村は他の一面において、集団所有組織であり、郷級、村級の集団所有と集団経済組織である。しかし、あるいは人民公社制度改革、具体的には公社級の「撤社建郷」、大隊級の「政社分設」をつうじて(温鉄軍、朱守銀論文『中国農村経済』1996年第1期)、あるいは家庭連産承包責任制の具体的な実践をつうじて、集団所有は郷政府の管理、村民委員会の管理として退化する。多くの村級において、集団経

済組織は名存家亡し、名実ともに解消する。

郷村制度は集団経済組織としては急速に退化し、その退化につれて行政機関もしくは基層政権組織としての純化が進行する。この変化は郷鎮にどのように影響するか。郷村関係から集団経済組織の実質が消滅するにつれて、行政系としての郷村制度の側面が跛行し、経済的には土地、資産の代行的所有者へと退化する。例えば糧食管理機構の面で、村民委員会は政府の糧食管理部門と売買契約し、その契約にもとづいて、売渡し責任量を各農戸に「発包」する。一部ではこれを村民委員会が事実上の土地所有者として、農戸との間は「租佃関係」(地主小作関係)に変わったと規定する。「中国は目前、大多数の農戸と社区(村級)の関係は租佃関係であって、如何なる意味でも生産責任制の関係ではない」(劉福垣『農村改革的新方略』中国財経出版社、1992年11月刊、p.21)。

郷村において、集団経済組織あるいは集団所有について、このような変化が生じているとき、「郷鎮集体企業」がこの変化とは無関係であるとは考え難い。この場合、留意すべきことは、人民公社改制後の「社区合作経済組織」(もと生産大隊)と「郷鎮企業」(もと社隊企業)のちがいである。前者は「地区」=村民委員会の範囲の農業すべてと関係があった。しかし後者は郷の範囲あるいは村の範囲の一部の特定の農家あるいはその労働力が「勤務」するにすぎない。

まず、郷鎮企業のうち、「個体企業」は参加者、従業員は2～3人、「合作企業」は8～9人である。どのような意味で「郷鎮」企業に含められるのか。恐らく郷、村に所在し、郷政府、村民委員会の管理下にあり、租税公課を課せられているからであろう。人数規模では村級は平均人口1,131人であるから、個体企業2～3人、合作企業8～9人はその範囲の一部を占めるにすぎない。これを「集体企業」と呼ぶのは中国の特殊な用語法に由来する。すなわち、「非国有、非個人有、かくて集体所有」という論理である。

その限りでは、集鎮級についても、ある程度同じことを指摘できる。郷鎮企業の約12%(1994年299万企業)が設立されている。建制鎮に7%、175万企業がある。集鎮の人口規模は1,772万、内訳は非農業398人、農業1,374人である。建制鎮は

相当大規模となり6,028人であり、内訳は2,167人、3,861人である。非農産業従業は多くの場合、郷鎮企業従業員であると考えられる。後掲表にみるように、その従業員規模は郷鎮企業64人、村辦企業22人である。この場合も、村の平均人口1,131人、集鎮1,772人、建制鎮6,028人と比べて、企業平均人員との乖離は大きい。したがって前述の「合作企業」「個体企業」の場合と同様に、「郷辦企業」「村辦企業」もまた、その参加者、従業員と郷、村の範囲、単位とは別のことである。郷辦、村辦はそれぞれ郷政府、村民委員会の管理下にあるという意味での「郷鎮集体企業」とであると理解する。

農村の空洞化と股分合作制。農業の「徘徊不前」がはじまったのが1985年以後であるが、間もなく、農村基層政權組織の“半身不随”、“空殻”村現象が指摘されるようになった。

「1985年に人民公社が郷鎮に改称されたが、機構の基本的機能と仕事の内容は余り変化なく、名称が変わっただけであった。もとの生産大隊が村民委員会に改まり、大隊党支部が村党支部に改まった。多くの省区で村級に経済組織が設立されず、村民委員会は土地耕作の発包管理単位でしかない。元来は基本核算単位であった生産隊は居民小組に改まったが、その大多数は政治、経済機能を果さず、如何なる作用も果していない。村級組織はすでに経済実体を欠き、多数は経済的収入源もない。ある村は会合を開こうにも灯油代を欠き、幹部の手当ても農民への割当てによって解決する状態である。……この種の基層組織の半身不随状況は、相当数の省区で3分1を占めている」(陸学芸『当代中国農村与当代中国農民』知識出版社、1991年7月刊、p. 385)。

論者の陸学芸氏は社会科学院社会学研究所所長であるが、高級幹部で中共政治局委員の経歴をもつ宋平氏も同様の見解を表明している。すなわち、「集団経営というこの層が、極めて多くの村庄で“空架子”となり、重層経営は実際にはただ家庭経営という層を残すだけのものとなった」(1990年6月22日宋平講話『新时期農業和農村工作重要文献選編』前出所収、p. 608)。なお宋平氏はこの講話のなかで「空殻村」現象を指摘して注意を喚起している。

中国政府農業部が1990年2月12日に公布した「農民股分合作企業暫行規定」(『農民日報』1990年2月26日)は、基本的方向として郷鎮企業を「郷鎮集体企業」から「農民股分合作企業」へ向けて改組するものである。この規定は1989年11月、浙江省温州市政府が発出した「關於股分合作企業規範化若干問題的通知」を踏襲したものである。この通知は股分合作企業は「勤労者が自願連合で設立した新型の合作企業であり、社会主義集体經濟の構成部分である」と明示した(苑鵬論文『中国農村經濟』1995年第12期)。そしてこの理念は農業部の「規定」にも継承された。「農民股分合作企業は勤労農民の合作經濟であり、社会主義的勤労大衆の集体所有制經濟である。郷鎮企業の重要な構成部分であり、また農村經濟の重要力量である」(規定第3条)。

郷鎮企業を「股分合作制」の原則にもとづいて改組することは必要であった。郷村(機関)の「集体所有經濟」であるとされながら、貸借対照表で言う自己資本(持ち分)と資産の関係が鮮明でなく、その「集体」の構成員である企業参加者による決定機関が鮮明でなく、郷政權、村民委員会という行政系による「集体」管理が優先するなど、企業と参加者=従業員の関係が曖昧であった。この曖昧さを是正し、資本関係、参加者=「股東」の主權、企業と村民委員会の関係などを明文を以て規定するものであった。その是正策は人民公社改革後の「集体所有」制、「集体經濟組織」が陥った空洞化、名存実亡、半身不随の症状にたいする処方でもあった。

温州を先駆として、1990年代に入ったのち、各地の郷鎮企業が「股分合作制」による改組に取り組んだ。その実践のなかで「規定」のいくつかの条項が改訂された。(1)合作企業の最低人数制限を「3戸以上の勤労農民」を「2戸あるいは2戸以上の勤労者あるいは投資者」とする。(2)企業の生産要素の評価、出資を「労働も作股できる」を「土地使用権入股」と改める。(3)企業の分配制度規定にある「按勞分配を主とする一定比例の出資高配当」を改める。「按勞分配と出資高配当を結合する」。企業は税支払後利潤の20%前後を公共積累とするなど。これらの原規定と改訂は、すべて合作=協同組合原則の手法を用いて、合作企業

の運営準則を定めるものであった。この改訂は、「社区合作経済組織」の名存実亡にたいする処方ではないが、郷鎮企業に限定して、集団企業の実体を構築する試みである。ちなみに下記の記録に留意したい。

(遼寧省)「郷鎮企業産権制度改革的思考」『中国農村経済』1995年第4期

(山東省周村)「郷鎮企業産権制度改革的突破」『中国農村経済』1995年第8期

(浙江省)「対郷鎮集体企業産権制度改革的再認識」『中国農村経済』1995年第8期

(2) 郷鎮企業と農村階層

郷鎮企業の就労事情。郷鎮企業の発展が農村の社会、経済に及ぼす影響は、「兩刃の劍」説のあるように、有利点もあり不利点もある。しかし、人口、労働力問題の重い中国社会において、その労働力吸収、就労機会の拡大という作用については、肯定説が多い。実際には、(1)残存する農村労働力の弱体化、農業不振という直接の影響、(2)高い賃金支払いの農村所得水準の向上への貢献と、農業の低生産力、低所得水準との矛盾、農業意欲の減退という影響が潜行した。この点にたいする留意と評論は少ない。なお、郷鎮企業発展に伴う農業、工業間の矛盾は、社会的な構造でもある「剪刀差」に依ると考える必要があるが、この分野の評論も少ない。

1991年時点の「郷鎮企業の従業員数と従業員規模」表によって考察を進める。その後1億を超えた職工数であるが、1991年時点の9,609万人の内訳は「個体企業」43%、合作企業8%、郷級25%、村級24%である。郷鎮企業の約半数が、規模2~3人の個体企業、8~9人の合作企業である。残り半数が郷級(平均64人)村級(22人)である。前者が個人的発想による起業、後者が郷村指導者に由来するとみられる。その出自のちがいが、従業員規模の格差が明らかであるが、その意味で郷鎮企業は二つの類型に区別できる。

郷鎮企業を主とする蘇南模式、個人企業を主とする温州模式という区別もある。成立の由来を反映する郷鎮企業の類型であるが、政府の1988~89年の「治理整顿」政策の影響は一つの画期をつくった。また、1990年代の政府の郷鎮企業政策が、

その企業の発展誘導に重きを置いたことも、新段階である。この点は後述する。

以降の推移を想定しながら、1991年時点を考察するとき、従業員事情にも現われる東部と中西部の格差が目につく。東部地区の郷級、村級企業の従業員規模はそれぞれ81人、29人であって、全国平均と比べて一回り大きい。中西部地区と比べて、2倍の規模をしめす。これに対して個人企業、合作企業の従業員規模は3地区のあいだの格差はなく、おおむね同規模である。

郷鎮企業と農民分化の促進。郷鎮企業の従業員数は1億2,017万人である(1994年)。この就労は1978年の人民公社社隊企業従業員数2,826万人と比べて、16年間に9,191万人増をしめす。中国人はこの動向を「異軍突起」と表現する。これは郷鎮企業の成長にたいする評価である。

その郷鎮企業就労1億余を郷村人口9億1,526万人、郷村労働力4億4,654万人(うち農業労働力3億2,690万人、非農業労働力1億1,964万人)と対比する必要がある。非農業労働力がそのまま郷鎮企業労働力と同数である。この1億余という量感、非農産業という質感は、これが単なる職業変動にとどまらないことをしめす。すなわち郷鎮企業就労は中国農村の産業構造の変革をしめすものであり、変革された産業構造が新たな就労を創出したことをしめす。つまり、これは単なる職業変動ではなくて、社会階級構造の変革であり、そのまま社会変革を意味するものである。如何なる階級変動が生じたのか。

就労変動、農業から非農産業への就労変動は、農業がその変動の分だけ非農産業に変化したのであり、農民階級がその分だけ非農産業の新たな階級に移行したのである。中国ではこれを「中国農民が大体、以下の8階層に分化した」とみる見解がある(陸学芸、前出『当代中国農村与当代中国農民』p. 412~p. 436)。まず、1978年にはじまる「改革開放」政策の10年間に「中国農民にどのような変化が生じたのか」。変化は3点に要約できる。

第1、農民の経済的地位が変り、土地関係が変り、農民の身分が変った。家庭連産承包責任制のもとで、自主生産、自主交換、自主分配消費のできる独立商品生産者になった。

第2、農民の職業構造が変った。農民の職業は農業従事であるが、現在は「農業戸口」のまま工業、商業、運輸、サービスの各種職業にも従事する。1億1,000万人の非農産業従事の労働力は約7,000万戸で総農戸数の35%をしめる（経済発達地区では70%、中等発達地区20~30%、不発地区10%）。彼等の全家族あるいは家庭の主要労働力が非農産業労働に従事し、そこから得る収入が家庭生活の全部あるいは主要な源泉である。この総農戸数の35%をしめる家庭の成分あるいは個人の身分は、実際にはすでに農民ではなく、彼等は自己の特殊な利益と要求をもっている。

第3、農民は分化し、8個の利益と要求のちがう階層に分れた。人民公社では社員という名称で概括された。この10年を経過して、その従事する職業、その有する財産が同じものでなくなり、貧富の差距が開かれただけでない。農業経済の発展につれ、農村産業構造の多元化につれて、農民はますます分化した。農戸は純農業戸—農を主業とする兼業戸—非農業を主業とする兼業戸—非農業戸、このような発展の趨勢にある。

第4、農民の収入は増加し、生活は普遍的に改善をみた。先富起来によって、農民相互間の収入の差距が拡大した。この10年を経て、農民の生活水準は一つの新段階に達した。

第5、農民の文化は向上し、農民の価値観念に大きな変化が生じた。1986年の全国農村労働力3億8,782万人によって推定すると、高級中学卒程度の労働力2610万、初級中学卒程度1億0,860万人となる。

第6、農民の政治観念、政治態度に変化が生じた。農民という社会群体はすでに8階層に分化し、その経済地位、社会地位は同じでなく、それぞれ不同の政治、経済の要求をもつ。8階層の構成は、次の如くである。

農村の新しい8階層。農業勤労者55~57%、農民工24%、雇工4%、農民知識分子1.5~2%、個体労働者と個体工商戸5%、私営企業主0.1~0.2%、郷鎮企業管理者3%、農村管理者6%。

我々の（陸学芸氏ら）農村調査、他の単位の調査にもとづくと、8階層は以下の如くである。

第1階層、農業勤労者（「労働者」）階層。現在の中国農村の主体をなす勤労者であって、つぎの

ように4区分できる。(1)農業專業戸あるいは「承包大戸」。人数は多くない。(2)比較的富裕な農業勤労者。その労働力は比較的強く、一定の文化、技術、経営能力があり、生産手段も完備している。主に農業から所得を得るが、農閑期にいくらかの非農産業収入を得る。(3)温飽型農業勤労者。集団耕地を耕作するだけであり、生産資金に不足する。(4)貧困農戸。西北、西南地区に多く、終年労働にして温飽に至らず。

第2階層、農民工。中国特有の階層である。1970~80年代に発生し、都市農村の第2次、第3次産業の必要に応じた。農業面で労働力に余剰が生じ、就労を求めるもの。他方、国家の戸籍管理制度が「農転非」を制限しているために発生した。農民工の人数は農業勤労者階層に次いで多く、1987年統計によると、郷鎮企業職工8,776万人の大部分を占める。大部分が離土不離郷であるが、離土離郷が2,000万人弱とみられている。

第3階層、雇工階層。各方面にあり農民工と似ている。郷鎮集体企業や国営企業に雇用される。農村で生計のための承包土地、生産手段を保有している。他人の雇用に応ずるのは、生活の出路を求めるからではなく、雇工収入が在宅農業と比べて高いからである。1987年統計によると、私営企業雇用工約360万人、全国の雇工の総数は700~800万人に及ぶ。

第4階層、農民知識分子階層。農村で教育、科学技術、医療、文化、芸術などに従事する智力型職業分子。

第5階層、個体勤労者、個体工商戸階層。この階層は農村において何らかの専門技術もしくは経営能力を有し、生産手段が資金を自有し、何らかの專業労働に従事、もしくは小型の工、商、服務業種を経営する勤労者と経営者である。そもそも農村の才覚のある人に二通りある。一つは政治方面に発展して郷村の幹部となる。他の一つは経済方面に発展して個体勤労者、個体工商戸となる。これらの人は元来、大多数が農村の能工巧匠であって、連産承包責任制実行のさい、責任田を承包した。その二三年後、主要な精力を專業技術性の労働あるいは個体経営に注いだ。なお、両者には区別があり、個体勤労者は一般に農村に散居し、個体工商戸の多数は集鎮、交通、道口（辻の入口）、

埠頭など営業適地に集中している。

1984年2月27日の国務院「農村個体工商業の若干の規定」は、つぎのように規定した。「農村個体工商戸は一般には、一人経営か家庭経営である。必要あれば県市工商行政管理局の批准を経て、1～2人の手伝いを置くことができる。技術性かが強く、特殊技術の要求のあるときは2、3人、最高5人を超えない学徒を置くことができる」（前出『新時期農業和農村工作重要文献選編』p. 260）。

第6階層、私営企業主階層。国家の現行政策によると、私営企業主とは企業と生産手段を私有し、自主経営の権利を有して、営利を目標とし、かつ8人以上を雇用する企業主を指す。1978年以降に生まれ、1987年には全国統計で12.5万戸に達した。しかし別に10万は集団名義、実質私営企業であるので、計22.5万戸とみなすことができる。

1987年1月22日中共中央5号文件「把農村改革引向深入」（前出『新時期農業和農村工作重要文献選編』p. 442）が明確に、私人企業にたいする方針、「允許存在、加強管理、興和抑幣、逐步引導」を提起し、次のように指摘した。

「数年らい、農村私人企業が一定程度發展した。事実が表明するように、これは社会主義經濟構造の一種の補充形式であり、資金、技術、労働力の結合によって社会生産力を迅速に形成することにたいし、また多方面に就業機会を提供することにたいし、経営人材の成長を促進することにたいし、すべて有利である。私人企業は公有經濟と矛盾する一面があり、それ自体にもいくらかの固有の弊害をもつ。主としては収入分配上の懸隔である」。

多年、論争のあった私人企業の雇用問題もここで結論に達した。1988年国務院が公布した「私営企業暫行条例」によって、私営企業の法的地位が正式に確立した。私営企業22.5万戸のうち80%18万戸は農村所在である。これは国家の私営企業管理が嚴重で問題は多いが、個体工商戸については管理緩慢、課税少であることに由来する。

第7階層、郷鎮企業管理者階層。これは郷鎮集体所有制企業の經理、工場長および主要科室指導者および買付販売員（供銷人員）を指す。彼らは名義上の所有権はないが、集体企業の経営権、政

策決定権をもち、郷鎮企業の管理者である。農民工との関係は管理者と被管理者の関係である。

郷鎮企業の供銷人員。この人員は特殊な地位にあって、特殊な作用をはたす。郷鎮企業の経営する生産物の供銷は、国家計画品目ではない。必要とする原材料は供銷職員を通じて、各種のチャンネルと手段を通じて買い付ける。生産物は供銷職員が各種チャンネルと手段を通じて販売する。供銷人員の買付と販売は、郷鎮企業にとって死活、成否の重要な役割をはたしている。1人あるいは数人の供銷職員がそれぞれの郷鎮工場の命脈を握っていて、相当多くの郷鎮企業では、供銷職員の収入はしばしば工場長や經理と比べて高額である。したがって、供銷人員もまた郷鎮企業管理者階層となる。

2種類の郷鎮企業管理者。1類。郷鎮企業は伝統的經營方式を踏襲し、企業は郷政府あるいは村民委員会の行政指導（領導）に従属し、その管理幹部は郷、村幹部と密接に連繫するとともに、直接に彼らの指導（領導）と指揮を受ける。この類の企業の管理者の地位は国营企業の領導と類似したもので、賃金水準は当該企業の職工と比べてやや高い。

2類。この郷鎮企業は賃貸、請負（租賃、承包）方式のもとで、企業の領導幹部は比較的強大的自主権、決策権（政策決定権）と裁量権をもち、負担する責任とリスクも大きく、經濟收入も多い。この類の郷鎮企業の工場長、經理は少なからぬ面で私営企業主と類似している。当然のことであるが、名義上、所有権はない。

1987年の国家郷鎮企業局の統計によると、郷鎮企業設立数は1,515.31万、うち郷級と村級の計151.74万であった。1企業当りの管理幹部を5～6人とすると、全国計で800万人となる。全国的には不均等であって、珠江三角洲、長江三角洲、遼南などと大中都市郊区の商品經濟發達化は、郷鎮企業数も多い。郷鎮企業管理者も多く、工場長、經理、供銷人員も群をなしている。通常これを農民企業家群と言っている。彼らは当地の經濟上、政治上すべて地位あり影響力もある。

第8階層、農村管理者階級。主として郷、村兩級の農村基層幹部を指す。農村幹部は党と政府が広範な農民大衆と連繫する紐帶、橋梁である。党

の方針、政策は彼らを通じて宣伝され貫徹する。農民大衆の意見と願望は彼らを通じて反映する必要がある。一言で言うと、彼らは農村の政治、経済、社会生活の組織者であり管理者である。1988年に全国に農戸20,859万戸、農業人口8億6,625万人あり、5万6,002郷鎮、74万0,375村が組織されている。農村幹部は四類に区分される。

第1類は脱産幹部。彼らは郷鎮党、政、経機構の主要な領導幹部、專業幹部である。例えば郷鎮党委の書記、委員、郷長鎮長および各専門助理員、粮站站长、供銷合作社社長などである。

彼らは国家編制に属し、国家工資の支給を受ける。非農業戸籍(戸口)をもち、本人はすでに農民でなく、その職責は農村工作に従事し、農民を指導して農村の現代化建設の各種任務を実行する。農村各分野工作の決策者であり、「起承上啓下」(上意下達?)の鍵の役割をはたす。この部分の幹部の総数は大体のところ、当地農民総数の1%前後である。(ちなみに1993年の郷村人口は9億1,333万人。その1%は913万人であり、郷鎮政府は4.8万であるからその平均は人口1万9,000人、幹部190人となる。一引用者)。

第2類は半脱産幹部であり、彼らは郷鎮の党、政、経機構の業務幹部と工作人員である。郷鎮の党、政事務室の事務職(辦事員)、粮站(粮食管理站)、供銷社等の機構の工作人員等であって少数の突出者が領導工作进行担当している。彼らはすべて農業戸籍で身分は農民であって、郷鎮政府が幹部工資と地区の經濟發展情况进行参照して補助工資を發給する。

彼らはすべて当地出身者(本地人)であり、郷鎮の党、政、經濟機構の領導幹部の工作の補助者である。決策層(政策決定層)には属さないが、その現地で大きな影響力をもつ。この類の幹部の人数はだいたい第1類幹部に相当している。經濟の發達した郷鎮では、各分野の事業が發展しているので、この類の幹部の人数は第1類幹部を大きく超えている。

第3類幹部は年間固定の手当(補貼)を受けている村党支部書記、村民委员会主任、副主任および會計等の村級組織の主要領導幹部である。不脱産幹部であり、農業戸籍をもち、本人の身分は農民であり、その家庭は承包し土地がある。同時に

また、村では各分野工作の承擔者、決策者であって、党と国家の最基層組織の責任者である。また集團經濟と集團財産を發展させる組織者であり管理者である。彼らの工作の如何が当地および全局にたいする影響は極めて大きい農村管理者階層の中堅力量である。國家の規定によると、村級主要幹部は一般に3~4人である。大村と經濟の發達した村では5~6人である。(ちなみに1993年には村民委员会は80万2,352村であり、1村平均人口は1,140人であった引用者)。

第4類幹部は各村で「誤工補貼」(農業を休んで公務に参加したことについての手当)を受け取る幹部である。これには村共青团支部書記、婦女連合会主任、民兵連長(中隊長)治保、調解委员会主任および村民小組長(人民公社制の生産隊長)等の村幹部が入る。彼らはすべて農村の各大衆団体の責任者であり、村党支部、村民委员会の各項工作の展開の協力者である。その人数は一定せず、地区の差が大きい。同じ地区でも各村工作の水準がちがうために、人数、役割も同じであるとは言えない。彼らは村級主要幹部の予備力量である。したがってその影響力も大きい。

職業分化と階級論。中国農民が「改革開放」を通じて、職業的に8階層に分化したとする考察は、陸学芸氏の先駆的な業績である。一つの結論として、「農村管理者階層」についてつぎのように概括した。「彼らは國家の利益を代表し、また農民の願望を反映している。農村改革の初期数年、農民は生産經營の自主權を獲得し、農業生産は迅速に發展した。國家は農産物收購價格をひき上げた。その数年、農民は國家の政策にきわめて満足し、農村の幹部、大衆の關係はきわめて良かった。最近の数年は工農業生産物の『剪刀差』が拡大した。『定購』農産物の價格は過度に低く、農用生産資材の供給は緊張し、價格は暴騰した。農民には意見があり、農村、とくに農業を主とする地区では、幹部、大衆の關係は緊張するようになった」(前出『当代中国農村与当代中国農民』p.426)。

著作が農村改革の「頭幾年」と「近幾年」とした區別は、粮食4億トンのピークに至る1984年までの数年と、農業が「徘徊不前」をはじめた1985年以降の區別と考えられる。後者の「近幾年」の

特徴は、「剪刀差」が象徴する価格関係に留まらない。総じて粮食作物の商品化率20%という低水準を考慮すると、この時期に急増する賃労働関係を考慮すべきである。1990年代に入った近年、郷鎮企業従業員は1億人の水準を超え、「盲流」と言われる「農民工」8,000万人を考慮すると、農村の主要問題は賃労働関係である。農村労働力4億2,009万人(1990年)にたいする計1億8,000万人の重さに注目すべきである。陸学芸氏のつぎの論述は新局面についての一つの結論かと思われる。

「総体から言うと、中国の伝統的農民は農村の商品経済的発展の条件のもとで、兼業農民と非農民の方向に転化しつつある。その転化の速度が当地の城郷商品経済発展の水準を決定する。当面の農村において、農業勤労者(「労働者」)と農民工は二つの主要な社会階層であり、人数は農民総数の80%をしめる。彼らは農村の経済社会発展の基本的力量であって、その状況の如何が農村の社会、政治経済形態の成否を決定する」(陸学芸、同前、p. 427)。

陸学芸氏の論述は基本的には正確であるが、2点について評論する。第1、農民の兼業化、非農民方向への転化と「農村商品経済発展の条件」との関係である。記述が曖昧である。その関係とは、農業生産力の発展に由来する商品経済発展と農村の工業化に由来する商品経済発展との2種類ある。中国の東部沿海地区の状況は後者であり、このような商品経済発展は農業生産力の発展を妨害し、「徘徊不前」状況を招いている。この論点は明確にする必要がある。

第2、農村の「主要的社会階層」をなす「農業労働者」と「農民工」の概念に関する論点である。恐らく「兼業農民と非農民方向転化」の過程における階層であるから、正確な概念規定は困難である。したがって、転化の過程をいくつかの段階に区別し、過程と段階に関する「矛盾」の展開を提起する必要がある。毛沢東『矛盾論』の方法を駆使することが望ましい。この作業は外国人研究者の手の及ぶ範囲を超えている。

ちなみにわれわれは安徽省天長市の調査報告、姜長雲「農村非農化過程中農戸(農民)分化的動態考察」(『中国農村経済』1995年第9期)を読む

ことができた。市郊区36郷鎮のうち9郷鎮を抽出し、更に25村を抽出し、504戸を抽出し、最終的に458戸を調査対象としたものである。

その職業分化状況。企業幹部8人(1.8%)、村民委員会幹部5人(1.1%)、専門技術員18人(3.9%)、事務職員3人(0.7%)、勤労者422人(92.1%)、軍人2人(0.4%)、勤労者の内訳、技術人員13人(2.8%)、普通工人14人(3.1%)、サービス性業務人員1人(0.2%)、農林牧副漁業勤労者384人(83.8%)、商業人員10人(2.2%)。

調査報告は「天長市農民総体の職業分化はなお低水準にある」としている。それは前出のように陸学芸氏が1989年時点で概括した全国数値が、「農業勤労者」55~57%という推定と比べても低水準と言える。南京市から直線で100キロという地理条件に照らして、天長市の場合、勤労者92%うち農業勤労者84%という数字は、意外に分化が低水準である。

数値の評価は措くとする。天長市調査から知られることは、幹部、専門技術者、軍人を除く勤労者階層の職業的分化が進んでいることである。すなわち、事務職員(供銷業務)、技術人員、普通工人、サービス業務、もとの農業(農林牧副漁業)、商業などである。

この天長市の例に照らすと、陸学芸氏の推定職業分化表にある「農業労働者」は、さらに再分類する必要があり、再分類することによって、農民の職業分化の実態を認識できると思われる。

陸学芸氏は1990年の論文において、前記の「農村社会分層」のしめす8階層について、つぎの見解を述べている(前出、p. 444)。

「8階層、実際上は6階層が両兩相對応である。即ち、農業勤労者と農村管理者、農民工と郷鎮企業管理者、雇工と私営企業主の間では一対一の対応関係がある。収入水準、富裕程度、社会的地位から言うと、農業勤労者から私営企業主の段階に到る、基本的には層を重ねて高くなる序列がある。多くの同志がこの8階層のそれぞれを研究している。例えば、各階層がどのような特徴を有するか、どのように区分するか、それぞれどんな比重を占めるか、彼らの経済地位と利害は如何、どんな特殊な利益をもつか、現在どんな問題に直面しているか、とるべき対策は何か等。更に一步進

めて各階層の特点、願望、要求、社会的生産、及び政治、経済生活における地位、各階層間の関係、発展の前景、どのような対策をとるべきか等について研究すべきである」。

8階層について研究を深めるべしとして、提起した諸項目は、とどのつまり、階級分析の指標である。職業上の分化は社会的階層分化を意味するのか。またそれは更に階級に成熟する過程にあるのか。

社会階層としての分化を考察するとき、とくに留意すべきは城郷分離の戸口制、生産手段の公有制、成果分配における按勞分配原則という三つの条件のもとで階層は階層として留まるのか。それとも「社会主義市場経済」という環境において、階級に進化し成熟するに至るか。私は階層としても不安定状況が続くと判断する。例えば、躍進する郷鎮企業の場合、その管理者層は経営能力者としてその地位に就くのであって、市場競争の優勝劣敗は経営権の属人化を絶えず脅かす。

これを逆に言い換えると、8階層は多分に職業分化、職業階層であって、下向分解、上向分解の力は強力でなく、依然として一つの階層である。この階層は公有制と按勞分配原則のもとでは、一つの階層として一致性を保つ。その意味では中間層であり、元来中間層は両極分解の起点であるのにたいし、公有制と按勞分配原則によって分解が抑制される事情にもとづいて、分解しない中間層、つまり新中間層として規定すべきである。今後の更なる論証を必要とする概念ではあるが、歴史的な旧中間層である農民の展開として、新中間層という規定が妥当である。

農村社会分層と「新中間層」。郷鎮企業の発展に伴う労働力の農業から非農業への転化（「農転非」）、非農業の各種産業への分化、職業的分化、その基調をなす旧農村社会の崩壊と小城镇化、農業徘徊と交換された非農産業由来の高所得経済構造。1980年代後半から1990年代の今日に至る中国農村の変貌は、以上のように概括できる。中国にはそうした一言で言う「農村社会分化」と表現できる変貌を「社会進歩」として歓迎する論調が多い。陸学芸氏につぎの評論がある（同前、p. 452）。

「われわれは研究を通じて、経済が発展するに

つれて農村社会はますます分化し、社会が分化するにつれて経済がますます発展することを知った。分化は社会的発展と連繫して生ずる。したがってわれわれはこの分化と発展を満腔の熱情を以て支持するとともに、この分化を方向づける。この分化は本質から言って、人民内部の分化であって、彼らの間の矛盾は人民内部の矛盾である。党と国家は適時にこの分化と分化の矛盾を了解し、各階層の間の協調をはかり、相応の政策を制定して、経済社会の発展に有利な階層の発展を方向づけ、農業労働者階層の分化を促進する。

例えば、郷鎮企業は今後の農村の発展方向であり、郷鎮企業管理者階層と農民工の発展は支持すべきことである。農業労働者階層は農村発展の主要力量であって、彼らを支持し、彼らの地位を改善すべきである。

私営企業主には両面性がある。彼らの生産力発展の側面は積極的に方向づけ、その消極的で不利な側面は抑制すべきである。雇工に対する保護政策等。農村管理者階層は農村社会の精鋭であり、地域発展の鍵をなす要素である。その選抜と彼らに対する教育、訓練に注意し、政治上、経済上から支持すべきである。

以上が陸学芸氏の「中国農村社会分層」研究の結論である。その論述において、陸学芸氏は、(1)社会分化と経済発展は「連繫在一起的」として、社会分化を肯定し、(2)また「この分化は本質から言って人民内部の分化にぞくするとして、「人民」の概念を示唆した。この論述にはいくつかの検討すべき問題がある。

第1。例えば農村幹部のなかの第一類は脱産幹部であり、「非農業戸口であり、本人は農民ではない」。しかし、農民、「農業労働者」は「農業戸口」にぞくす。ともに「人民」にぞくするとしても、この戸口上の地位の懸隔をどのように理解するか。一般的に城郷区分にすぎない戸口制であるが、農村政権機構においては、領導、決策の実権を有する幹部と一般農民の間では、その所属する戸口が領導者と農民を区別する役割を果たすとき、戸口制を超えた意味をもつに至る。

第2。農村の分化が本質上、人民内部の矛盾にぞくするとは、一つの見識である。それは生産手段の公有制と、分配上の按勞分配原則のもとで

は、分化は単純な社会的分業に留まるのであって、階級分裂には至らないと考えることに由来すると思う。この「人民」概念は、人民公社制における「社員」の理論的概念としては妥当である。しかし、農民が職業上農業と非農産業に分化、非農産業が更に細分化するとき、また陸学芸氏が農村を8階層に区分する分化が実存するとき、総じて旧中間層である農民が分化を遂げた社会分化の性質を規定するとき、「人民」概念を以てしては事態の歴史性に迫ることができない。私が「新中間層」規定を提起する理由はここにある。

第3。経済発展と社会分化は相互連繫的であるが、「市場経済」のもとで、その分化が単なる職業的分化に留まるか。制度の根底にある公有制、按勞分配原則と対立を起し、制度と原則の変更に至らないと保障できるか。市場経済の範疇をなす利潤、利子、価格、地代、賃金が、他人労働の生産物を占有する手段に転化することがないか。これらの諸範疇が階級分裂の役割を演ずることはないか。そしてより基本的な問題であるが、公有制と按勞分配原則という上部構造の制度を以て、「市場経済」制度の作用に対抗し得るか。つまり、階級関係の成熟、「和平演変」の可能性を否定できるか。この問題について若干の考察を加えたい。

その1。1980年代の中期以後、連産承包責任制の形態としての「重層経営」のうち、統一経営体に当る村級の「地区合作経済組織」が各地で崩壊し、名存実亡と化した。そして責任制は「地区合作経済組織」の名目的執行機関として、村民委員会による責任生産の発包、農戸による承包の形式と化した。評論家は「租佃関係」として特徴づけ、事態を自立的な農民経営への移行とした。論点は形式の集団所有、地区集団経済のもとで、事実関係として自立的な農民経営が復活したことにある。これは所有制の分野における「市場経済」を推進力とする「和平演変」ではないか。

その2。農民経営を構成員とする、新たな「地区合作経済組織」の成立の可能性。非私有の土地を基礎にした、自立的な農民経営が社区単位か専門分野ごとの「合作経済組織」を設立することは可能である。この場合、事実としての「地区合作経済組織」が名目上の継続、実質の変化、つまり

名存実亡として成立することもありうる。事態についてのこのような所見が妥当であるか。

その3。郷鎮企業について二つの条件が、その事実上の変革を推進している。一つは、郷村における基層政権組織の半身不随化、郷村の「空架子」化、「空殻」村の出現などによる、「郷村集団経済」としての郷鎮企業の基盤の崩壊、郷鎮企業の集団経済性の退化。この場合、国有企業に向けての変化はあり得ないから、名存実亡的な道による私営企業への移行となる。

二つは1988~89年の「治理整頓」政策と、1990年代に政策的に推進された「企業改革」「企業の整体素質」向上策の創出した郷村「起飛」と企業体傾斜である(1992年1月2日農業部「關於促進郷鎮企業持續健康發展的報告」)。

これら二つの条件は、郷鎮企業の企業体的成熟を進めるものであり、第7階層、「郷鎮企業管理者階層」(陸学芸)の地位の強化、経営権の自立的発展を促進するものである。その発展の前途は「股分合作制」の条件が介在したとしても、事実上は「私営企業主階層」への限りなき接近ではないか。

(3) 郷鎮企業の企業的發展

郷鎮企業と規模拡大の傾向。郷鎮企業はその成立経過からみると、旧制人民公社の社隊企業の郷村級企業としての継承改組、「改革開放」期の新設の郷村級企業、そして同時期新設の合作企業および个体企業などに区分できる。その大部分は村級に所在し、ごく少数が建制鎮と県域に所在する。

その生産総額(1991年)は1兆1,612億元であり、農村社会生産額1兆9,004億元の61%を占めた。最近時1994年は企業総生産額4兆2,588億元、占有率69%となった。その存在感は大きく、1994年についてみると、企業職工人数1億2,345万人、郷村労働力4億4,255万人であって、27.9%の占有率である(『中国農業年鑑』1994年版)。労働力数の占有率27.9%を以て69%の生産占有率であることは、その生産力の高水準を以て、農村で圧倒的な影響力を示すものである。郷鎮企業の業種構成はその生産額からみると、総生産額1兆1,611億元のうち農業系179億元、工業8,698億元、建築

工業総生産額の推移

(単位: 億元・%)

年	工業総生産額 A	うち国有工業 B	集団工業 C	B/A(%)	C/A(%)
1978	4,237.0	3,289.2	947.8	77.6	22.4
1980	5,154.3	3,915.6	1,213.4	75.9	23.5
1981	5,400.0	4,037.1	1,329.4	74.8	24.6
1982	5,811.2	4,326.0	1,442.4	74.4	24.8
1983	6,461.0	4,739.4	1,663.1	73.3	25.7
1984	7,617.3	5,262.7	2,263.1	69.1	29.7
1985	9,716.5	6,302.1	3,117.2	64.9	32.1
1986	11,194.3	6,971.1	3,751.5	62.2	33.5
1987	13,813.0	8,250.1	4,781.7	59.7	34.6
1988	18,224.0	10,351.3	6,587.5	56.8	36.1
1989	22,017.1	12,342.9	7,858.1	56.1	35.7
1990	23,924.4	13,063.8	8,522.7	54.6	35.6
1991	28,248.0	14,954.6	10,084.8	52.9	35.7
1992	37,065.7	17,824.2	14,101.2	48.1	38.0
1993	52,692.0	22,724.7	20,213.2	43.1	38.4

注 『中国統計摘要』1995年による。

郷鎮企業の生産規模拡大の傾向

	企業数 A	職工数 B	生産額 C	B/A	C/A
1978年	152.4万	2,826.6万人	493.1億元	18.5人	32千元
1980	142.5	2,999.7	656.9	210.5	46
1984	606.5	5,208.1	1,709.9	8.6	28
1988	1,888.2	9,545.5	6,495.7	5.1	34
1992	2,079.2	10,581.1	17,925.4	5.1	86
1993	2,452.9	11,278.0	31,540.7	4.6	128
1994	2,495.0	12,017.0	42,588.0	4.8	171

注 中国農業部『中国農業発展報告』1995年による

工業企業の生産額、生産規模 (1991年)

	企業数	生産額	生産規模
全工業企業	809.2万	28,225億元	35万元
全民所有制企業	10.5	14,915	1,420
集団所有制企業	159.1	10,088	63
うち郷鎮企業	22.9	2,913	127

注 『中国統計摘要』1992年版による。生産規模は企業数を以て生産額を除いた数値をしめす。

業1,140億元、運輸業766億元、商業826億元である。農業を除く4業種で1兆1,430億元を占める。とくに工業の比重が高く、郷鎮企業は郷鎮工業を中核にして成立していると言える。のちにみるように、全工業企業の生産額の30%あまりを占め、国民経済における地位も高い。

しかし、郷鎮企業は一般的に零細分散の企業で

あって、一部の経済発達区を除いて、企業としては未熟な段階である。郷鎮企業の発達は地域的に遍在し、都市工業の発達した東部地区の比重が高い。その生産額7,769億元は郷鎮企業全体の67%を占めている。これはもっぱら都市工業、全民所有制工業の影響下の現象と言うべきであろう。

郷鎮企業の東部地区における発展は、その1企

業当りの生産規模にみることが出来る。掲表の数字によると、東部地区の1企業当り生産規模は10.3万元であって、中西部地区の3～4倍である。東部地区のなかで平均規模最大は郷級企業の180万元であり、これも中西部の3～4倍である。村級企業は郷級企業と比べて小規模で50万元である。これも中西部に比べて3～4倍の規模である。

ところで郷鎮企業の規模選択の基準は何か。郷鎮企業にはその地域の労働力を使い、地域の原材料を使い、地域の必要にこたえるという原則があった。人民公社制の社隊企業においてそうであった。当時をもっと濃密な「現地」(就地)主義が尊重されて、農業労働と工業労働の結合が追求された。当然、経験律として企業の態様が定まり、規模拡大を追求する意味のいわゆる規模論は存在しなかった。

ここで若干の統計数値にもとづいて、郷鎮企業の規模問題を考察する。まず、職工数と生産額の規模の傾向をみる。初期の1980年には職工数の平均は211人であるが、これは人民公社の公社級、生産大隊級の企業の実態を反映している。生産額も同様である。

しかし、郷鎮企業の「開創」期の初期、1984年以降には事態は一変する。一方では小人数からなる合作企業や個人の个体企業が族生し、そのため、職工規模は5人前後となる。すでに1991年についてみたように、个体企業が圧倒的に多いために、平均規模は矮小化した。その反面、もとの社隊企業並の郷級、村級の企業は全国平均でも職工数60人を超えている。しかし、総体として職工数の少ない零細企業が大勢をなす点に変わりはない。

しかも1994年に至る10年間を通じて、職工規模は5人から4人へとむしろ零細化する傾向にある。このことは大勢としては、郷鎮企業は個人もしくは少人数合作の企業であって、それぞれの「謀生活手段」であり、企業間競争における規模選択のような志向は少ない。少なくとも地域的には中西部地区の多数の郷鎮企業、東部地区の合作企業、个体企業についてはそのように言うことができる。

しかし、郷村級企業においては、とくに東部地区の郷村級企業においては、域内、域外からの労働力調達によって、雇用規模を拡大し、生産規模を拡大する、規模拡大志向がある。その志向は合作企業、个体企業の「謀生活手段」とは異質のものであり、両者を郷鎮企業として一括することはできない。すなわち郷鎮企業に顕著な傾向を見出だすのであるが、域外の他人労働力を調達し、資本面では外国資本を調達する(「三資」企業)など、いわゆる「集団」の域を超えて離陸する傾向がある。後述するように、そうした企業体として自立し、出自である郷村の「集団経済」から脱却することを誘導する政策が準備されている。そうした政策提起の背景をなすのが企業間競争の奨励である。

企業間競争もしくは企業比較の角度から、「工業企業の生産額、生産規模」表を考察する。中国の工業企業数809万の内訳は、全民所有制(国有)が10万余、集団所有制159万、个体企業639万であって、国有企業は少なく、生産額1,610億元(1企業当り2.5万元)の个体企業の数が圧倒的である。

集団所有制企業は企業数では国有企業の15倍と多い。総生産額は1兆0,088億元に達し、国有企業の1兆4,915億元に近い。生産規模の面では、国有企業が平均1,420万元であるのに対し、郷鎮企業は127万元であり、約10分の1に相当する。集団所有制企業は総体としては、国有企業の規模に遠く及ばないが、総生産額では接近している。

「改革開放」政策の起点となった1978年から近年1993年に至る15年間の「工業総生産額の推移」をみる。その推移の最も顕著な特徴は、集団所有制工業の比重が高くなり、国有工業の比重に迫っていることである。1980年当時、工業総生産額にしろ国有工業の比重は78%弱であったが、1992年には半数を割り、48%に低下した。替って郷鎮企業を主とする集団所有制工業の比重が高くなり、同時期に22%から38%に上昇した。「举世瞻目」と言われる郷鎮工業の成長である。

しかし、そこには検討すべき若干の問題が伏在している。その1。郷鎮企業を主とする集団所有制工業の成長が顕著で、工業生産に占める地位が向上したことは、この時期の条件のもとでの、集団所有制工業の長所が発揮された結果である。条件とは農村において、非農産業、とくに工業に移

転し易い状況にあった農業労働力の豊富な存在を挙げることができる。しかし、その反面、この時期の国有工業の停滞が翻って集団所有制工業の「異軍突起」を印象づけたことも否定できない。仮に国有工業が適切な経済管理と経営管理のもとで、その生産力を発揮したとすると、そして集団所有制工業と同じ速度で発展したとすると、ただひとり集団所有制工業が成長し、比重を高めることにはならなかったと言えるだろう。したがって、集団所有制工業の成長に賛辞を送ると同時に、国有工業生産力の欠陥を検査すべきである。

その2。集団所有制工業の急伸、国有工業の停滞をもたらす工業生産力に、その構成の歪みはないか。すなわち、国有工業は企業の立地と配置、生産分野の配分、それにとまなう人員配置、原材料供給など、最大の能率と効率を期待できる。これと比べて、集団所有制工業はその立地、配置は当該集団の限定から自由ではない。人員の調達、生産分野の選択も然りである。

こうした兩種工業の特性に由来して、近年の工業生産の構成、すなわち、国有工業の停滞、集団所有制工業の急伸という構成に歪みはないか。仮に発生した歪みに対処して、着手の容易さから、集団所有制工業の脱集団、国民経済ソフトをはかるとするならば、それは本末転倒と言うべきであろう。集団所有制工業なかんづく郷鎮工業は、その出自に忠実に、集団の利害を第一義とし、集団の内部において、工業と農業の融合を追求すべきであろう。

しかし、中国のこの問題に関する論調は、郷鎮企業の国民経済的貢献に傾斜したものとなっている。「郷鎮企業はすでにわが国農村経済の強大な支柱となり、国民経済の重要な組成部分であり、中小企業の主体である。現代化建設の戦略目標を実現して、わが国の政治、経済と社会の安定と発展を促進するべく、積極的に貢献している」(1992年1月2日農業部「報告」)。

郷鎮企業の「国民経済」的發展。すでに論述したように、1990年前后にはじまる郷鎮企業の企業体的飛躍には、二つの事情があった。一つは1988～89年の「治理整頓」政策が郷鎮企業を国有企業と同列に置いて、後退と縮小を求めたことである。この政策は郷鎮企業が郷村の集団所有制経済

としてあるべき特殊性、つまり郷村に立脚し、郷村に奉仕する特殊性を無視したものであった。あるいはこの時点で、郷鎮企業はその特殊性が無視される程に、特殊性を喪失したのであろう。

もう一つは、郷村の集団所有制経済の名存実亡、基層政権組織の半身不随、郷村の「空殻」化などの現象である。この現象自体が農業生産の停滞に由来する。こうした郷村社会の「空殻」化や集団所有制の名存実亡は、集団経済組織と言われる郷鎮企業の基盤の動揺を意味する。基盤の動揺は必然に郷鎮企業がその存立を企業体的強化にかける結果となる。

1989年における郷鎮企業の動向について、つぎの評論がある。「郷鎮企業は一年らしい適応性の調整を通じて、大企業とエネルギーを争い、原料を争い、高消費、浪費大、汚染嚴重、経済効益低、そして生産物の販路なき企業を整頓し、速すぎる成長速度を緩慢にした」。その反面、「郷鎮企業は調整を経て、より多くの企業が国際市場に転換した。(1989年)輸出、外貨取得ははじめて100億米ドルの関門を突破し、中国の輸出、外貨取得の一方の重要力量となった」(『中国農村統計年鑑』1990年、p. 14)。

1988～89年の「治理整頓」政策に次いで、1992年春の鄧小平「南巡講話」ののち、郷鎮企業の企業的展開の画期が到来する。この時期の問題状況について、次ぎのような考察がなされている。

「わが国の郷鎮企業は1980年代の発展を通じて、相当の規模を形成し、極めて大きな成績を挙げた。但しその中に多くの軽視できない困難と問題があった。例えば、地区間の発展不均衡の問題あり、普遍的に存在した効益問題があった。とりわけ1990年代に入り、社会主義市場経済体制のもとで、中国がガット(関貿総協定)に加盟したのち、多くの郷鎮企業がすべて、事態に適応か存亡かの問題に直面した」(劉占昌、賀耀敏著『跨世紀的農業—中国農業現代化探索—』中共中央党校出版社、1994年11月刊、p. 340)。

1990年代の初頭、郷鎮企業がその発展における新局面に入ったことは明らかである。事実の経過においても、郷鎮企業はすでに「郷鎮集体企業」としては脱郷鎮的であり、脱集体的の方向に傾斜した。政策的にも合併と改組による企業改革が誘

導され、企業経営における責任制度が提起され、郷村集団の域外に傾斜した。

この転機を迎えた郷鎮企業について、中共第十三届8中全会（1991年11月29日、「關於進一步加強農業和農村工作的決定」11項）は「積極的に郷鎮企業を發展させることは、農村經濟の繁榮、農民収入の増加、農業現代化の促進および國民經濟發展の必由の道である」として、次のような政策を提起した。

1) 國家の産業政策にしたがい、産業構造と生産物構成を調整する。粗製濫造、汚染重大、資源浪費の企業について管理を強化する。

2) 進歩の遅い地区に対し、可能な限り援助を与え、計画的に速い發展をはかる。城郷協作、優勢互補、都市による農村帯同、協調發展を奨励する。

3) 農産物加工業は農村に委ね、農村加工に適する工業品も農村に拡散する。国営大中型企業下請け（配套）、農産物加工、輸出向けおよび労働集約型企業について、新たな援助政策を制定する。

4) 郷鎮企業を企業集団参加へ方向づけ、条件の符合した外向企業集団に対しては、對外貿易の輸出権を認める。

5) 郷鎮集団企業の経営管理を強化し、企業経営承包制を安定、完善をはかる。

上記で紹介した5項目の政策の特徴は、その冒頭に掲げられた「産業政策」にある。これが要であり、そこから生産分布や企業集団による大規模経営、輸出業務、そして承包制を軸とした経営管理などの政策措置が立案されたのである。経営管理について、劉占昌、賀耀敏氏はつぎのように敷衍している。

「郷鎮企業の経営管理、経営行為を強化する。経営管理の強化を通じて、製品の質、經濟効益をひき上げる。企業における雇用関係を改善して、企業の凝集力、吸引力を高める。企業の経営行為は國家の法律規定の範囲内とし、法律の許す範囲内で企業の主動精神を積極的に發揮させる」（同上）。

中共中央の政策に定められる郷鎮企業の経営管理改善の問題は、郷鎮企業發展の地区間不均衡の問題と並ぶもので、1980年代後期に表面化した。

郷鎮企業と比べてより広範であり、深層にぞくする問題、農村労働力の「跨地区流動」問題は、郷鎮企業の地区間の不平衡發展に由来する。その意味で、前2問題と並ぶ、1990年代における郷鎮企業問題とすることができる。

この3問題に共通することは、いずれも郷鎮企業が郷村級から脱して、國民經濟級に登場したことと関連している。そして、そのいずれもが農村改革の發展過程において生じた問題である。農村改革における問題が農村、郷鎮領域を超えて、直接に國民經濟の次元に列したのは、郷鎮企業の活動が國民經濟級に登場したことに由来する。

解放後、今日に至る長期間、農村經濟と都市經濟は城郷二元の戸口制、低商品化率の農業生産力水準に規定されて、それぞれが相対的に自閉した經濟循環を営んできた。この相対的自閉の城郷2系列の經濟循環が、1980年代の「改革開放」政策、郷鎮工業生産力の發展を介して合流し、漸やく単一の國民經濟的循環を形成するに至ったのである。

中国の「改革開放」過程において、1992年は相対的に特殊な意味をもつようである。1988～89年の「治理整頓」政策が実を結び、漸く正常な經濟發展に向い、そしてその發展を促進する鄧小平「南巡講話」が発表された。「南巡講話」は1979年以來の「改革開放」に新たな画期をつくった。1992年はそうした画期であった。農村改革も例外ではなかった。

「現在、農村の改革と發展は1992年から新段階に入った。農業生産は繼續増大し、郷鎮企業は高速度で發展し、集市貿易は繁榮し、小城鎮建設も留まることなく、農村工業化、農村城鎮化はそのテンポを速め、労働力の移転、社会的流動も大規模に進行している。この趨勢はわが国農村經濟社會がまさに一つの全面發展の新時期に進入したことを知らせる」（陸学芸、黄平論文、『農業經濟問題』1995年第1期）。

「農村社會經濟」の「全面發展の新時期」は、まさに農村の新段階の到来であった。一言で表現すると農村社會經濟における農業の地位の低下、非農産業の躍進、総体としての農村の非農産業化の新段階であった。

農村の非農産業化について、二つのことを指摘

しておく。第1。農村社会総生産額の内訳において農業生産額の割合が急落し、非農産業生産額の割合が急上昇したことである。前者の割合は1990年46.2%、91年42.9%、92年35.8%、93年27.5%、94年25.6%である。後者の割合は1990年53.9%、91年57.0%、92年64.2%、93年72.5%、94年25.6%である。「全面発展」は農業の凋落、非農産業の台頭のことであった（『中国農業発展報告』1995年による）。

第2。農村社会総生産額の内訳の変化につれて、地区経済の構造が大きく変化した。これまで非農産業に傾斜して推移してきた東部地区の生産額は農業19.6%、非農業80.4%で、農業凋落の急を告げた。東部10省市は粮食自給率を急落させた。中部、西部両地区も農業生産額の比重がそれぞれ35.0%、39.4%と低下した。これらの両地区の社会総生産額は大きく非農業に依存する構造となり、厳密には農業地区と言えるものではなくなった。

例えば、1994年の農業生産額は1兆5,751億元であるが、その産地構成は自給的性格の東部地区が48.6%をしめ、中部33.5%、西部17.9%という割合であった。それぞれにおいて非農業生産額に比較して、農業生産額の割合の高い中部、西部両地区が、全国の農業生産額について、合計して漸やく51%である。中国農業が難局に立ったと言われる所以である（同前）。

上述の如く非農産業に急傾斜した農村経済において、郷鎮企業は非農産業の核の位置を占める。その企業総生産額の成長は急速である。前年比の成長率をみると、1990年14.0%、91年21.3%、92年51.3%、93年65.0%という急伸である。1991年11月、中共第十三届8中全会の郷鎮企業発展の5項目の政策が提起されたのは、農村社会経済の変貌、郷鎮企業急伸のこのような状況においてのことであった。また、その提案を受容した郷鎮企業は、このような急伸の状況においてであった。

中共中央の「決定」はさきに紹介したように、その基本的立場を産業構造政策に置くものであった。これを敷衍して劉占昌、賀耀敏氏は、つぎのように提起した。

「国家の産業政策の要求にもとづき、郷鎮企業自身の特徴に適合した産業構造と配置をうち立て

る。城郷の間に逐次に分業合理、優勢互補、協調発展の新型の関係を形成する」（前出、『跨世紀的農業』p. 340）。

郷鎮企業に求められた課題は、集団所有制企業にして集団経済の枠を超えることであり、国民経済的合理性の要求に従うことであった。

「郷鎮企業は主動的に大企業に蜜着し、あるいはそのための加工組立、あるいはその製品の継続的な加工を担当し、自分の長所を活かして大企業との間に各種形式の連合を進める。郷鎮企業相互の間では、骨幹企業、優質製品、銘柄製品、「拳頭」製品を目玉にして、各種形式の企業集団あるいは企業グループ（群体）を組織して、適当に規模経営を拡大する」（同前、p. 341）。

産業政策を軸にして、規模拡大をはかる方策は企業の発展としては必然である。しかし、その方策は出自からくる郷鎮企業の自己否定を意味する。

「船小好掉頭」から「艦隊」へ。郷鎮企業にとってその出自に由来する役割を超えて、国民経済的な課題を担い、産業構造における合理的な分業、国有大企業に密着した下請け企業化に向う。これは中共中央の政策志向であるが、また郷鎮企業の側に受容する条件が、すでに準備されていたことでもあった。

「1992年鄧小平同志の南巡講話と党の第14回大会の精神の導きの下、江蘇の郷鎮企業に人を振るい立たせる発展の形勢が出現した。工業総生産額は2,500億元を突破し、増大速度は70%を超えた。外向に開拓、技術改造の加速、優良企業の組織構成などの面で大きく一步前進し、新たな発展段階に入った」（江蘇省人民政府辦公庁、江蘇省人民政府研究室『江蘇在改革開放中加速發展』1993年4月刊、p. 320。ちなみに1992年郷鎮企業総生産額は1,769億元であった）。

新段階の特徴の第1は「三資企業」出現である。三資企業、つまり外資との合作企業、合辦企業、全額出資の企業は、蘇州、無錫両市において「郷鎮鎮鎮都有三資企業」という普及であった。資本調達に留まらず、強力な郷鎮企業は大胆に国境を越えた。「境外」企業の創設が52軒に達し、投資は2,500万米ドルに及んだ。1990年にタイ国に進出した常

熱市丙綸廠は合資会社糸特（集団）有限公司を創設した。

第2は規模経済の発展である。「市場競争の必要に適應するため、郷鎮企業は積極的に企業集団を組織し、規模経済を發展させた。全省の郷鎮企業は省級企業集団21集団を組織した。……郷村工業の企業家たちは最早、過去の“船小好掉頭”に満足しない。市場の激烈な競争の必要に適應するのに努力し、連合改組の道を歩み、乗風破浪のできる“大船”や“艦隊”を速やかに形成した」（同前、p. 34）。

すでに考察したことではあるが、郷鎮企業はその出自において、企業形態はとるものの、本来的には「郷鎮集体企業」であり、主に村級を単位とする集団経済の派生体である。そこでは企業間競争の関係は少なく、競争＝規模の選択、拡大を志向する傾向は弱い。これは郷鎮集団企業という企業形態の特徴でもあった。ちなみに、私は郷鎮企業形態の原型は、理論型としては人民公社社隊企業にあるとみている。企業を構成する資本、労働力、経営者の3要素が基本的に当該郷村集団にぞくする企業形態である。その事業運営は当然、当該郷村集団の社会的利益にしたがう。

しかし、「新段階」の到来は資本の調達、運用の集団外拡大、企業規模の集団超越という行動によって、郷鎮集団企業形態の訂正を告げるものであった。

新段階は1980年代末、1990年代初に、その兆候をみせた。1988～89年の経済緊縮、正常化を求めた「治理整頓」政策は、国民経済の政策転換をしめすものであったが、郷鎮企業にとってはまさに異常体験であった。すなわち、その出自のしめす原型、郷鎮企業形態の領域を超え、一般企業化した企業としての処遇を体験した。政策は郷鎮企業特殊論を排し、国有企業並みの緊縮策を迫った。郷鎮企業はすでに、集団経済的特性を資本の調達と運用、労働力調達（後述）そして事業活動の面で超越していたからである。

郷鎮企業の多くは市場競争関係に参入し、企業間競争の手法に長じていた。江蘇省人民政府機関は、郷鎮企業はその「船小」方式から「乗風破浪の大船、艦隊」方式へ移ったことを紹介した。これは規模拡大という分野で、郷鎮企業がその特質

の「郷鎮」性を超越したことを認知するものであった。

第3。郷鎮企業の区域間不均等発展。1980年代の特徴は、郷鎮企業が東部沿海地区に偏的に發展したこと、中西部地区における發展が緩慢であること、そして中西部地区経済の不發展が郷鎮企業の發展緩慢に由来して生じたことなどである。この経済發展の不均衡と格差（「差距」）、その緩和、解消が、まさに1990年代の新段階の課題として提起された。これは国民経済の均衡的発展、11億人民の共同富裕を促進する問題として提起された。

「わが国東中西部地区間の農村経済發展のいちじるしい不均衡は、主として郷鎮企業發展の差距として表現されている。この差距の存在は中西部地区経済の發展と小康目標の実現に影響するだけでなく、全国的な経済の發展と小康目標の実現に影響する。現在、党の第十四回大会精神にもとづき、東部地区郷鎮企業の發展水準をひきつづき向上させると同時に、中西部地区と少数民族地区の郷鎮企業の發展を速めなければならない。その目的はつまり、中西部と東部の間の差距を逐次縮小し、全国11億人民の共同富裕の実現を速めることである。これはわれわれの中国の特色を有する社会主義の建設が必要とする歴史性の任務の完成であり、国民経済と社会發展を速める重大な戦略選択である」（1992年11月18日、田紀雲「在全国加快中西部郷鎮企業發展經驗交流会上的講話」『人民日報』1992年11月30日）。

小稿もこれまでの論述のなかで郷鎮企業が東部沿海地区に偏在して發展し、それと比べて中西部地区における郷鎮企業の發展が緩慢であることは指摘した。しかし、両地区の發展の「差距」に論及したが、東部地区の發展と中西部地区の不發展の関係を論じていない。田紀雲講話は両地区を関連において論じ、問題を指摘した。すなわち、両地区の間の農村経済の發展の不均衡が、両地区の間の郷鎮企業の發展の差として表現されていること。そして中西部地区における郷鎮企業發展の加速は、その目的は両地区の間の差の縮小、11億人民の共同富裕にあること、などを指摘した。

田紀雲講話は総じて、(1)郷鎮企業は社会主義市場経済發展の先導力量である、(2)郷鎮企業の西進

は国民経済発展加速の重大な戦略的選択である、(3) 加强領導、積極扶持、中西部地区郷鎮企業の加快発展のため、より寛松的環境を創造する、について論述している。これは体系的な郷鎮企業政策である。とり分け、冒頭の「郷鎮企業は社会主義市場経済発展の先導力量である」は、郷鎮企業の国民経済的特質を論じたもので、重要な論点である。その論旨は「郷鎮企業はそれ自身の発展のなかで、一つの好ましいシステム（機制）、つまり市場経済的システムを形成した」とする点である。

国務院は1993年2月14日、「關於加快發展中西部地区郷鎮企業的決定」（『中国農業年鑑1994』所収）を發して、9項目からなる發展策を提起した。主要内容は次ぎの如くである。

(1) 郷鎮企業の發展を中西部地区經濟工作の戰略的重点とし、各級政府は重要工作日程に乗せる。過去にあった工業に力を入れることは国有工業のこと、農村經濟に力を入れることは農業のこと、という伝統觀念を改め、郷鎮企業と国有企業および農業が相互促進、協調發展の關係を正しく認識する。

(2) 中西部地区の經濟發展の要求に適應した産業政策を實行する。

(3) 異なった組織形式の郷鎮企業の共同發展を提唱する。もとの郷辦、村辦、戸辦、連戸辦の四輪驅動を基礎に、それに連營企業、内外合資企業などを加えて、多輪驅動、多軌道運行を實行する。

(4) 各種の人材が郷鎮經濟開發の主戰場に向うように奨励し、支援する。

(5) 因地制宜、合理布局、集中連片發展の道を進む。現地の資源、人材、交通、エネルギー、水資源などの総合条件から出發し、因地制宜、合理布局、郷鎮工業小区を建設し、集中連片して發展させる。

(6) 中西部地区において、積極的に市場体系を培育し發展させる。

(7) 複数の経路を使って、中西部地区郷鎮企業にたいする資金投入を増す。

(8) 機会をみて東部、西部の水平的經濟連合、城郷連合を推進する。当面、東部經濟發達地区の郷鎮企業はすでに、産業構造の昇級交替の段階に

入った。中西部地区郷鎮企業が市場に登場し、労働集約型産業が移転して、東部の發展が中西部の發展を連動し、全国的大發展を實現する。

(9) 關係部門が協力合作し、中西部地区郷鎮企業の新段階進出の促進のために貢献する。

国務院「決定」は概略、以上の如くである。中西部問題、また郷鎮企業の国民経済レベルの政策としてはじめての文件である。国務院はその後政策の前進をはかり、1993年9月に「全国郷鎮企業工作會議」を開催して「郷鎮企業東西合作示範工程」を討議に付した。この「工程」は1995年2月、国務院の正式批准を経て公布された（『人民日報』1995年4月23日）。

中西部地区の郷鎮企業發展についての政策は、可能な限りの具体策として提起された。そしていくらかの政策効果も報道されている。（『人民日報』1994年9月16日記事）。その反面、学者の間ではその政策の成功の困難性、中西部問題の深刻性を指摘する見解も表明されている。社会科学院農村發展研究所は1994年夏、農村經濟改革問題に関する座談討論会を開いた。討論会は8項目に分けて、観点と政策建議をまとめ発表した（「關於当前農村若干重大問題及对策建議」『中国農村經濟』1994年第9期）。その第4項に「關於推動中西部地区郷鎮企業發展的政策和措施」があり、次の論点を紹介している。

(1) 参加の学者は不均衡發展の直接の動因は、郷鎮企業とくに農村工業發展の地区間差距にあるとした。国家は当面、中西部地区に向けて貸款の追加、東部と中西部の郷鎮企業のコラボレーションの措置によって、中西部地区郷鎮企業の發展を推進している。ある学者はこれらの措置は不十分として、関連措置、政策が必要であるとした。

(2) ある学者は長期研究の結果として、東部地区中西部地区の農村工業の生産性の差距の3分の1以上が、外部經濟環境（電力、道路、通信施設、他企業との連營等）の差異に由来すると指摘した。したがって外部經濟環境条件を改善し、中西部地区の非農産業發展を推進する重要措置の一つとすべきであるとした。これらのインフラストラクチャー（基礎設施）の公共性により、企業自身による解決を期待することはできず、中央、地方の政府が機能を發揮する重要領域である。

(3) ある学者は一步進めて提起した。区域間差別問題の解決は中共中央、一級政府による平準方式ではできない。中央政府が区域差別の平衡の方面で、直接参与者として作用しても限りがある。帰するところは、区域間でそれぞれの長所發揮に頼ることだ。東部地区企業の人材や資金、管理などの要素を互利互通に誘導して、中西部地区に滲透させる。ここでの一つの核心の問題は、部門間、区域間の製品、要素の流動についての体制的障害をとり除き、統一的な国内要素市場をうち立てることである。1980年代中後期以来、中西部地区の郷鎮企業と東部地区の郷鎮企業および区域内外の国営企業との連営の件数は下降気味である。これは要素市場流通が阻害を受けていることの重要な表現である。

座談討論会における郷鎮企業の中西部地区発展策の概要は以上の如くである。総じて悲観的であり、批判的意見が多かったようである。論点の第1は、郷鎮企業の東部、中西部地区間の不均等発展は、そもそも郷鎮企業の発展の区域差にあるとした。この論者は国務院が提起した「郷鎮企業東西合作」に期待をかけている。別の論者は中共の「均衡発展策」の不十分を批判し、「関連措置」の補充を求めた。

論点の第2は、東中西部地区間の農村工業生産性格差の3分の1は、インフラストラクチャーの不備に由来するとした。中西部地区のインフラ問題の解決によって、非農産業が発展できるという見解をしめした。この見解は説得的であるが、インフラ整備のための膨大な資金、技術上の困難がつきまとう。

論点の第3は中央的政策の限界性を指摘した。とくに人材、資金などの要素の地区間流動の体制障害、中西部地区の地方保護主義の弊害の除去を提起した。1980年代は東部地区において、郷鎮企業が「異軍突起」的に発展した。まさにその時期、中西部地区の郷鎮企業は体制障害によって遅滞したのである。

以上の各論者の見解は、いずれも郷鎮企業論の重要な論点である。ここで私見として2点を提出する。第1は基礎的な思想としての「共同富裕」論である。前出の田紀雲講話が論述している。これは換言すると、「先富起来」思想との関連が問

われるもので、その両者の接点如何、つまりどの辺りまで先富起来が許容されるのかという問題である。

第2は「外部経済環境」の問題である。インフラは象徴であるが、東部地区における郷鎮企業の急成長の外部経済環境は単にインフラに留まらず、華僑資本、外国資本などの投入と「三資」企業の増加など、資本環境が直接、間接に郷鎮企業成長の条件を提供したと思う。前出、江蘇省人民政府の資料のしめす如くである。東部地区がそのようであり、中西部地区も同様であるとすると、東部地区における郷鎮企業発展の外部経済環境は研究に値する。

第4、郷鎮企業労働力の跨区流動。1994年現在、郷鎮企業労働力は1億2,017万人に達し、農村労働力の13.1%を占有するに至った。この農村(=農業)労働力の農業から非農産業への大量の移動は、一方において農業責任制と結合した両田制=口糧田、責任田が、労働力の農外流出の条件をつくったことによる。他方においては国民経済的事情の影響も作用して、非農産業分野の郷鎮企業が順調に発展し、農業から排出された労働力を吸収した。

城郷二元戸口制という特異な社会制度が作用して、農業から排出された労働力は、農村内の郷鎮企業に吸収された。その総人数は1978年2,826万人を起点として、16年間に9,191万人の増加をみた。この就労変動の規模のもつ意味は端倪すべからざるものがある。同時に注目されることは、この就労変動の「現地主義」とも言うべき特徴である。すなわち、主として郷村の範囲で、家庭経営の農戸から、農業労働従事者のうち非農産業の就労に適した文化水準、技術水準にある労働力が流動する。この間の事情を田紀雲氏が説明している。

「人口衆多はわが国の基本的国情である。11億の人口、そのうち9億は農村にある。1人平均1畝余(1.5畝が10アール)の耕地にこの膨大な労働力の大軍を收容することはできない。現在、農業労働力1人当り耕地3~4畝を占有している。作付指数を加えるとしても、1農業労働力当り5畝の播種面積となるだけである。少なからぬ地方で、労働力は半年働き半年遊びであり、場合によ

っては1年間に空閑時間が200日余りとなる。仕事が無ければ収入も無い。仕事が無くても、生きようとすれば(就業生非)、流出しなければならない。

予測によると、20世紀末には農村労働力の剰余は1.5億人前後となり、現在の全国城鎮職工の総数に相当する。こんな大部隊に出路があるだろうか。すべてを大都市が収容できるか。これは一つの現実問題である。如何にしたら良いか。解決の方法はつまり、主として郷鎮企業の発展に頼るしかない。現在、一部の郷鎮企業の発達した地方では、当地区の剰余労働力の全部を吸収するだけでなく、大量的に跨県、跨地区、跨省にわたって、富余の労働力を吸収している。したがって、予見しうる将来において、郷鎮企業の発展は農村剰余労働力を吸収する主要なチャンネルであり、また、最も根本的チャンネルである」(前出、田紀雲1991年12月23日講話、p. 812)。

この講話のあった1991年の郷鎮企業総労働力数は9,609万人であったが、『中国統計摘要』翌1992年には1億を越え、前述のように94年に1億2,017万人に達した。この時期に郷鎮企業の労働力需給に変調が生じた。既存の郷鎮企業の労働力吸収が漸く限界に達した。社会科学院農村発展研究所の召集した座談討論会(前出)は、この問題についてつぎのように討論した。

1)、農業労働力の吸収と小城鎮建設。参会の学者がひとしく承認したことであるが、大量の農村剰余労働力の存在、当該区内、区際間の流動は国民経済発展における、根本性で全局性の大問題であり、21世紀に至る難題である。

農村剰余労働力の移転方式とその思考を整理する。農業労働力の農業内部での就業の門路の拡大、農業外、非農業部門への転移および農村内部の現地での消化、城鎮転移などと小城鎮建設との両者の関係をうまく処理する。

2)、ある専門家の指摘。現在の農業内部の資源の配置状況からみて、農業総合開発、農業構造調整、高経済価値の工業原料作物の発展、畜牧、水産養殖、果樹業の発展は、農業内部の就業吸収能力と潜在力の増加に役立つ。農村の非農業からみて、郷鎮企業とくに第3次産業は過去も今後、農業剰余労働力移転の主要な「载体」であ

る。

3)、ある専門家の特別に関心をもつべきとした指摘。郷鎮企業が発展のなかで直面した資本集約(増密)過程の加速と剰余労働力の吸収能力の低下。郷鎮企業の分散もたらした非農第3次産業の発展の遅れ、そのための農村剰余労働力吸収能力形成に対する制約という問題。郷鎮企業の合理的配置を通ずる小城鎮建設の推進、第3次産業の拡張、農村非農産業の増加による剰余労働力吸収能力。

4)、ある専門家の指摘。1980年代初期に推進した「離土不離郷。進廠不進城」方針は、城郷両方面から直面する労働力剰余圧力という状況のもとで一定の適応性があった。しかし、その結果郷鎮企業配置の過度の分散化を招いた。国家体制改革委員会のある調査によると、郷鎮企業の92%は自然村に分布していて、建制鎮や県城に所在するものは7%、1%にすぎない。配置の過度の分散化は、郷鎮企業の集積効果を欠くことになり、経済効益を高めることにならず、占有面積の過大(郷鎮企業の占有地は少なめの推計でも660万ha)、構造の重複、汚染重大と治理困難を招いている。より重要なことは農村都市化資源の流失、人口都市化過程の歩みの非農産業の発展と比べての遅れである。したがって「離土也離郷、進廠也進城」による異地移転が理の当然として、今後、農業剰余労働力移転の重要な方式、形式となるだろう。

この方針を執行するには、両方面の改革が必要である。その一は農村小城鎮の発展である。そのため以下の環節に力を入れる。(1)小城鎮投資体制を改革し、集団蓄積と個人集資を主とし、国家、地方、集団、個人の共同投資の多元的投資体制をつくる。(2)小城鎮建設体制を改革し、小城鎮と第3次産業発展を結びつける。(3)小城鎮土地管理制度を改革し、政府による規画、租地、開発および移譲の統一、郷鎮企業と農民の小城鎮進入、開発参与の奨励。(4)小城鎮管理服務体制の改革、小城鎮の社会保障体系の設立と吸引力のひき上げ。

その二。労働力の大都市を含む現有都市、経済発達地区への跨区域の流動。農村労働力の外部移転の盲目性を避け、組織化を高める。このため労働力全国統一市場を育成する。多種形式の労働就

労仲介組織を發展させる。情報、相談、職業紹介、養成を含む社会化就業服務体系を形成する。

5)、ある専門家の提起。上記の2点の改革、つまり農村小城鎮の發展と労働力の跨区域移動とはともに、現行の城郷分割の二元戸籍管理制度と関連する。中国戸籍管理制度の重塑は、回避する術のない重要問題である。当面の状況からみて、戸籍制度改革の鍵は戸口管理に付き纏っている各種の社会経済差別の除去にある。城郷統一の流動戸口制度の樹立は、城郷住民が就業やその他の發展機会の面で平等に競争し、統一的な社会身分を獲得することである。

郷鎮企業労働関係の変質。ここに紹介したように、座談討論を通じて、上記5問題について意見が表明され、提案がなされた。その内容は私にとって意外に思えるものが少なくなかった。第1は郷鎮企業の労働関係の特質に関係することであるが、当該企業の立地する区域内と区際間の流動が、国民経済的に論じられたことである。私は郷鎮企業は「郷村集団経済」にぞくし、その内部における活動をつうじて、農業、農村に関係する分業と差別の解決に貢献するものと考えた。この座談参加者にはこの論点は捨て去られたかの如くである。

第2、労働力吸収を農業総合開発に求め、1980年代に郷鎮企業の設立がそのまま労働力吸収、吸収拡大に貢献した状況との変化を示唆した。これは1990年代の郷鎮企業論の重要な論点の一つである。それに関連して、極めて奇怪なことは、郷村労働力の配置を論じながら、農戸責任制の労働力問題を等閑に付していることである。「剰余労働力」問題にしても、先験論が横行している。例えば農業において、剰余労働力がどこにどのような形態で存在しているか、反面の問題として、農業必要労働力がどのような方法によって充足されているか、すべて論題からとり除かれている。これは郷鎮企業論の弱点であると考える。

いま、この問題を郷鎮企業の労働関係として概括する。郷鎮企業の労働関係の特質は、郷鎮企業が一般的に郷村級の集団経済企業として成立し、国有企業や私有制企業と区別されてきたことによって、経験的にも明らかであった。すなわち、その「職工」は集団所有制経済の構成員として、生

産手段所有の主体である。また集団的所有主体として、自己の生産手段を以て、自らが労働するという、所有と労働の一体関係が、郷鎮企業の労働関係の基本的特質であった。しかし、この特質は専門家の座談討論において、議論の埒外に置かれた感が強い。これは一つの自己矛盾である。後述するように、1990年代初頭に公布される、数件の郷鎮企業法令において、集団所有の構成員と労働参加の組織上の関係がすこぶる曖昧となるのは、郷鎮企業における労働関係の特質が明確に認識されないためである。あるいは認識は明確であるが、労働関係の実践がこの特質を踏み越えて進んだのであろうか。

第3、郷鎮企業の労働力吸収能力の低下傾向を論じているが重要問題である。企業における技術革新、生産性の向上は、当然、労働事情に影響する。一つは労働力吸収能力の相対的低下である。もう一つは労働力の技能問題であって、要求される文化水準、技術水準の向上である。

ここで更めて問われることは、郷鎮企業の基本的役割である。つまり、郷鎮企業は農村に潜在する労働力、原材料などの資源の活用のため、当該農村住民の必要財貨の調達のためか。あるいは農村の資源、市場の諸条件は、郷鎮企業のためにあるのか。この座談討論の立脚点はおおむね後者にあるかの如くである。

第4、「離土不離郷」方式の郷鎮企業にたいして、漸く批判が提起された。これは日本の工業の地方拡散、農家の側の在村通勤の兼業化に相当する方式で、1970年代に普及した。中国では主として東部沿海地区であるが、1980年代後半に台頭した。

この座談討論では、「離土不離郷」方式の欠陥として、企業の分散、集積欠乏と経済効益の低水準、農地面積の浪費、重大な汚染が指摘された。評価は否定面の指摘が多く、今後の労働力移動は「離土也離郷」になると提案された。

この議論は粗雑である。「離土不離郷」方式の労働力調達と企業設立は、単純に企業としての合理性を追求するものであるのか。農業改革（農林牧副漁＝「大農業」）、「工農商」全面發展の追求なのか。後者にぞくするとすれば、利害は全面に亘る計算でなければならない。そのような計算に

立脚するならば、「離土也離郷」方式を以て代替するという、安易な比較はあり得ない。「農村小城鎮」論の提起は有効であるが、郷鎮企業の92%が自然村に所在し、7%が建制鎮に所在する現況に立脚する必要がある。現況に立脚して深い分析と考案が必要である。

この問題について2点を考慮する必要がある。第1点、「郷鎮企業」設立は1984年以来、僅か10年の経験にすぎないこと、しかも主として中国東南部の限られた地域にすぎないこと。第2点、中国農業発展の大綱の模索と達成という大事業がかかっている。1956年1月に提示された「1956年到1967年全国農業発展綱要」（草案）以来、40年間に亘る模索の到達点である。したがって「離土不離郷」の経験はいっそうの集積と拡大が必要であって、別の方法を以て代替する条件にはない。但し、「離土不離郷」方式と結合した「小城鎮」は研究に値する。

第5、「城郷分割の二元戸籍管理制度」を組上にのせた見解には興味がある。とくに戸籍管理制度そのものの改革と、この制度に付着する「種々社会経済差別」をとり除くとする主張は重要である。この主張が実現すると、郷鎮企業の変貌は回避できない。あるいは郷鎮企業そのものが解消する危険性がありはしないか。

この場合「社会経済差別」の除去は、一つの研究課題であろう。論者は農村、農戸はこの「差別」の被害者として、また都市、工業は受益者として前提していると思うが、一つの「差別」制をめぐって一方が被害、他方が受益となるのは何故か。この背景にある生産力格差を無視できない。生産力格差が無く、同じ生産力水準にあるとすれば、差別の大部分は解決し、差別「制度」そのものが機能しないであろう。

座談討論の「労働力跨地区流動」の部の末尾に登場する「就業市場化」は、郷鎮企業論の骨格に関係するの否。関係はあるが、それは郷鎮企業にたいして否定的に作用する関係にあると思う。郷鎮企業の帰趨のなかで、「就業市場化」は、就業の組織化と対立する可能性をもっている。郷鎮企業はその郷村集団のもつ労働力、原材料などの生産力資源の非農産業的編成の企業形態である。その限りでは労働力にせよ原材料にせよ、市場経済

的手法を以て企業として編成されたものではない。「郷村集団」の意志を以て企業として組織されたものである。

提起された「就業市場化」は、例えば東南地区の一部の郷鎮企業が、集団外、省区、地区外から流入した労働力雇用に頼る状況からみれば意想外ではない。しかし、郷鎮企業が当該郷村集団による労働力、原材料の組織化であるとする、「就業市場化」は異質である。

すなわち、郷鎮企業の労働は郷村集団の組織された労働から、市場的な雇用労働に移行するであろう。例えば、「股分合作制」（後述）のもとで、「当該企業の全体成員の集団所有」を構成する成員労働と市場から調達された雇用労働の並存という、労働の二重構造が出現する。労働の二重構造は企業形態の変化を意味するものであり、集団所有制企業から私有制企業への質的变化が進む。少なくともそうした進行の入口となるであろう。

提起にあった「社会経済差別」は、その解消によって「城郷統一の流動戸口制度」の樹立に至るものである。その差別には上部構造にぞくするものもあり、経済的土台にぞくするものもある。そのうち基本的な差は工業と農業の生産力格差である。郷鎮企業は元来、城郷二元経済構造の変革に立ち向かうため、その核心をなす都市工業と農村農業の二元構造の変革に向かうために成立した。換言すると、郷鎮企業の存立そのものを以て、「社会経済差別」の解消に迫るものであり、その解消を前提にすることはできない。

(4) 郷鎮企業における所有と経営

郷鎮企業と企業改革。郷鎮企業はその「開創」期を経て、企業として「起飛」期を迎える。私はそれを1980年代末、1990年代初とみている。この時期に郷鎮企業の企業法制が整備される。そうした局面の変化につれて、郷鎮企業の社会的貢献も農村「剰余労働力」の就業の促進の役割から、「国民経済の重要な組成部分」としての役割へと変る。この歴史的経過において「農村改革」が経た経験は多岐に亘るが、基本的には「家庭連産承包責任制」と「郷鎮企業」の異軍突起の2点に尽きると言うことができる。時系列としては1980年代前半期の「家庭連産承包責任制」、1980年代後

半期の「郷鎮企業」である。

「家庭経営は集団経済の重層経営のなかの分散経営層にぞくす。集団経済範疇の中にある。この統一経営と分散経営の結合した重層経営体制は、過去の人民公社生産隊にみる単純な集中経営体制と比べて、農業生産経営の特徴によく符合している。また、中国の国情にもよく符合している。そうであるから中国農民に受容されたのであり、生命力にも富んでいたのである」(田紀雲1991年12月23日「關於穩定農村基本政策的幾個問題」『新時期農業和農村工作重要文獻選編』中央文獻出版社1992年10月刊、p. 807)。

「長い目でみると、郷鎮企業は農民の収入増加、農村経済の繁栄、小康目標の実現、農業現代化の実現、国家工業化過程の推進および城郷差別、工農業差別の縮小等の面で、すべて重要かつ深遠な意義をもつ。……

「全局から言うと、全国の郷鎮企業は一貫して旺盛な発展の勢いを保ちつづけている。郷鎮企業は何故、この旺盛な生命力を具備しているのか。その根本原因は郷鎮企業の発展が社会主義建設と人民生活の需要にに応じているところにある。この大衆的事業は広範な農民が貧困を脱して、小康につき進むために必由之路だからである……(田紀雲、同前、p. 811)。

「深層からみると、わが国農村は農業経済から工業経済に向かって発展する過渡段階にある。農民はあの数畝の農地をもち、亦工亦農をやり、亦商亦農をやり、能進能退である。これは一つの最大の社会保険である。これが郷鎮企業が強大な生命力を具有する基本的原因の一つである。したがって農民はこれを自分の命綱とみなすのである」(田紀雲、同前、p. 805~806)。

農村改革における家庭連産承包責任制と郷鎮企業の役割と、その生命力をこのように評価する見解は希有なことではない。しかし、ここに敢えて引用紹介したのは、それが中共中央政治局委員の見解であり、とくに1990年代初頭というタイミングの見解だからである。既述したように、私はこの時期には農家責任制は1990年代前期の創設期に発揮した活力は退化したとみている。また、郷鎮企業もその基礎をなす郷村社会の「空殻」化によって、「郷鎮集体企業」の集体性は退化、企業体

に傾斜したとみている。田紀雲氏は「政策の穩定不変」を言い、「生命力」の旺盛を言う。評価の分れるところであるが、それは1990年代に登場する郷鎮企業における企業改革と一連の法制にたいする「看法」に影響する。私は田紀雲氏の言う「生命力」については、その退化をみる。そのため、企業改革は「生命力」退化の事態のもとで、郷鎮企業は郷村集団経済に依拠することはできず、「企業体」そのものに活力の源泉を求めるに至ったと考える。

企業改革の方針については、政府の農業部が1992年1月2日、「關於促進持續健康發展的報告」(前出『新時期農業和農村工作重要文獻選編』p. 826所収)によって、大綱を提示している。

「八五」計画(1991~95年)と今後10年「計画」の、郷鎮企業発展の総指導思想。「積極扶持、合理規画、正確引導、加強管理」の方針を確固不動に貫徹し、「發展、改革、完善、提高」の道を歩む。経済構造の調整を更に推進、企業改革を深化し、科学技術の進歩を推進、製品の質と経済效益の向上、生態環境の保護によって、郷鎮企業を新しい水準に高める。

9項目の政策。今後の郷鎮企業の発展は、社会主義集団所有制を主体とする多種経済成分並存の所有制構造を堅持し、郷(鎮)辦、村(含村民小組)辦、連戶(含農民合作)辦、および戶(即个体、私營)辦の郷鎮企業を实行する。

因地制宜、分類指導を堅持する。

計画経済と市場調節の結合を堅持し、市場需要に応じて生産を組織し、社会的有効供給を増加する。

内向發展と外延發展の兩者尊重。経済效益、社会效益、生態效益の三者尊重。

国内外市場の同時開拓の堅持、外向型經濟の發展に努力。

管理強化と技術進歩の推進の同時掌握を堅持。

按勞分配を主体とし、その他の分配方式を補充とする分配制度の实行を堅持する。

自力更生、刻苦奮闘、勤儉企業經營の方針を堅持する。物質文明と精神文明の兩者を同時掌握する。

今後の郷鎮企業の運営の指針は、ここに列挙した指導思想と政策に示された如くである。指導思

想のうち、経済構造調整と企業改革の進歩が要であるが、郷村集団経済はこの過程においてどのように変化するのか。集団所有制は主体として多種経済成分と並存するのであるが、その並存の機構、主体としての位置は、必ずしも鮮明ではない。鮮明に示されたのは、企業としての経営、事業の方針、政策である。郷鎮企業が企業体として成熟した段階の表現であろうか。

経済構造の調整。「国民経済と社会発展総体の規画、産業政策、市場需給と効益原則にもとづき、不断に産業、製品、技術および組織構造の優化を求め、低水準の重複建設を避ける。当地の経済、社会発展に符合した産業構造をうち立て、逐次に城郷協作、優勢互補、以城帶郷、以郷促城、協調発展の方式（格局）を形成する」（同前、p. 830）。

この提起はいわば国民経済構造の一般原則であって、郷鎮企業に限定したものではない。郷鎮企業として特殊に関係すると思われるものは、4項目に亙る「協同発展の方式」である。「城郷協作」によってどのような城郷間、基本的には農工間の経済構造が形成されるのか。それは「以城帶郷」の経済構造も同じで、歴史的な城市中心、郷村差別の基礎をなす旧来の経済構造は、どのような方法によって改革されて、「協調発展」の関係が形成されるのか。

「以郷促城」については、まず、城市を促進することのできる郷村は如何なる郷村なのかが明確を欠く。郷鎮企業方式の郷村なのか。この場合、1960年代初頭に「工業主導、農業基礎」として提起された方式は、どのような位置を与えられるのか。そもそも「工業主導、農業基礎」の国民経済発展方針は、ほぼ40年間提唱され、40年間実現することがなかった。「白説」（陸学芸）と言われる所以である。論あれども実なし。これが私の印象である。なぜ実なしか。それは「工業主導」の機構制度、「農業基礎」の機構制度についての提案がないからである。

経済構造の合理的調整策は、上述の如く、一部に「白説」風の文句を含むが、その感情は伝わってくる。それに引き換えて、以下に紹介する経済配置（布局）構想には実が含まれている。（番号は引用者による）。

1. 郷鎮企業は因地制宜、当地資源を積極的に開発利用する。農副産物（林、畜、水産品を含む）加工業、原材料工業、建材工業、農用工業および第3次産業を發展させる。

2. 資源の合理的開発を前提として採掘業を發展させる。

3. 条件と市場の需求にもとづき、大工業の下請け（配套服務）、輸出外貨取得、労働集約型製品、城郷人民の生活必需品を積極的に發展させる。

4. 農村工業小区と集鎮建設を強化し、逐次に城郷一体化、貿工農一体化を実行する。

5. 経済的合理性の原則から出発して、今後、農産物加工業を主として農村に拡散し、農村加工に適した工業品も農村に拡散する。

6. 農副産物の貯蔵、保管（保鮮）、運輸業を積極的に開設して、農産物流通を促進する。

7. ひきつづき建設業を發展させ、商業、飲食サービス業および情報産業の發展に努力する。

8. 輸出外貨取得を増加し、積極的に外資、新技術およびキー施設の導入をはかり、外向型経済として、新突破とする。

9. 沿海地区および条件のある地方は、現有企業の潜力利用、改造に立脚点を置き、向上させながら發展させる。

10. 中部地区は当地の資源の長所を發揮させ、総合開発に成功し、發展と向上を同時に達成する。

11. 西部地区や後発地区は、それぞれの特徴と長所にもとづいて、積極的に条件をつくり、経済開発を主とする方針を堅持して、計画的かつ速やかに發展させ、また向上をはかる。

農業部「報告」が提案した、郷鎮企業の發展と関係する経済的配置（布局）は、以上の如くである。一読した感想は、郷鎮企業はそれによって「郷鎮集体企業」として更に充実する可能性と、その反面、郷鎮企業の実を失う危険性である。

第1項は郷鎮企業が「開創」以来、また人民公社社隊企業以来、持続した方針であり、基本的「布局」である。郷鎮企業経済配置のすべてであると言うことができる。

第3項は郷鎮企業と国有工業との分業的配置構想である。しかし、この構想は国有工業の現状に

適合したもので、近い将来、国有工業、大中型企業が活力を回復し発展すると、分業的配置関係は変化する。したがって、この構想は基本的長期的ではなく、当座の構想として受け留めたい。

第4項。郷鎮企業は郷村の外に移り、工業小区（工業団地？）や集鎮に立地する。「城郷一体化、貿工農一体化」の企業形態に移行する。これは私の翻訳であって、構想はこのようには表現していない。しかし、事物の実質を考慮に入れると、私の用語表現が妥当である。この構想の示唆は貴重である。郷鎮企業はその「郷鎮企業形態」を変更することなく、この構想の示唆に学ぶべきであろう。しかし、構想が提起したのは、郷鎮企業がその企業形態に拘泥することなく、構想の実現に傾斜することであるから、提案そのものに即して受け留めるのが適当である。

第5項は経済合理性の原則に準拠しながら、農産加工業の農村拡散を提起した。これは農産加工業を都市近郊加工型（例えば市乳加工）と遠隔農村加工型（例えば乳製品加工）に区分して、後者を農村に拡散するように提案したものである。この配置区分も「経済合理性の原則」に準拠する。換言すると、物流体系の成熟につれて、配置区分も変化する。この提案によって郷鎮企業の対象領域が原則的に確定される。

この農産加工の農村拡散に次いで、第6項が農業関連の物流施設の振興を、第7項は主として、建設業と第3次産業を提起した。この3項は郷鎮企業の対象業種を提起し、経済構造の合理化と配置を示したものである。その意味でこの3項目は11項目提案のなかの重点をなすものと思われる。

問題はこの3項に要約される農村の経済構造が、郷鎮企業を介して、郷村農業とどのように結合するかである。上述で漠然と提起された「城郷協作、優勢互補、以城帶郷、以郷促城、協調発展」原則は、具体的なシステム（機制）がなければならず、システムを構成する企業体系がなければならない。システムと企業体系を欠いた場合、経済構造改革の構想は「白説」の謗りを免がれない。

城郷協調システムと郷鎮企業。提唱されるべき城郷協調システムの要は、その基層となる郷村級の経済を、郷村級以上の経済と結びつけた協調シ

ステムとして、如何に構成するかにかかっている。これは家族経営＝小農経済社会の一般的な要請であるが、中国農村の現状において、すぐれて重要な問題でもある。それは1980年代後半から90年代の現在に至る時期、中国農村の基層政権組織に半身不随症状が発生し、政策滲透機構に欠陥が生じた事態と関係がある。

経済機構の面でも、すでに中国の学者や有識者が指摘するように、村級の「合作経済組織」に名存実亡化の傾向がある。村級集団経済（村民委員会）と農戸の関係は「双層経営」として統一されたものではなく、農地貸借の単なる「租佃関係」にすぎない。こうした崩壊現象は、中国郷村の3分の1を超えるという説もあり、どの程度の拡がりをみせているかは不詳であるが、識者の議論を招く程度の拡がりであることは間違いがない。

中国農村社会の基底部にこのような欠陥が生じていることは、郷村社会において城郷協調システムにとって障害をなす。この場合、村級の統一経営（社区合作経済組織）が名存実亡と化したことが、従来の粮食統購制度の改革、社会化服务体系の未成熟、県級商品粮食基地の郷村級機構の不振などに由来したとすると、そして基層政権組織の半身不随が加わるとすると、その実情は慎重に研究しなければならない。

個別農戸経営を合作化する力は何か。それは個別経営を超え、村級もしくは郷級の集団のみが機能できる生産力機構を骨格としたものでなければならない。中国農村の現状は、市場経済を前提とする以上は、行政管理、粮食管理、技術管理の手法をもって、上記の「統分結合の重層経営」を擁立することを許さない。個別経営を超えた生産力機構はどのような実態を以て成立するのか。中国農業の生産力水準は個別農戸経営を適当とする水準にあるのか。

考慮すべき問題がある。それは農村における非農産業の所得水準や（東部沿海地区の場合）民工潮によって経験する都市産業の所得水準（中部、西部地区の場合）が農村の所得水準に影響し牽制する問題である。都市工業や非農産業の影響を受けた、この新たな所得水準は家計費の向上、増額を許容する。高められた家計費は労働力価値の水準を高め、高い水準における労働力価値の実現＝賃

金もしくは家族労働報酬を必至とする。現状の農産物価格から取得される賃金もしくは家族労働報酬は、高い水準の労働力価値の要求に応ずることはできない。

個別農家経営を超えた郷村級の生産力水準は、単純に郷村級集団経営、統一経営によって達成されるものではない。個別経営（分散経営）にせよ、集団経営（統一経営）にせよ、いまや高められた労働力価値が要求する高い水準の価値実現、賃金もしくは家族労働報酬を可能とするものでなければならない。この場合、「剪刀差」（巖瑞珍）＝農産物価格は価値に比べて20%低く、農用工業品価格は価値に比べて10%高いという価格差の是正は重要である。しかし、価格差の是正を価格政策（行政）に求めることはできない。「社会主義市場経済」はどのような手法を以て、この問題を解決するのか。

さきに田紀雲氏が提起した「農民有那麼幾畝地、可以亦工亦農、亦商亦農、能進能退」（前出、p. 805）は、これを単純に理解すれば、「農村住民が工業、農業、商業に交友に従事し、自在に出入りする」図である。田紀雲氏はその真意は不詳であるが、これを「一項最大の社会保険」と規定した。

この提起を「城郷協調システム」と結びつけて理解する必要がある。その場合、問題は2点ある。第1は、郷級村級の集団経済（統一経営）と個別経営（分散経営）の関係、つまり、「統分結合、重層経営」において、工業労働、農業労働、商業労働を組織し、成果分配を計算（核算）する問題である。第2は、そうした協同システム（機制）の有機的な構成部分として、郷鎮企業を位置づける問題である。その場合、郷鎮企業はどのような企業形態をとるか。

第1の問題は現状に関する限り、すでに論じたので、ここで要約する。従来、郷鎮企業と農戸経営は直接の関係はなく、まして「統分結合、重層経営」の関係でもなかった。すでに北京市郊区（房山区東宮郷「韓村河之路」）において試みられているように、郷鎮企業と農戸経営（農戸集団）を「重層経営」として結びつける。ここに郷鎮企業は「起飛」することなく、農戸経営が基幹労働力を失うことなく、生きる前途がある。

第2の問題、郷鎮企業の企業形態は如何であるか。1988～89年の「治理整頓」政策以来進行したとみられる郷鎮企業の「起飛」傾向は、郷鎮企業の「郷村集体企業」的特質の退化を招いている。資本調達においては、「三資」企業を代表例とする、集体外資本の導入と依存が進み、企業間競争に由来する規模拡大傾向が、他人資本依存に拍車をかけている。

また労働関係では、「集体」構成員からなる労働組織が変化し、「集体」外、県外、省外、地区外の流入労働力の雇用関係が増大しつつある。こうした資本と労働の両面の変化は、「郷村集体企業」という「集体」性企業形態の特質を退化させている。郷鎮企業のこうした質的变化は、明らかに「城郷協調システム」の基層をなす企業としては好ましいことではなく、基層における障害となる。

「不断深化企業改革」について、農業部「報告」（前出、p. 832）は、郷鎮企業改革の課題として、企業管理と企業合併の2点を提起した。

まず、企業管理問題。「郷村集体企業に対して、承包経営責任制と廠長（經理）負責制の安定と完備に努める。集体承包を主とし、承包指標を完善、健全にする体系を堅持する。企業製品の質、経済効益、資産増値、企業素質などを重要な承包考核の内容とする。

健全な内部財務管理制度を設立し、分配政策を着実に執行し、国家、集団、個人との関係、蓄積と消費の関係をうまく処理する。内部監査（審計）制度を実行する。

大衆の意志の尊重を基礎として、郷村集体企業は計画を立て段どりをつけて出資制を試行、実行して、財産所有権（産権）関係を明確にする。增量出資制を実行して、投資、資本参加（入股）を吸収する。出資は資金、技術、設備、労働力を以てする。

「企業の兼併、改組」。「経済手段を通じて、優勢企業の劣勢企業兼併を方向づけ、生産要素の合理的流動と優化結合を推進する。企業合併は構造調整と結びつける。

水平結合を積極的に推進する。社会化大生産の客観的要求に応じて、工商、工農、工貿、工科（研）など、各種形式の経済連合、技術協力をひ

ろく展開する。

企業集団の形成、発展を促進する。基幹企業を龍頭とし、銘柄柄を依存として、各種の企業集団を組織し参加して、競争能力と規模効益を高める」。

前述の城郷協調システムにおける郷鎮企業の問題は、それが「郷村集体企業」だとされながら、集団の労働力の一部が参入するに留まり、全員の参加を得ていないことである。農業部提案の「股分合作制」は、「企業の出資資産は当該企業を興した全体構成員の集体所有である」と規定している。この規定によると、郷鎮企業は身体を郷鎮に置きながら、特定任意の住民の合作企業にすぎないと解釈できる。

その反面、これも敢えて形式論を言うと、「郷村集体企業」は先験的に郷村の「全体構成員の集団所有」となる。これと「当該企業を興した全体構成員の集団所有」とは別の概念である。一步進めて論じると、1984年に人民公社社隊企業が郷鎮企業に変化した時点で、郷鎮企業の実態はすでに特定任意の住民の合作企業であった。中国の慣用語の「集体」企業ではない。慣用的には農村の「集体」は村（村民委員会の範囲）もしくは「村民小組」である。したがって特定任意の「合作企業」は「郷村集体企業」に含まれない。私が言う「城郷協調システム」の村級の「統一経営」に相当すると見ることはできない。

これが実情である。したがって、旧人民公社生産大隊の「後身」と目される、村級の「社区合作経済組織」が名存実亡したのち、「統分結合、重層経営」の村級に相当する企業や組織は、既製品としては存在しない。「城郷協調システム」において、「分散経営」＝農戸経営の相手となる村級の「統一経営」体は新たに構築されなくてはならない。

ここに評論を加えた農業部「報告」の、「不断深化企業改革」の目ざす企業モデルは、「統分結合、重層経営」の「統一経営」に相当するものではない。目ざすものは「外部環境と市場の変化に適應して、不断に企業活力を増強する」ことである。すなわち、「社会主義の計画的な商品経済の発展に適應する、例えば市場誘導の経営機制、損益責任（自負盈虧）のリスク機制、優勝劣敗の競

争機制、多勞多得の分配機制、契約招聘の労働機制、外引内育の人材機制、自己蓄積の発展機制、自己監督の拘束機制等、の郷鎮企業の運営機制をより完善にすることによって、郷鎮企業を外部環境と市場の変化によりよく適應し、企業活力を不断に増強する」（前出、農業部「報告」p. 833）。

郷鎮企業の企業改革の性質は、「郷村集体」の企業の側面は淡泊で、「企業」体の側面が濃厚である。提起された諸システム（機制）のうち、いくらかでも集体企業の特質に関係があると考えられる「分配機制」の場合でも、「多勞多得」という資本＝労働関係に留まる。先述の改革構想に出てくる「分配政策」（p. 832）では「処理好国家、集体、個人的關係」が考慮されたが、しかし、やはり企業改革は企業一般にぞくするもので、企業内部に「企業活力」すなわち企業それ自体の力が求められた。「企業活力」をその構成員である「集体」の側に求める発想は弱い。それは1990年代の郷鎮企業が、「集体」関係から離陸し、企業体として成熟した状況を反映したものと考えられる。この時期に整備される郷鎮企業法制も、企業体としての首尾一貫を求めるものであった。

郷鎮企業における企業と事業。農業部「報告」（前出、p. 833）は国家の郷鎮企業「扶持政策」を提示するに当たり、後述の「中華人民共和國郷村集体所有制企業条例」を挙げ、10項目の政策説明を行なった。この10項目の政策説明はこれまで繰り返し指摘されてきた、郷鎮企業の役割、すなわち「農村経済の強大な支柱」にして、「国民経済の重要組成部分」という2点を、一つの政策体系としてまとめた。例えば、「郷村集体所有制企業」は一方では「郷村集体基幹企業」として基幹作用を果たす。他方、社会的には「流通、服務産業」企業として、「広域物資流通」「生産物流通チャネル」の開設に貢献する。郷鎮企業の果たす「基幹企業」作用と「流通、服務産業」企業の作用という、この両者を不可分の統一体としたところに、「報告」の特徴がある。この意味で郷鎮企業は「農村経済の強大な支柱」であり、また「国民経済の重要組成部分」である。

この場合、郷鎮企業が果たす「農村経済の強大な支柱」の役割に疑問が残る。農業が1985年以来の長期に亘る「徘徊不前」状況にあること、農村

の「基層政権組織」が相当広い範囲で半身不随状況にあると言われているからである。郷鎮企業は農村経済において、如何なる位置を占めているのか。

この点について、陶然氏の研究的考察（前出、『中国農村経済』1995年第4期）が重要な論点を衝いている。

「郷鎮企業の地域社会（「社区」）的性質が、極めて大きな程度で企業の集合を拘束している。われわれは次のことを認識しておく必要がある。郷鎮企業の社区性質は商品経済の発展につれて逐次弱くなる。多くの地区の郷鎮企業は発展のある段階で、都市に入るのを有利とするか、高すぎる『以工補農』や社区建設の費用の負担を希望しなくなる。その時、出資制などの企業制度上の新方式を運用する。それによって、企業と社区政府の産権関係を明確にする。そして企業の決定権を社区政府の過度の干渉から守り、地縁性やその封鎖性を突破し、郷鎮企業が更に大きい空間範囲でその生産要素の組み合わせに有利にするべく、企業集積を促進する」。

郷鎮企業の「社区的性質」の稀薄化は、換言すると集鎮的もしくは城市的性質の強化を意味する。「以工補農」その他の社区的費用の負担を回避する傾向は、その費用負担を以て農業問題にたいする貢献の象徴とみなしている認識からすれば、重要な変化の画期を意味する。そもそもこの「以工補農」的費用負担は、1984年前後の人民公社社隊企業の終焉、郷鎮企業「開創」の時期に、企業の外側から賦課された雑税にぞくするものであった。その賦課と負担の関係は、家庭連産承包責任制に活力があり、「社区合作経済組織」が名実を具備していた当時は、これを必然とする環境の力が作用したと思われる。しかし、その名存実亡化が進につれて、また郷村における集団所有経済の空洞化が進むにつれて、社区的費用負担は郷鎮企業にとって、公租公課の一種にすぎない、外在的与件と化したと言ってよい。

郷鎮企業における「社区性質」の稀薄化、城鎮経済への傾斜は、やはり1990年代の特徴と言うべきであろう。言わば社区離れを起し、したがって企業それ自体に依存する道に入り込んだ、1990年代の郷鎮企業の特徴である。

以下に紹介する農業部「報告」の末尾に掲げられた10項目の郷鎮企業政策は、「社区性質」が稀薄化に向かった現状に適応したものである。

1) 郷鎮企業の必要資金は農民自身の準備と、郷鎮企業の自己蓄積に依拠する。各級政府も必要な支援を与える。

2) 信貸資金の誘導作用を十分に発揮させる。国家産業政策に符合し、製品に販路あり、技術も高水準、経済効益良好の企業に対しては、金融部門は貸付援助をする。

3) 郷村集体の基幹企業を重点的に援助する。とくに国営大中型企業の下請け（配套）、農産加工、新製品、輸出向け製品の生産企業、労働集約型企業に対して必要な援助を与える。

4) 郷鎮企業の技術改造を促進する。郷村集体の基幹企業であって、固定資産の減価償却率の低い企業に対しては、適当にひき上げる。

5) 郷鎮企業の人材育成を教育発展計画に組み入れる。

6) 郷鎮企業の輸出外貨取得政策について。郷鎮企業の自願、平等、互利を基礎にして、外資会社との間に各種形式の連合、連営を発展させる。

7) 政策の境界を明確にして、企業の供銷、流通をより一層活発にする。

8) 郷鎮企業を奨励、誘導して、流通、サービス産業を発展させる。

9) 郷鎮企業の負担を軽減する。郷村集体企業は税控除後利潤のうち企業に留用する部分は60%よりは低くないものとする。企業が自主的に安排し、主として生産発展基金の増加に用いる。企業の自己蓄積、自己発展の能力を増強する。

10) 貧困地区、少数民族地区における郷鎮企業の発展を推進する。優勢互補、経済互利の原則にもとづき、東部沿海地区と西部地区の経済連合を組織し、利益関係を適切に処理して、これらの地区の経済発展を促進する。

「郷村集体基幹企業」。郷鎮企業は規模に大小あり、工業から建設、商業に至る各種ありで、族生の感を拭えない。農業部「報告」が提示した政策は、1990年代の新局面のもとでの発展方向を指示している。総じて10項目に及ぶ政策であるが、大別すると資金、財務関係（1, 2, 9項）、基幹作用（3, 4項）、人材養成（5項）輸出、流通事業

(6, 7, 8項) 中西部地区発展(10項)と概括できる。新機軸として注目されるのは基幹作用と流通事業である。

郷村集体基幹企業と命名される企業について、2点の説明がある。(1)「国営大中型企業の下請け(配套)、農産物加工および『名特優』新製品生産、輸出外貨取得、労働集約型の企業」である。日本の産業、企業と比べる方法で、その特徴を知るといふ訳にはいかないが、中国の郷村所在の企業としては先端的企業のように見える。(2)「郷村集体基幹企業にして、固定資産減価償却率低率の企業は、それを適当にひき上げる。郷村集体基幹企業の技術改造項目、新製品開発項目、科学技術開発項目を関係部門の開発部門の開発計画に編入する」。

前者は企業の業種面の特質、後者は国家計画級の技術開発の奨励措置である。郷村集体基幹企業は郷鎮企業ではあるが、この基幹性は恐らく先端的な郷鎮、村鎮両級のなかの先端に位置する企業であろう。一般的には合作企業、個体企業ではないと思われる。「基幹」については定義はないが、国営大中型企業について「配套」機能を果たすことのできる企業体素質があること、技術的な研究、開発能力のある企業であることであろう。

それは郷鎮企業の発展の現代の水準を示す企業である。その企業は国営大中型企業の「配套」企業であるが、同時に一般の郷鎮企業にたいしては「基幹」企業である。この「配套」と「基幹」の役割をはたす企業の存在によって、中国の企業体系が新たに成立する。これは産業構造の新局面である。

郷鎮企業の流通、服務事業。農業部「報告」が郷鎮企業扶持政策として挙げた10項目のなかで、もう一つ注目されることは、第7、第8項目の流通、服務事業である。農村、地方市場における流通改革方策が提起されている。(1)「各級郷鎮企業の供銷公司与各種專業公司にたいし、生産、銷售批發、零售、および必要な広域物資流通(異地物資串換)従事を許可する」。(2)「郷鎮企業の長所を發展させて、農村供銷合作社、農民が設立した産供銷、種養加、農工商の連合体とともに、農民に安定した生産物流通チャンネル(銷售渠道)を提供し、同時に有力な物資供給基地(貨源)、原料

基地を設置する」。

郷鎮企業は1980年代に「異軍突起」方式によって族生した。1990年代にこれらの郷鎮企業に流通、服務事業へ進出を求めて、中国の地方経済の最大の弱点である流通=商業的流通と物的流通のネットワークを創設する。これが農業部「報告」提案の重点をなすものであり、また郷鎮企業の流通改革への進出を意味する。

流通改革への進出は「郷村集体基幹企業」の役割と並んで、郷鎮企業の新局面をつくる。それは郷鎮、村鎮の集団経済として、郷村に基盤(資本、労働力、原材料基盤)を置いて成立した創成期とは期を画する変身である。流通改革、基幹企業という社会的機能は、初期の農村「剰余」労働力の就労拡大という、いわば私的機能と対比されるものであり、画期を意味する。そしてこの新しい社会的機能は、郷、村域に零細規模を以て分散する企業配置からの脱却を要求する。そして小城鎮建設と結びつく。そしてすでに紹介した、企業兼併、水平的連合、企業集団が必然的に要求される。この新时期の郷鎮企業は、村鎮に成立し、農戸経営とは主として、「剰余」労働力就労を介して結びついた関連は変化する。例えば流通改革、新たな地方物流体系の創設は、村鎮農戸経営を新たな市場経済に誘導する。郷鎮企業の新局面は農戸経営にとっても新局面を開くものである。

郷鎮企業法制。農業部「報告」(前出、p.833)は、郷鎮企業に関する一連の政策に触れ、1990年6月公布の「中華人民共和國郷村集体所有制企業条例」は「郷鎮企業の發展を促進する重要な行政法規である」と強調した。この時期における「郷鎮企業の發展」とは、すでに考察したように、東部沿海地区で跛行的に發達し、その發達が外ならぬ「企業活力」に依存するものであり、そして「社区性質」は稀薄化し、城鎮経済へ傾斜した、そのような郷鎮企業の發展である。その郷鎮企業は一方では「郷村集体基幹企業」役割を担い、他方では「広域物資流通」に貢献する、そのように顯著に社会性を濃厚にした企業である。郷鎮企業法制とはそのような状況にある企業の法制である。

のちに考察する「郷村集体所有制企業条例」は、郷鎮企業をはじめとする、郷村集体企業の基本法とも言うべき法令である。国有企業や私有企

業と区別される郷村集体企業の企業形態の骨格を明らかにしている。これと前後して、「股分合作企業」および経営責任制に関する規定がそれぞれ制定された。

1. 農産部1990年2月12日公布、「農民股分合作企業暫行規定」(『農民日報』1990年2月26日)。

この規定は郷鎮企業に股分制出資と股分を基礎とした合作制を導入して、「出資と組織」の原則にもとづく企業運営を目的としている。従来、郷鎮企業には資産(現物資本)あれども拠出資本なしであり、参加者に所有関係が欠落していた。そこに「出資と組織」の原則を導入する「規定」である。全文26条から成り、つぎの各項に互る。

農民股分(出資)合作企業の概念(第2条)。企業の主要任務(第4条)。集体所有制(第7条)。分配制(第10条)。生産項目(第13条)。財務会計制度(第14条)。利潤処分(第15条)。株式(股東)總會(第16条)。出資と持ち分(第19条)。各項目のうち主な項目について、以下に考察する。

第1条 [規定の目的] 一省略一

第2条 農民股分合作企業。「3戸以上の勤労農民が協議に依り、資金、現物、技術、労働力を出資金とする。自願組織し、生産経営活動に従事し、国家計画の指導を受け、民主管理を実行する。按労働分配を主とし、また一定比例の出資配当(股金分紅)を行ない、公共的蓄積もする。独立して民事責任を負う、法の批准を得て設立された経済組織である」。この条文にはある程度、協同組合原則が反映している。出資者と自願参加の生産活動との統一、国家計画と民主管理の統一、按労働分配と出資配当との統一がそれである。この限りでは協同組合企業である。分配からみて、参加者は資本拠出者としては出資高配当を、経営活動参加者としては按労働分配を実行する。しかし、当該集団外から、例えば「民工潮」として流入し、雇用された従業員が置かれた地位は微妙である。また、「三資企業」をはじめ、当該集団外から拠出された出資金の地位も微妙である。後述のように、企業の「股分資産」は「全体成員集体所有」にぞくするのであるが、集団外の出資者はそれに含まれていない。また「股東大会」の参加者にならないとすると、議決、執行の権限も欠くことに

なる。これは協同組合原則からすると当然であるが、郷鎮企業＝「股分合作制」の性格に照らして如何であろうか。次の第3条も注目される。

第3条 「農民股分合作企業は勤労農民の合作経済であり、社会主義勤労大衆の集体所有制経済であって、郷鎮企業の重要組成部分であり、農村経済の重要な力量である」。

第4条 「企業の主要任務は、農村社会主義商品経済の発展、農村剰余労働力の按配、農業生産支援、農民と国家財政の収入の増加、輸出品生産の発展、大工業の下請け(配套)、社会生産力の発展、人民の日ましに増大する物質的、文化的、生活需要の充足である」。

第5条 [企業の営業する事業] 一省略一

第6条 [企業開設に要する法制証明] 一省略一

第7条 「企業の出資資金はこの企業を興した全体成員の集体所有にぞくし、株式(股東)總會(股東代表總會)の選挙によって成立した理事会(董事会)が株主全員を代表して、企業財産の所有権を行使する」。

第8条 [企業の独立採算制] 一省略一

第9条 [招聘職工と労働契約] 一省略一

第10条 「企業は按労働分配と按股分紅の結合した、按労働分配を主とする分配方式を実行する。経営者の報酬は優遇とするが、一般的には最高職工平均賃金、獎金収入の5倍を超えない。個人収入は国家規定の課税標準を超えず、法律によって個人収入調節税を課税する」。

第11条 [納税手続き他] 一省略一

第12条 [自身積累他] 一省略一

第13条 [国家計画編入の生産] 一省略一

第14条 「企業は国家の制定した郷鎮集体企業財務会計制度を執行し、財務管理を強化する。企業の各項専用基金、経営費用、補農建農基金は郷村集体企業の標準にしたがって控除もしくは支出組み入れできる。股分分紅のうち貯金利息相当の部分については、企業は関連規定に照らして生産経営成本に組み入れできる」。

この規定は微妙である。例えば損益計算上、当該企業が実務上国有の費用とする項目＝経営費用以外に、「以工補農」基金の支出を計上することを法文を以て明記している。また、股金分紅＝按出資高配当の相当の高率を予定して、その貯金利

郷鎮企業（郷村級）利潤、税金の内訳（単位 1,000万円）

	利税総額	国家税金	企業利潤	拡大再生産	農村建設用	以工補農
1990年	5,405	2,754	2,327	1,281	1,054	778
1991	6,647	3,338	2,847	1,628	1,218	865
1992	10,103	4,702	4,776	2,800	1,900	1,050
1993	15,470	7,150	9,760	1,411	1,644	381

註 1、『中国統計摘要』各年版による。1993年については不突合の数値であるが原資料のままとした。

2、利税総額には税前支出10%の農村の各項建設支出が含まれる。

子相当部分は、剰余金分配処分ではなく、税法上の必要経費と見なした。この措置は、剰余金課税を免除するものであろう。その理由は不明である。

第15条「企業は税後利潤の分配において、その60%以上は拡大再生産に使う（うち50%は不可分割の公共積累とする）。残り40%を股金分紅（股金分紅は一般に税後利潤の20%を超えない）、集体福利基金、職工奨励基金等に使う。具体的比率は各地決定とする」。

この条項は利潤（用語法による税前利潤）処分基準を示すもので、まず国家税金を控除し、その残（税後利潤）を企業の拡大再生産に使用し、更にその残を股金分紅、集体福利、職工奨励の基金に使うとある。しかし、国家統計局の統計表では、税後利潤は企業拡大再生産と農村建設の2大項目で大部分が消費されている。その理由は不詳であるが、統計数値に表現される処分が実情であり、別に根拠規定があると思われる。

尚、村級の社区経済合作組織に向けて支出される「以工補農建農費用」が利潤項目外の支出として位置づけられているのが目を引く。規定と統計によると、補農建農は郷鎮企業（郷村級）にとって、「税前列支」という位置に照らして、利潤処分項目でなく、課税的費用でもない。企業にとって企業本来の営業項目＝必要経費なのであろうか。

第16条「企業は股東大会（股東代表大会）制度を実行する。股東大会（股東代表大会）は企業の最高議決機関（権力機構）であって、選挙によって理事会を常設機関として設置する。理事会は股東大会（股東代表大会）に責任を負い、企業の生産経営における重大問題を決定する」。

第17条「企業の廠長（經理）は理事会が理事

の中から選挙するか、あるいは外部から招聘し任命する。廠長（經理）は企業理事会に責任を負う。企業の法定代表人である」。

第18条〔承包經營責任制および廠長（經理）負責制〕一省略—

第19条「股分は出資者が企業財産に占める持ち分（分額）である。企業の安定発展を保証するため、企業は股分管理を強化する。出資者（入股者）は一般に脱退する（退股）を得ず。個別に特殊な事情によって退股の要求があった場合は、登記資本（注冊資本）に減額を生じないことを前提として、股東大会（股東代表大会）あるいは理事会の批准を経て退股することができる。出資権限（股権）は法によって継承、移讓、贈与することができる。但し、股東大会（股東代表大会）あるいは理事会に申告および関連手続きが必要である」。

郷鎮企業としての「安定発展を保証する」ことを基軸にした法文である。そのために「股分合作」の構成員の地位が、企業を優先にし、構成員が従うという関係になっている。また、財務表（とくに貸借対照表）における資本の調達と運用の関係についての認識も曖昧な点もある。法人として未成熟の感が免れない。郷鎮企業の発展過程でさまざまな財務問題に当面すると思うが、問題処理の根拠法として有効かどうか疑問無しとしない。

例えば(1)股分と企業財産の関係である。財産、例えば企業による有形固定資産の取得は、通常、出資金の集合としての自己資本の運用による。しかし、利益の内部留保による自己資本の運用による場合もある。この場合、出資金を根拠とする持ち分（分額）は、含み益状況となり、少ない出資

金(股分)によってより多くの持ち分となる。以上は郷鎮企業の株式が市場取引されず、したがって額面と比べて高低の差のある取引価格が生じないことを前提とする。基本は出資者が出資によって取得するのは出資証券であって、「企業財産」ではないことである。法文には財務表についての誤解がある。

(2)郷鎮企業において「その企業股分は当該企業を興した全体成員の集体所有にぞくす」(第7条)。第19条の規定は「入股者は一般に退股するを得ず」としている。入股者は集体の構成員であるから、集体に変化なければひきつづき構成員であり、退股はあり得ない。理論の整合関係がみられる。「集体所有」という概念があるが、それと個人＝入股者の関係は如何であるか。第7条の「集体所有」を合作所有と改めると、矛盾が緩和される。

(3)「入股者は一般に退股するを得ず」という規定と「股権」の継承、移譲、贈与の承認とは、如何なる関係にあるのか。退股は許されないとする規定が、「集体所有」の構成員に由来すると考えれば、その限りの整合関係はある。また、股分とは入股者の「分額」とし、その権利を表現する「股権」も個人に属するとすれば、「股権」の譲渡性もあり得る。しかし、協同組合原則においては、特例を除いて一般的に出資証券の譲渡を認めないのであるから、郷鎮企業の所有関係を合作関係であるとしても、譲渡性をここで認めるのは困難である。

この論点と関連して法文問題としては、第3条が難解である。「農民股分合作企業は、勤労農民の合作経済である。これは社会主義勤労大衆の集体所有経済であり、郷鎮企業の重要組成部分であり、農村経済の重要力量である」。合作経済と集体経済の異同を前提にした法文であるが、その異同の説明を訊ねたい。

第20条 [企業の登記等の事項] 一省略一

第21条 [分立、合併、破産等] 一省略一

第22条 [国家法律保護等] 一省略一

第23条 [企業の法律遵守等] 一省略一

第24条 [政府主管部門] 一省略一

第25条 [法文解釈] 一省略一

第26条 [公布と施行] 一省略一

2. 農業部1990年4月13日公布「郷鎮企業承包經營責任制規定」(『農民日報』1990年5月4日)。

この規定は郷村級以上の郷鎮企業における「所有と経営」の関係を制度化するものである。全文7章45条からなる。各章の表題は第1章総則、第2章承包經營責任制的内容和形式、第3章企業經營者、第4章承包經營合同、第5章発包承包双方向的權利和義務、第6章管理与監督、第7章付則、である。

承包經營責任制の体系。「社会主義勤労大衆の集体所有制の堅持を前提として、所有権と經營權分離の原則にもとづき、承包經營合同(契約)の形式によって、勤労大衆の集体經濟組織と企業の責任、權利、利益の関係を確定する。企業の自主經營、自主盈虧、自己拘束の經營管理制度である」(第3条)。「この責任制の実行によっても、その社会主義勤労大衆の所有制性質は変わらない。企業の全財産はこの企業を興した全勤労者の集体所有に属する」(第4条)。

第3と第4条の骨格は、(1)社会主義勤労大衆の集体所有制、この企業を興した全体勤労大衆集体所有、(2)所有権と經營權の分離の原則、(3)承包經營合同、(4)勤労者大衆集体經濟組織、(5)企業の責任(任)權(利)利(益)關係、(6)企業自主經營、自負盈虧、自我約束的經營管理制度、などから成る。

承包經營責任制の原則。「承包經營責任制の実行において、国家、集体、個人の三者利益關係の兼顧、投資者の權益の保護、企業經營者と生産者の積極性の動員、企業内の潜力の発掘をする。国家稅收の確保、企業積累の増、投資者分利の実現、合同規定の発包方への利潤上納の保証、職工の収入の逐次増加をはかる」(第5条)。

承包經營責任制の主要内容。「生産經營任務の請負い(包)、徵稅利潤上納請負い、企業留保の請負い、製品の質・技術改造・安全生産の請負い、固定資産・流動資金増額の請負い、賃金総額と經濟效益の運動化の実行、社会主義精神文明建設の強化」(第9条)。

承包經營責任制の原則と内容は、この法文によって尽くされるが、若干の追補がある。例えば、「承包經營責任制の実行においては、責權利結合の原則を堅持し、企業の經營管理自主權を的確に

実行する」(第6条)とある。中心となるのは企業の責権利結合の原則であって、この原則によって経営管理自主権を実行する。前出(第3条)では「勤労大衆集体経済組織と企業の責権利との関係を確定する」とある。つまり、勤労大衆集体経済組織との関係で、責任制の根幹をなす経営管理自主権をうち立てる場合、企業の責権利結合の原則を貫徹するということである。

私がこの問題に留意するのは、経営管理自主権という、一見鮮明に見えて、必ずしも鮮明ではない事情が、社会主義企業に存在すると考えるからである。経営権という概念があり、それと関連で所有権概念がある。それは「当該企業の全体勤労者大衆の集体所有」権である。他方、後出(第37条)「承包経営企業は健全な職工代表大会制度をうち立て、職工による民主管理の権利を的確に保障し、職工の合法権益を保護する」とある。

この場合、労働者大衆の集体所有が名存実亡と化し、労働者大衆の集体経済組織が空洞化したとすると、企業の責権利原則による経営管理自主権も鮮明となる。また、「この企業を興した全体勤労者大衆の集体所有」「勤労者大衆の集団経済組織」に言及したが、この所有と経済組織は、郷鎮企業、郷村集団企業でもある。つまり、この場合の最も根源的な所有であり経済組織である。

郷鎮企業の経営管理、職工民主管理の関係を、この根源から離れて抽象的に論ずることはできない。かりに「規定」の法文にしたがって考察するとして、要は企業労働者の民主管理の権限と、企業経営者の管理自主権の統一の問題である。更に深層に至るならば、あるいは今なお、「離土不離郷」の関係を継続しているかもしれない農戸において一元化される問題である。次に考察する企業経営者の問題は抽象を避けて、更に具体的でなければならない。

具体的に論ずるとは、郷鎮企業は郷村集体企業として考察することであって、中小企業論として抽象化しないことである。また、例えば「この企業を興した全体勤労者大衆の集体所有」は、当地郷村の農民にして企業建設に参加した創業者の「集体所有」として論ずる必要がある。企業従業員であるけれど、一般化、抽象化はできない。やはり当地郷村の農戸構成員である。反面、「企業

管理自主権」にしても、企業発展の原動力は「管理」方法にあるのではなく、郷鎮企業の「旺盛な生命力」が「社会主義建設と人民生活の需要」(前出、1991年12月23日田紀雲講話)に応えたところにあるとするのと同根である。

企業経営者。「承包経営責任制の実行において、企業所有者は公開募集(招標)方式によって経営者を確定する。条件のない場合は、招聘、推薦(推荐)等の方式をとって経営者を選任する。募集は企業内部もしくは外部でもできる。応募者は経営集団あるいは個人でもよい。経営集団が落札(中標)したのち、承包経営企業の経営者を確定する」(第13条)。「企業所有者は応募者(投標者)については全面審査し、選択決定する。企業経営者は以下の条件を具備するものとする(省略)」(第15条)。

「企業経営者は企業の廠長(経理)である。企業は廠長(経理)責任制を実行する。廠長(経理)は企業の法定代表人であり、企業について全面的に責任を負い、企業を代表して職権を行使する」(第16条)。「企業経営者の年収入は承包経営合同の完成状況を考察してきめる。職工の年平均収入の1ないし3倍高とする。貢献が特別大にして成績顕著のものは適当に高くするが、最高でも職工の年平均収入の5倍を超えない。その他の獎金方法をとることができる。企業指導部(領導班子)その他の成員の収入は企業経営者より低くする」(第19条)。

企業経営者が企業経営の全権を掌握することは、この法文に照らして明らかである。さきにも「所有権と経営権の分離の原則」(第3条)に言う「経営権」はこの企業経営者が掌握するものである。そしてこの企業経営者は「承包経営責任制」の頂点に位置して、法文に明記された7項目(第9条)に要約される責任を企業に負うものである。その責任項目は企業経営者がそれを「承包経営合同」の内容として、企業と契約(合同)関係に入るものである。

承包経営合同。「承包経営責任制の実行においては、企業経営者が承包方(請け負い側)を代表して発包方と承包合同を取り決める必要がある。発包方は企業の所有者であって、それが代表するのは企業が所属する集体経済組織あるいは企業の

董事会である。承包方は承包経営を実行する企業であり、それが代表するのは企業の経営者である」(第20条)。

承包経営合同については第4章、第20条～第30条の法文による説明がある。例えば合同に含まれる条款(11項目)、3ないし5年の承包期限(第24条)、第25条以下の紛糾の処理原則などである。

第5章「発承包双方の権利と義務」は第31条から第36条に至る法文が含まれている。内容は発包方の権利8項目(第31条)、義務4項目(第32条)、承包方の権利8項目(第33条)、義務9項目(第34条)などである。

第6章「管理と監督」は第37条から第42条に至る。その冒頭の第37条は「承包経営企業は健全な職工代表大会制度をうち立て、職工の民主管理の権利を的確に保障し、職工の合法的權益を保護する」と規定している。

郷鎮企業と「所有と経営の分離」説。すでに第3条でみたように「承包経営責任制」は、所有権から分離した経営権に立脚する「企業経営者」が「企業所有者」との間に締結(訂立)した「承包経営合同」にもとづいた「経営責任制」である。立法者は「所有権と経営権の分離」を先験的に承認し、これを自明の理として前提している。「政社合一」「党政合一」を非とする余り、その否定を「所有権と経営権の分離」に求めたのであろうか。そして、「企業経営者」を「招標」(入札)方式で招き入れるとしたため、この「企業経営者」は先天的に郷村集団以外に属していたので、「分離」説を着想したのであろうか。

この場合、「一分为二」の独立思考が望ましい。「政社合一」経験を両面に区分し、否定面を捨て去るのは好ましい。また「实事求是」の思想を堅持する。集団外から招聘した「企業経営者」であるから「所有権と経営権の分離の原則」が便利だという実用主義は妥当でなく、「实事求是」を大いに実行する方が妥当である。

その上で、経営学説としての「所有権と経営権の分離」説を金科玉条として信奉する傾向も軽視できない。またこれに對置して、社会主義の集団経済のように、集団、つまり所有の集団性を重視する見解もある。「所有権と経営権の分離」とこれにもとづく経営権、トップマネジメントの相

対的自立の体系という現代資本主義の巨大企業、株式会社の経験もある。これも歴史的に考察する必要がある。歴史的に考察するとは、その経験の資本主義的限界を認識し、到来する社会主義に継承される側面を認識することである。

まず、資本主義の株式会社制度と社会主義。これについてはK・マルクス『資本論』のなかの有名な叙述がある。以下に引用する。

「それ自体として社会的生産様式の上に立っていて生産手段や労働力の社会的集積を前提としている資本が、ここでは直接に、個人資本に對立する社会資本(直接に結合した諸個人の資本)の形態をとっており、このような資本の企業は個人企業に對立する社会企業として現れる。それは資本主義的生産様式そのものの限界のなかでの、私的所有としての資本の廃止である」。

「現実には機能している資本家が他人の資本の単なる支配人、管理人に転化し、資本所有者は単なる所有者、単なる貨幣資本家に転化するということ」。

「株式会社では、機能は資本所有から分離されており、したがってまた、労働も生産手段と剰余労働との所有からまったく分離されている。このような資本主義生産の最高の発展の結果こそは、資本が生産者たちの所有に、といってももはや個々別々の生産者たちの私有としてのではなく、結合された生産者である彼らの所有としての、直接的社会的所有としての所有に、再転化するための必然的な通過点なのである。それは他面では、これまでではまだ資本所有と結びついている再生産過程上のいっさいの機能が結合生産者たちの単なる機能に、社会的機能に、転化するための通過点なのである」。

「株式制度——それは資本主義体制そのものの基礎の上での資本主義的な私的産業の廃止であって、それが拡大されて新たな生産部面をとらえて行くのにつれて私的産業をなくして行くのである」(『資本論』第3巻、第5篇第27章、S. 452～454)。

ここに描かれた状況は、「資本主義生産の最高の発展の結果」としての、株式会社制度のもとで進行した資本家階級の分裂、現実には生産的に機能している機能資本家と、単なる株式配当の受取り

人、もしくは配当請求権者という貨幣資本家への分裂である。その反面、この段階では「まだ資本所有と結びついている再生産過程上のいっさいの機能が結合生産者たちの単なる機能に、社会的機能に転化するための通過点」という歴史状況である。歴史はこの「通過点」のすぐ後に「共同の生産手段で労働し自分たちのたくさんの個人的労働力を自分で意識して一つの社会的労働力として支出する自由な人々の結合体」が現われる(『資本論』第1巻、第1篇第1章S. 92)。

この『資本論』の叙述と郷鎮企業承包経営責任制との間に共通の話題が二つある。その第1、資本家階級が分裂して、機能資本家と貨幣資本家に分化したことである。この機能資本家はその系譜に前述の「経営権」者、企業経営者が登場する。第2、「自由な人々の結合体」の現代中国における具体として、「勤労大衆の経済組織」が存在する。両者のうちの主要なモメントは言うまでもなく「自由な人々の結合体」にある。そして問題はこの「結合体」としての「勤労大衆の経済組織」の内部において、所有権と経営権の関係をどのように組み立てるか、企業所有者と企業経営者はどのような関係に入り込むか、にある。

留意すべきことは、「所有権と経営権の分離」の問題は、『資本論』が論じた貨幣資本家と機能資本家の分裂の次元ではない、ことである。論点はまさに機能資本家にある。彼らは株主として支配株を所有することによって機能資本家の地位に就き、自己所有の株式だけでなく、すべての株式、内部留保によって蓄積した資本の合計＝自己資本(貸借対照表上の自己資本)の名目上の総所有者となる。支配株所有に基礎を置いて企業所有者となった。そして企業所有者として同時に、企業経営者の地位に就き機能したのである。

現代資本主義における巨大独占企業において、状況に変化が生じた。すなわち、「それは第1に企業の巨大化にともなう株式所有の極度の分散であり、そして「個々の株主による『所有』の内実の空洞化の完成とあってよい事態である」。

「第2に、巨大独占企業固有の経営管理機能の複雑化であった」。この複雑化が「株主の力の空洞化を促進・強化するよう作用する」。かくて「自らの株式所有に基礎をおかない経営者」が登場す

る(北原勇『現代資本主義における所有と決定』岩波書店1984年3月刊、p. 187~189)。

いわゆる「所有権と経営権の分離」とは現代資本主義の巨大独占企業における新事態である。この事態の特徴は、個々の株主による株式所有の内実の空洞化と引き換えに進行する「『会社それ自体』による実質的所有の成熟」(同前、p.188)である。「あくまでも法人でしかない『会社それ自体』によるその支配行為は、自然人を構成員とする会社内部機構＝経営管理組織をつうじて実行される」(同前、p. 192)。

この場合留意すべきことは、巨大独占企業における自己資本構成の変化、つまり株式資本の集積に対する、剰余の内部留保による法人所有の資本割合の増大である。換言すると、企業の自己資本の内容において、個人抛出の私有の株式資本部分が相対的に減少し、企業それ自体が生み出し蓄積した、個人持ち分に帰属しない積立、準備金部分が相対的に増大した。こうした自己資本構成における私有の後退傾向と、株式所有に基礎を置かない経営者の力の増大とが並行的に進行した。こうした所有と経営の変化を基礎にして、所有権と経営権の分離の関係が成立した。この場合、分離関係における新たな結合関係の成立も看過できない。すなわち、新たなトップ・マネジメントに立つ企業経営者は、株主支配関係と切り離され、宙に浮いた存在ではなく、「その支配行為は自然人を構成員とする会社内部機構＝経営管理組織をつうじて実行に移される」(前出、p.192)関係が重要である。

さて、現代資本主義の巨大独占企業における経営と所有の「分離」、経営者支配は以上の如くであるが、「承包経営責任制」(第3条)に記された「所有権と経営権の分離の原則」「企業自主経営、自負盈虧、自我約束の経営管理制度」は、如何に理解すべきか。

考察の対象となる「承包経営責任制」の骨格は、既述の如くであるが、要点は次のように整理できる。(1)企業経営者(16条)。(2)自主経営の管理制度(3条)、経営管理自主権(6条)。(3)企業所有者(20条)、集体経済組織(20条)、当該企業を興した全体勤労大衆の集体所有(4条)。(4)職工代表大会、職工民主管理の権利(37条)。(5)承

包経営合同（23条）、承包方の享有する権利＝経営権（33条）。

5項目に分類して列挙した「承包経営責任制」の骨格は、それぞれの内容を考慮すると、(1)それぞれが従業員100人未満の零細企業内部で密集、統一されて機能する機関であること、(2)名目は区別されるが、実体は同一ないし統一される機関であること、(3)分離の関係ではなく、一体の関係にあること、換言すると分離の効果は一体の効果に及ばないこと、が結論づけられる。そして統一、一体の関係における分業、合作の原則にもとづいた経営責任制が研究課題である。

3. 国務院1990年6月3日公布、7月1日施行「中華人民共和國郷村集体所有制企業条例」（『人民日報』1990年6月11日）。

この条例は「郷鎮企業の発展を促進する重要な行政法規である」（前出、農業部「關於促進郷鎮企業持続健康發展的報告」）。

条例は以下の如く8章45条から成る。第1章、総則。任務（第4条）、経営原則（第6条）、職工（第11条）。第2章、企業的設立。変更和終止。設立の条件（第13条）。第3章、企業的所有者和経営者。企業財産的的所有権（第18条）、企業所有者（第19条）、企業承包或者租賃制（第20条）、企業経営者（第21、22条）。第4章、企業的權利和義務。企業的權利（第24条）企業的義務。第5章、企業的管理。企業職工、参加民主管理（第26条）、各尽所能、按勞分配的原則（第27条）、労働合同（第28条）、税後利潤（第32条）。第6章、企業与政府有關部門的關係。郷鎮企業行政（第34条）、第7章、奨励与処罰。

郷村集体所有制企業の事業。「商品生産と服務業を發展させ、社会の日ましに増大する物質的文化的生活の需要を充足する。農村産業構造を調整し、農村労働力を合理的に利用する。農業生産と農村建設を支援し、国家財政と農民収入を増加する。積極的に輸出、外貨取得（出口創匯）生産を發展させる。大工業の下請け（配套）と服務を営む」（第4条）。

職工。「郷村集体所有制企業の職工は、その所属する農民集体經濟組織に戻り、農業生産に従事する権利をもつ」（第11条）。

企業設立に具備すべき条件。「企業設立に際して、以下の条件を具備しなくてはならない」。

(1) 社会が必要とする生産物と服務の提供。国家法律、法規および政策の規定に符合。

(2) 自己の名称、組織機構、生産經營の場所を有すること。

(3) 確定された經營の範圍。

(4) 生産經營と服務の規模に適した資金、設備、従業員および必要な原材料などの条件を有する。

(5) 必要な労働衛生、安全生産条件および環境保護措置。

(6) 当地に符合した郷村建設規画、合理的な土地利用（第13条）。

企業の所有権、企業所有者。「企業財産は当該企業を興した郷あるいは村の範圍内の全体農民の集体所有に属す。郷あるいは村の農民大会（農民代表會議）あるいは全体農民を代表する集体經濟組織が企業財産の所有権を行使する」（第18条）。

「企業所有者は企業の經營方向、經營形式、廠長（經理）人選、選聘方式を法律にしたがって決定する。企業の税後利潤を企業との間の具体的分配比率について、法律に従って決定する。企業分立、合併、遷移、停業、終止、破産申請について決議する権利を有する。企業所有者は企業の生産、供給、銷售について服務を提供し、また企業自主権を遵守すべきである」（第19条）。

企業経営者。「承包あるいは租賃制を実行する企業では、企業経営者は以下の条件を具備するものとする。

(1) 4項基本原則および改革開放を堅持し、規律にしたがって法を守る（遵紀守法）

(2) 必要な文化知識と専門技術知識

(3) 必要な企業經營管理能力

(4) 必要な財産担保の提供あるいは保証人

(5) 企業所有者の提出したその他合法条件」（第21条）。

企業代表権。「企業経営者は企業の廠長（經理）である。企業は廠長（經理）責任制を実行する。廠長（經理）は企業に全面的に責任を負い、企業を代表して職権を行使する」（第22条）。

企業の権利。「企業は生産經營活動において、以下に掲げる権利を享有する。

(1) 企業資産の占有と使用、国家規定に照らした資金の募集。

(2) 核准登記の範囲での生産経営活動の自主按配。

(3) 企業内部機構の設置と人員配置の決定、法による職工の招聘、辞退。賃金形態と賞罰方法の決定。

(4) 本企业製品の自行銷售の権限、但し、國務院の別の規定以外。

(5) 本企业製品価格、労務価格の自行確定の権限、但し、國務院規定の自由物価部門と関係主管部門統制価格を除外。

(6) 同業協会への自主参加、製品品評。

(7) 国家規定による各種入札（招標）、投標活動への自主参加、製品の定点生産申請、生産許可証取得。

(8) 経済契約の自主締結、経済技術合作の展開。

(9) 自然資源の依法開発、利用。

(10) 依法の外資利用、先進技術、設備の導入、輸出入貿易涉外経済活動、国家規定による企業の外国為替収入の留保（堤留）。

(11) 割当（攤派）、不法罰金の拒絶、但し、法律、法規の規定した、提供すべき財力、物力、人力は除く（第24条）。

企業の義務。「企業は生産経営活動において、以下に掲げる義務を履行するものとする。

(1) 法によって税金を納める。

(2) 国家、省、自治区、直轄市人民政府の規定により、支農資金と管理費を納付する。

(3) 法によって健全な財務会計、監査（審計）、統計等の制度をうち立て、各期ごとに財務、統計表を報告する。

(4) 自然資源と環境を保護し、汚染を防止し、処理する。

(5) 原材料とエネルギーの消費の節約に努力し、国家産業政策に適合した製品を發展させる。

(6) 労働保護に努め、安全生産に努める。

(7) 製品の質、サービスの質を保証する。

(8) 法により契約を履行する。

(9) 職工に対し政治思想、科学文化、技術業務および職業道徳等の方面の教育を実施する。

(10) 法律、法規、政策その他の規定を遵守する

（第25条）。

職工の民主管理参加。「企業の職工は企業の民主管理に参加し、廠長（經理）およびその他の管理人員に対して批判（批評）告訴（控告）の権利をもつ」（第26条）。

利潤と税金。「企業の税後利潤のうち、企業に留保される部分は60%を下回ってはならず、企業が自主按配できる。主として生産發展基金を増し、技術改造および拡大再生産の推進に使用する。福利基金と奨励基金は適当に増やす。税後利潤のうち企業所有者に交付する部分は、主として農業基本建設、農業技術服務、農村公益事業、企業更新改造あるいは新企業發展に使用する」（第32条）。

郷鎮企業の都市経済への傾斜。さきに近年の郷鎮企業が「社区的性質」を稀薄にしているという陶然氏の論述について評論した。郷鎮企業の大勢は、「社区」離れであり、企業は郷村に所在しているが、企業が非農産業化を推進しているために、郷村自身も非農村化を深めている。とくに東部沿海地区の郷鎮企業の非農産業化。「社区」離れ、城鎮化の動きは急速である。

ここに考慮した「郷村集体所有制企業条例」は、そうした転型期にある郷鎮企業の根拠法である。過去は農村にあり、将来は都市に向かう。そうした転型期にある。「郷村集体経済」という性質を以て、法文に登場するのは「企業所有者」（第19条）の条項である。「集体」は「所有者」ではあるけれども、企業経営の組織者ではない。

農民も過去になった。農民は「離土不離郷」の手続きによって、企業の「職工」となった。この条例はその職工について、二つの条文を記した。

「第11条」は職工が故あって企業を離れて、「その所属する農民集体経済組織に戻る」のであれば、その時、「農業生産に従事する権利」は保証される。私はこの条文に接してはじめて、田紀雲氏（前出、1991年12月23日講話）が「農民有那麼幾畝地、可以亦工亦農、亦商亦農、能進能退、是一項最大的社会保險」と言った意味が理解できた。

人民公社社隊企業において、「亦工亦農」は社隊企業と生産隊の間で務工務農を統一、労働点数を「支農工分」制によって統一、企業の利益が生産隊に及ぶシステムであった。そのような「亦工

亦農」の由来があったので、私は前述において、田紀雲氏の話をも不可解とした。しかし、この「条例」第11条によって「能進能退」という意味も、「最大の社会保険」の意味も氷解した。

もう一つの条文は「第26条」である。ここでは農民はすっかり職工に変身し、恐らく他の郷村、他の県、他の省から転職した「集団」外の仲間と一緒に「企業職工」として、「企業民主管理に参加し、廠長（経理）やその他管理人員を批判し、告訴する権利を有する」とある。企業とはそのようなものであるが、これでは農村は発展しない。農村は農業を廃業し、農村としては歴史の舞台から降りる。代わって小さな城鎮となり小さな「工業小区」が生まれてくる。

この時点でも尚、農民は「郷あるいは村の範囲の全体農民集体所有」者（第18条）であり、「農民の集体経済組織」（同前）の構成員である。この所有、組織と企業との関係は、外部から憶測するのは難しい。したがって私見を述べることになる。私はこの場合の「集体所有」は国有でもなく私有でもなく、法人所有でもなく自然人所有でもない。そしてその所有に権利があって、所有権的關係が発生しても、それは売買、貸借の可能な物件ではない。そうした「ない」という否定の結果、引き算の結果を「集体」と呼称するにすぎない。

換言すると「集体所有」とは無所有、つまり誰も排他的に所有する者がいない、そのような所有概念である。したがって、郷鎮企業にたいして、「企業財産は当該企業を興した郷あるいは村の範囲の全体農民の集体所有に属す」（第18条）として、財産の所有権が存在しても、その所有関係は空洞である。空洞であるから、その「集体所有」権者の一人、「集体経済組織」の構成員が、その企業に勤務している単なる「職工」に過ぎない。この論理にもとづくと、別の機会に私が「合作事業」を想定したのは訂正を必要とするかも知れない。

空洞説との関係で、つぎの条項にも留意したい。「第18条」の後半の部分に「郷あるいは村の農民大会（農民代表会議）あるいは全体農民を代表する集体経済組織が企業財産所有権を行使する」という条文がある。この場合「所有権を行使

する」という行為が具体的に何であるか明瞭ではない。この「所有」は具体的には、当該の郷政府あるいは村民委員会の名義による所有であろう。これによって所有者と賃借者の企業という形式上の整合性が保たれる。しかし形式上の整合性が保たれることによって、却って「集体経済組織が企業財産所有権を行使する」ことの空洞性が明らかになる。

元来、企業における資本の拠出＝調達の方法、労働参加の方法が、その資本の生産過程の特質を規定し、成果処分の方法を規定する。つまり企業形態の特質を規定する。この企業形態論の見地に立脚したとき、郷人民政府、村民委員会が名義人となって所有権を行使するとき、その資本、財産關係が果たして当該企業の経済的性質をどのように規定するのであろうか。その場合も国有企業に非ず、また私有企業ではないから、そして郷村機關が名義上關係するから、「郷村集体所有企業」と命名する意外に方法はない。

そうした意味で内容の空洞性の故に、この「郷村集体所有制企業」また「郷鎮企業」は主たる業種の非農産業の赴く方向にしたがい、企業それ自体の要求する方向にしたがって運動する。

すでに、郷鎮企業はその発展を通じて、「社区的性質」の稀薄化が指摘されている。それは人民公社社隊企業が終幕を迎え、郷鎮企業が発足した1984年以後の累積である。その過程において、この「郷村集体所有制企業条例」が如何なる役割をはたすか。「当該企業を興した郷あるいは村の範囲の全体農民の集体所有」（第18条）の名義が表現するような、「郷あるいは村の範囲の全体農民」とともに歩むのか。あるいはその「集体所有」が名義上、郷政府、村民委員会による「企業財産の所有権」として行使され、その実質の空洞性ゆえに、「社区的性質」の稀薄化を促進することになるのか。

郷鎮企業を含む「郷村集体所有制企業」は一般的に「社区的性質」を稀薄にする過程において、農村あるいは農業との相互関係はどのような過程を歩むのか。例えば「以工建農」あり「以工補農」の項目がある。

例えば、「条例」の「第25条」第2項が「支農資金」支出を規定している。また、「第32条」が

剰余金処分における「税後利潤」の処分についても、60%以上を内部留保とし、企業の発展に備えるとしている。残り40%未満が企業所有者にたいする配分とされ、農業基本建設、農業技術服務、農村公益事業に使用すると規定されている。

この企業剰余金処分における「支農」条項にしても、この企業の「開創」は由来する「母班」であって、企業の現実の資本＝労働過程によって内在的に規定されたものではない。母班はやがて成人＝成熟とともに消え去る。

系譜としては旧農村＝農業関係に由来し、人間の実在として「郷村集体所有制企業」に姿態を現すのが「企業職工」である。その基本的部分は当該郷村出身の「離土不離郷」式就労の農民である。ここでは農民は母班ではなく、実在するのであるが、「企業職工」であって農民ではない。

農民は「当該企業を興した郷あるいは村の範囲の全体農民の集体所有」の構成員であり、「企業財産の所有者」者の一人である。しかし、ここでは「企業職工」として実在する。何故か。それは企業はその企業財産を承包あるいは租賃の方法を以て、「郷あるいは村の農民大会（農民代表会議）あるいは全体農民を代表する集体経済組織が企業財産の所有者を行使」（第18条）の手続きを経て手に入れている。

私の憶測であるが恐らく、郷政府、村民委員会が発包、租賃の手続きをとるのであろう。この場合、万事が形式的に進行する。普通、形式的手続

きを保証するのは、形式にたいする実質、この場合は「農民集体所有」の構成員が名義的代表との間の代表権委譲である。こうした代表権委譲が省略されるのであれば、省略にたいする反対が生じない程に、「農民集体所有」は空洞化していたのであろう。

「郷村集体所有制企業」について、「条例」にもとづいて、企業の所有者と経営者およびその関係の实在に迫ったのであるが、所有者もしくは所有権行使人（第18条）と「郷あるいは村の範囲内の全体農民の集体所有」との関係について説明できなかった。恐らく中国人にとっては説明はそれ程重要な問題ではないかと思う。それはそれで私も納得する。

しかし、その上で尚かつ説明できず、納得できなかったのは、「全体農民の集体所有」の構成員が、企業に就労するばあい、単なる「企業職工」に留まることである。所有（者）と経営（者）と労働（者）の関係が何故、企業構成の骨格として「条例」の論点とならなかったのか。この企業の性質を「集体所有制企業」として規定する、最も重要なモメントは、「所有者」あるいは「所有権」の行使ではなく、法文上「全体農民集体所有」の構成員そのものであるはずの、当該郷村出身の就労者、企業職工にあるはずである。このモメントはすこぶる鮮明を欠くものであった。

（すがぬま まさひさ 名誉教授）

（1996. 6. 10 受理）